第3版

事業者のための

生物多様性民間参画ガイドライン

GUIDELINES FOR PRIVATE SECTOR ENGAGEMENT IN BIODIVERSITY

環境省

要 約　エグゼクティブ・サマリー

1. はじめに

なぜ事業者は生物多様性の保全に取り組む必要があるのでしょうか？事業者が、事業活動を通じて国内外の生態系に依存していること、また生態系に大きな影響を与えていること、さらに、製品やサービスを通じて消費者とも繋がったり市場を変革したりするという重要な役割を担っていることがそのひとつの理由です。また、近年、短期的に得られる利益だけではなく、生物多様性配慮を含む ESG 対応をベースとした持続的成長性への期待が、企業の価値評価へ大きな影響を与えるようになりつつあります。したがって、生物多様性に対して何も行動をしないことは、経営上の大きなリスクとなる可能性を孕んでいます。

私たちの暮らしや経済は、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。過去 100 年間の人間活動の影響により、種の絶滅速度はこれまでの地球の歴史から見ても異常な速度で急上昇し、地球の生物多様性は危機的な状況にあります。

こうした状況を受けて、2021 年の「G7 2030 年自然協約（Nature Compact）」では「ネイチャーポジティブ（自然再興）」という、「自然を回復軌道に乗せるために、2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させる」目標が合意されました。また、2022 年 12 月開催の生物多様性条約締約国会議（CBD COP15）では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が決定されました。同枠組において、事業者は、気候変動対策、過剰消費の削減、持続可能な生産、生物多様性への投資等の取組を進めることで、ネイチャーポジティブの推進に寄与することが期待されています。

民間主導の取組としても、ESG 投融資等への関心の高まりを背景に、SBTs for Nature（自然のための科学に基づく目標）や TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）といったフレームワークの検討が進められています。

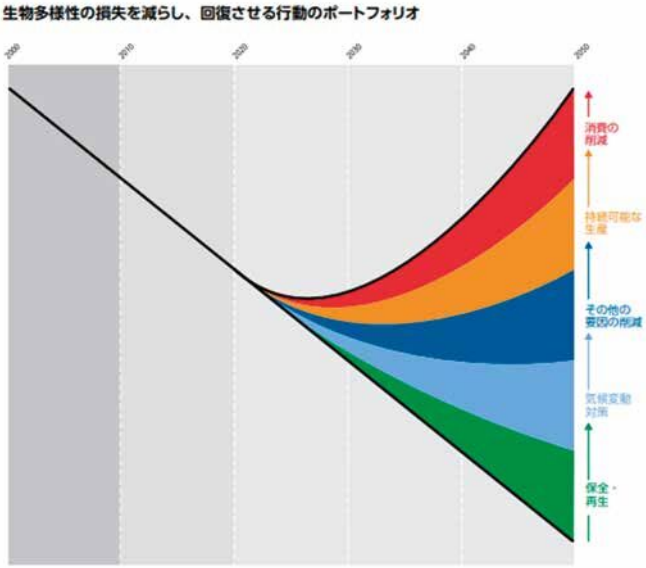

地球規模生物多様性概況第 5 版（2020 年、生物多様性条約事務局）

2. ガイドラインの役割・ポイント

本ガイドラインは、こうした国内外の動向を踏まえて、企業が生物多様性の保全や自然資本の持続的利用、すなわち持続可能な経営を目指す際に参考としていただけるよう作成しました。柔軟かつ効果的に経営課題として生物多様性の保全等に取り組むための基本的指針としてご参照ください。本ガイドラインのポイントは下記のとおりです。

本ガイドラインのポイント

- ✓ 生物多様性に関する最近の動向（経済との関わり、昆明・モントリオール生物多様性枠組、国家戦略、目標設定、情報開示等）を追記。金融を含む事業者に関する依存と影響、リスクと機会について解説【第 1 編】
- ✓ 「基本的プロセス」を明確にし、プロセスごとに取組の内容を解説。自社の取組レベルを認識し、より高いレベルへステップアップすることが可能となるよう、目標設定と情報開示を柱に取組のレベルを明示、最新の国際的枠組を紹介【第 2 編】【第 3 編】
- ✓ 定量的な影響評価・目標設定の方法と具体的な指標、情報開示の方法、さらに SBTs for Nature 及び TNFD 等に関し、実際の事例とともに紹介【第 3 編】
- ✓ Q&A 集として、中小企業、金融機関を含む実務担当者へのアドバイスなどをまとめて紹介【第 4 編】
- ✓ 具体的な取組について、参考情報を掲載【参考資料編】

3．ガイドラインの構成

このガイドライン（第３版）は、上記のポイントを織り込み、全４編の構成としています。

第１編 事業活動と生物多様性

ここでは、生物多様性に関わる基本的な概念の説明、生物多様性をめぐる国内外の大きな動きとTNFDを始めとした国内外の目標や枠組の紹介、そして事業活動と生物多様性の関わりについてご説明しています。

生物多様性を保全することは、事業ポートフォリオの多様化と同様に、生物資源に依存しているビジネスのリスクと不確実性を低減し、事業活動のレジリエンスを高めることに直結しています。さらに、これまでになかった活動領域に踏み込むことで、新たな事業創出の好機にもなります。

世界経済フォーラムの報告書では、生物多様性の損失は生存基盤への脅威として、気候変動に次ぐ深刻な危機であると示され、世界の GDP の半分（約 44 兆ドル）以上は自然の損失によって潜在的に脅かされているとされています。一方で、ネイチャーポジティブ経済への投資と移行で、2030 年までに約３億 9500 万人の雇用創出と年間約 1150 兆円規模のビジネスチャンスが見込めるとされています。

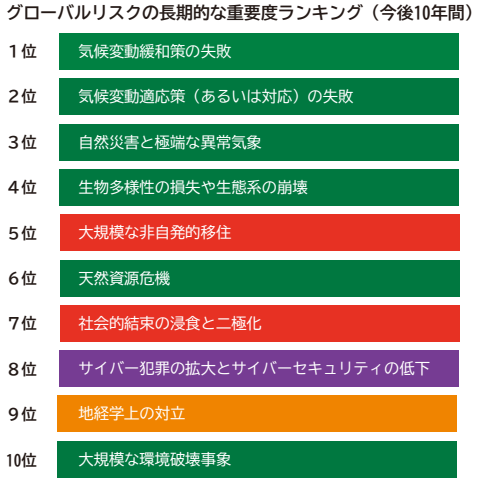

THE GLOBAL RISKS REPORT 2023 18TH EDITION
(2023 年、世界経済フォーラム)

そして、生物多様性と気候変動、循環経済は相互に関係性があります。自然資源の消費を抑制・効率化することは、気候変動対策や生物多様性の保全に貢献することになり、気温上昇を抑制することで、種の絶滅のリスクを低減することに繋がります。また、気候変動緩和策の中には、生物多様性に正の影響を与えるものもあれば、負の影響を与えるものもあります。脱炭素、資源循環、生物多様性の３要素を統合的に考え、企業価値の向上と持続可能な社会の実現を両立させるような経営を推進することで、求められる環境対応を効率的、効果的に実施できます。

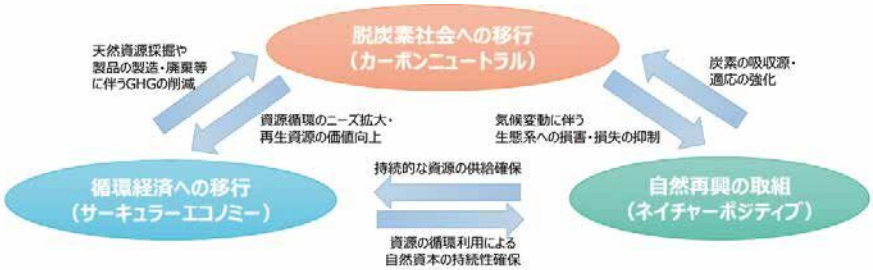

ネイチャーポジティブの概念を実際に自社の事業活動に落としこもうとする際には、自社の事業活動がどのように生物多様性に影響を与え、または依存しているかを確認するとともに、どうすればビジネスリスクを減らし機会に結びつけることができるのかを検討する必要があります。

生物多様性及び自然資本に配慮した経営が、国際的にも、金融機関からも求められている一方で、こうしたプロセスを進める際の事業会社にとっての課題としては、目標・指標の設定や定量化・経済的評価が困難であることや、本業との関連性が低い場合もあるといったことが挙げられています。しかし、事業活動のプロセスを把握した上でサプライチェーンを俯瞰して考えると、多かれ少なかれ原材料等で自然資本を活用しています。自社のサプライチェーンを全て詳細に把握することは非常に難しいのが現状ですが、まずは生物多様性への依存と影響が大きいプロセスや原材料を大まかに特定した上で、それらに絞ってサプライチェーンを詳細に把握していくこと、本ガイドラインでもご紹介しているような既存のツールを活用して影響を測ってみることなどが考えられます。

第２編 生物多様性の配慮に向けたプロセス

ここでは、国内外の枠組への対応を念頭に、実際に事業活動において生物多様性に適切に配慮するための基本プロセス及び各業種・事業ごとの対応の考え方を解説しています。

基本プロセスとして、①社内体制を構築し、自社の事業活動・サプライチェーンが生物多様性に及ぼす影響の把握により、経営としての重要事項を抽出する。②その結果を踏まえ、自社としての戦略や対応方針、裏付けとなる指標・目標を設定し、目標に向けた具体的な取組を盛り込んだ計画を策定する。③計画等に基づいて具体的な取組を実施し、④定期的なモニタリングにより、自社の取組状況を定期的に把握・分析し、計画の進捗状況や達成度を評価するとともに、必要に応じて計画の見直しに反映する、といったように整理をしています。さらに横断的取組として、⑤内部の能力構築や、⑥情報公開や外部ステークホルダー等とのコミュニケーションを随時実施することを推奨しています。

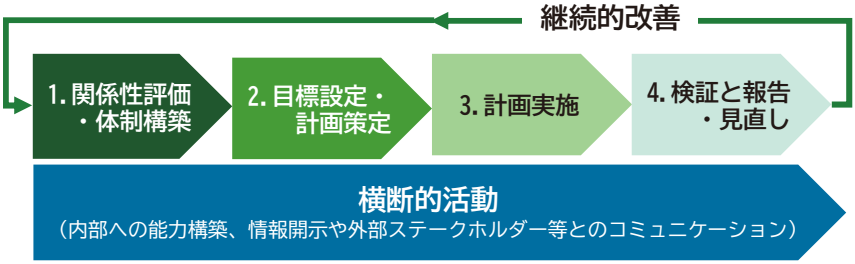

これらの各プロセスは、実際には業種等に応じて対応する必要があります。まずは自社の事業活動について、該当業種・事業活動ごとの取組を特定、参照し、対応を図りましょう。その後サプライチェーン・バリューチェーンの上流・下流の活動についてもサプライヤー等と連携しながら実態の確認をし、対応をしていく流れが望ましいでしょう。

第３編 影響評価、戦略・目標設定と情報開示等

第２編で取り上げた生物多様性の配慮に向けたプロセスに関連して、生物多様性・自然資本への影響評価の考え方や、それを踏まえた戦略や目標の設定、情報開示等についてより詳しく解説するとともに、参考となるような企業事例を掲載しています。

生物多様性への配慮を経営に位置づけ、実効性のある取組を行うためには、事業活動による生物多様性への影響や依存を可能な限り定量的に把握し、そこから導かれる事業へのリスクや機会を分析・評価する必要があります。

生物多様性や自然資本は、場所によってその脆弱性や受ける影響等は異なります。そのため、評価の目的によっては、事業活動が行われる場所ごとに、生物多様性や自然資本の状況を把握することが必要となる場合があります。その上で、生物多様性に与える影響や、事業の依存度が大きい事業活動・場所を抽出し、事業活動や社会に対するリスクや機会を詳細に分析することになります。その際、生態系はその場所に固有のものであるため、生物多様性に関する影響の評価では負の影響と正の影響を相殺せずに示すことも重要です。

事業活動と生物多様性における影響・依存・リスク・機会を分析した後は事業者として目標設定等の取組を進めた上で、財務に関わる部分を中心に、投資家等に対する情報開示を行うことになります。影響の把握や目標設定、情報開示に関連して、TNFD フレームワークや SBTs for Nature、CDP、生物多様性にかかる国際規格など様々な枠組作りが進んでいるので、可能であればこれらの枠組に対応する形で取り組むことで、効率的な対応が可能となるでしょう。

なお、今回の改訂では、経営層の皆さんや従業員の皆さんが、自社の取組レベルを認識し、より高いレベルへステップアップすることが可能となるよう、目標設定と情報開示を柱に、取組のレベルを５段階でお示ししました。

目標設定と情報開示に関する取組レベル（５段階）

	段階的アプローチ
1	生物多様性に関して無実施
2	事業活動のうち、一部分について、実施
3	環境マネジメントシステムなどに基づき継続的に実施
4	将来的に必要となる国際的枠組（SBTs for Nature、TNFD)に向けて一部の活動を実施
5	国際的枠組に対応し、活動を継続的に実施

以上の生物多様性と事業活動の関係の分析やそれに基づく戦略・目標の設定については、対外的に公表してステークホルダーとコミュニケーションを図ることで、事業への理解の深化、資金調達や市場でのレピュテーションの機会、本業におけるイノベーションや企業価値の向上に資する気づきを得ることに繋がっていきます。その際、投資家や消費者等に説明するため、「生物多様性保全に取り組むことが自社製品や自社自体の価値向上にどう結びつくか」について、説得力のあるストーリーが必要となるでしょう。

現在、生物多様性に関する事業者の情報開示に関して、統合報告書、環境報告書、サステナビリティ報告書などを通じて、事業活動による自然への影響の削減等の非財務情報の開示が、多くの事業者によって行われています。一方、最近の動向として、財務情報に関連しての開示を目的とした TNFD フレームワークの議論が進展しています。今後は、これらへの対応も必要となります。同フレームワークは財務情報に関連しての開示を目的としているため、いわゆる CSR 的な取組は必ずしも情報開示の対象とはならない可能性があります。ただし、地域社会での自然保護活動や 30by30 目標への貢献などの取組が本業のリスク・機会にどう繋がるかストーリー付けした上で情報開示することで、地域社会への理解促進や、従業員の士気向上などに繋がる効果が期待されます。

また、欧州においては金融機関に対するサステナビリティ情報開示規則（SFDR）といった規制的な情報開示制度が構築されているほか、デュー・ディリジェンス指令やタクソノミー規則への対応等が求められるようになってきています。取引等の相手国における情報開示制度にも配意し、影響・依存・機会・リスクの分析等を通じてこれらの新たな規制についても統合的に検討していくことにより、国際的な市場の動きに対応しやすくなるでしょう。

第４編 Ｑ＆Ａ集

ここでは、実際に事業活動において生物多様性に関する取組を進めるに当たって、企業の実務担当者からいただくことの多い質問と、それに対する回答をお示ししています。すべての企業、中小企業、金融機関向けに分かれており、2030 年に向けた新たな国際的な枠組・イニシアティブに関する情報を可能な限り網羅していますので、組織内部での説明にもご活用いただければ幸いです。

また、今後も戴いたご意見等を踏まえ、Web 上で更新を続けていく予定です。

参考資料編（別冊）

世界の生物多様性の状況、国内外の各種枠組、生物多様性に関する団体やイニシアティブ、影響評価、目標設定、情報開示や認証制度に関する参考情報を掲載しているほか、情報公開、定量的目標設定に関する企業の活動事例を紹介しています。

４．おわりに

2010 年に愛知県名古屋市で生物多様性条約第 10 回締約国会議（CBD COP10）が開催され、生物多様性の保全と持続可能な利用のために世界が 2020 年までに取り組むべき「愛知目標」が採択されたことが、日本企業の間で生物多様性の取組が広まるきっかけの大きな一歩となりました。しかし 2020 年を迎えた今、愛知目標のほとんどの項目についてかなりの進歩が見られたものの、ビジネスに関わる目標を含めた全ての目標について、残念ながら完全に達成できたものはひとつもないという結論が出されました。「今までどおり（Business as usual）」の事業や生活を続けていけば、生物多様性は損失を続けるばかりです。私たちが今まで当たり前に過ごしてきた生活、当たり前に消費してきた自然の恵みをこれからも享受していくためには、CBD COP15 にて新たに採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の 2030 年ミッションにあるとおり、「生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」必要があるのです。

事業者の皆様には、持続可能な経営の実現に向け、自社の生物多様性への依存と影響を把握し対応すること、及び自社の本業である技術やサービスによって機会を得ていくことを期待し、本ガイドラインがその一助となれば幸いです。

目 次

序 論 1
1. 背景 1
2. 目的 2
3. 本ガイドラインの対象と性質 2
4. 本ガイドラインの構成 3
5. ガイドラインの改訂の経緯について 4

第１編　事業活動と生物多様性 5
第１章 生物多様性とは・その現況 5
1. 生物多様性とは 5
2. 生物多様性の国内外の現況 8
3. ビジネスの役割 12
第２章 新たな国内外の目標・戦略 13
1. 国際的な目標・戦略（昆明・モントリオール生物多様性枠組） 13
2. 国内的な目標・戦略（生物多様性国家戦略 2023～2030） 15
3. その他の枠組 16
4. 生物多様性に関わる可能性のある他分野の取組 19
5. 脱炭素、循環経済、生物多様性の関係性 20
第３章 事業活動と生物多様性の関わり 22
1. 事業活動と生物多様性の関わりの基本的考え方 22
2. 基本的な関係性の認識とその参考事例 23

第２編　生物多様性の配慮に向けたプロセス 26
第１章　生物多様性と事業活動に係る原則・責務 26
第２章　生物多様性の配慮のための基本プロセス 27
1. 配慮のための基本プロセスの考え方 27
2. 各プロセス・ステップの詳細について 29
第３章　業種・事業等ごとの基本的考え方 37
1. 業種・事業別の基本的考え方 37
2. 金融機関における基本的考え方 43
3. 地方自治体との連携を考える場合に参考となる情報 44

第３編　影響評価、戦略・目標設定と情報開示等 45
第１章 影響評価 45
1. データや指標に基づく影響評価・分析の基本的考え方 45
2. 事業活動等へのリスクや機会の把握 49
第２章 戦略・目標の設定 50
1. 生物多様性に関する戦略・目標設定について 50
2. 生物多様性に関する目標設定の方法 50
3. 目標設定の際に配慮すべき視点 51
4. 目標設定への段階的アプローチ 51
5. 戦略と目標設定の関係 53
6. SBTs for Nature に基づく目標設定 55
第３章　情報開示等 57
1. 情報開示等の基本的考え方 57
2. 情報開示の媒体 57
3. 情報開示の枠組 58
4. 情報開示の段階的アプローチ 60
5. TNFD に基づく情報開示 61
6. 情報開示以外の取組（欧州中心） 66
第４章　【参考】企業事例 68

第４編　Q&A 集 77
1. 実務担当者のための Q&A 77
2. 実務担当者（中小企業）のための Q&A 80
3. 金融機関のための Q&A 81

序 論

1. 背景

地球の環境とそれを支える生物多様性は、人間を含む多様な生命の長い歴史の中でつくられてきたものです。私たちの暮らしは、食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。しかし、過去 100 年間の人間活動の影響により、種の絶滅速度はこれまでの地球の歴史から見ても異常な速度で急上昇し、地球の生物多様性は危機的な状況にあります。

事業者は、事業活動を通じて国内外の生態系に依存し、また、生態系に大きな影響を与えています。さらに、製品やサービスを通じて消費者とも繋がることで、生物多様性の保全に関して重要な役割を担っています。

そのため、例えば環境基本法では、事業者は「自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する」[1]とされ、生物多様性基本法では、「事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする」[2]とされています。

国際社会においても、例えば生物多様性条約締約国会議[3]（CBD COP）では、第８回から第 15 回まで民間参画に関わる決議が採択され続けています。その結果、2022 年 12 月に開催された COP15 では、ポスト愛知目標となる 2030 年までのグローバル生物多様性枠組として、昆明・モントリオール生物多様性枠組が決定されました。同枠組では、愛知目標より数値目標が引き上げられ、社会・経済活動に関連する目標が充実・強化されました。また、「G7 2030 年自然協約(Nature Compact)」では「ネイチャーポジティブ（自然再興）」という地球規模の目標が合意されました。これは、「自然を回復軌道に乗せるために、2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させる」という目標です。

このように、今後、これらの 2030 年までのターゲットの達成に向け、全世界の企業が取組を求められることとなります。

これらの国際条約ベースの取組にとどまらず、官民あるいは民間主導の取組として、ESG 投融資等への関心の高まりを背景に、SBTs for Nature（Science Based Targets for Nature、自然のための科学に基づく目標）や TNFD（Task force on Nature-related Financial Disclosures、自然関連財務情報開示タスクフォース）といった、新たなフレームワークの検討も進められています。

その他、2021 年に G7 で合意された「自然協約」を踏まえて我が国では「30by30[4]」目標が設定されています。その達成に向けた取組促進のための枠組づくり、インセンティブの検討も進むなど、民間活動における生物多様性保全への期待は高まっています。

---

[1] 出典：環境基本法（平成 5 年法律第 91 号、最終改正令和 3 年法律第 36 号）
第八条原文 「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。」

[2] 出典：生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）
第六条原文「事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。」

[3] The Conference of the Parties of Convention on Biological Diversity

[4] 30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、「自然を回復軌道に乗せるために、2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させる」というゴールに向け、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です

2. 目的

本ガイドラインは、企業が生物多様性の保全や自然資本の持続的利用、すなわち持続可能な経営（以下「生物多様性の保全等」という。）を目指す際に参考となるよう作成したものです。

現在、多くの事業者が生物多様性の保全等について、業種や業態ごとの依存・影響、リスク・機会等を自ら分析・評価し、経営課題の一環として取り組み始めています。しかしながら、前述したような国内外の動きが様々ある中で、そうした分析等にどこまでリソースを割くか、どのような方法論で取り組むことが効果的なのか等、迷っておられる事業者も多いと思います。

そこで本ガイドラインは、事業者が柔軟かつ効果的に経営課題として生物多様性の保全等に取り組むための基本的指針を、現時点での国内外の動きも踏まえて提供するものです。

なお、本ガイドラインは法律上、生物多様性基本法第 19 条（生物の多様性に配慮した事業活動の促進）に基づき国が講じる措置に当たります。

3. 本ガイドラインの対象と性質

（対象）

本ガイドラインは主に事業者[5]を対象とします。ここで言う事業者とは、いわゆる事業会社に留まらず、金融機関も対象としています。

なお、事業活動と生物多様性・自然資本の関係は事業の内容によって様々ですが、同一業種であれば事業活動と生物多様性の関係は類似していると考えられます。このため、業種をまとめる立場にある事業者団体においても、本ガイドラインを踏まえつつ、業種の特性を考慮した行動指針等の作成や、所属団体への能力構築等、重要な役割を担うことが期待されます。

（性質）

本ガイドラインは、国際目標、国家戦略といった公的な枠組・目標に留まらず、ISO14001（環境マネジメントシステム）といった国内外の規格や、TNFD 及び SBTs for Nature といった自主的な枠組などを可能な限りカバーした上で、共通部分は可能な限り統合的に記述することとしています。

また、自社の事業活動との関係に留まらず、原材料調達や消費・使用といった自社以外のサプライチェーンの上流や下流まで含むこととしています。

本ガイドラインは法的規制に基づくものではなく、事業者が、生物多様性基本法等に基づく責務規定等を踏まえつつ、効果的かつ効率的に生物多様性や自然資本を経営に組み込むための基本的指針です。一方で、近年、生物多様性・自然資本を巡る TNFD や SBTs for Nature 等の自主的枠組に加え、欧州のデュー・ディリジェンス指令やタクソノミー規則など、様々な枠組・規制の検討が日々進んでいます。本ガイドラインにおいてもこのような関連取組については可能な限り言及していますが、各事業者においても、国内外の動きを個別にフォローする必要があります。

なお、本ガイドラインを含め、生物多様性と経営に係る各種情報については、環境省のサイトに逐次アップすることとしておりますので、適宜ご参照ください。

[5] このガイドラインでは、「事業者」を大企業、中小企業、組合等各種法人事業者、個人事業者等も含んだ概念として使用しています。

4. 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、４つの編及び参考資料と別冊資料群から構成されています。

第１編「事業活動と生物多様性」

生物多様性や自然資本といった、一見、事業者と関わりが見えにくいテーマについて、事業活動との関係性（依存、影響、リスク、機会など）を整理しています。例えば経営層の方々に、生物多様性や自然資本が経営に大きな影響を及ぼすことをご理解いただけることを目指しています。

第２編「生物多様性の配慮に向けたプロセス」

国内外の動向等を踏まえ、事業活動（経営）において生物多様性や自然資本を組み込むための基本的なプロセスについて解説しています。ESG・CSR 担当に留まらず、経営企画のご担当者等においても、経営戦略に生物多様性を組み込むプロセスをご理解いただけることを目指しています。

第３編「影響評価、戦略・目標設定と情報開示等」

第２編の基本的なプロセスを進める上で、現時点で最も重要と思われる、事業活動と生物多様性の関係に係る「影響評価」の考え方や手法、影響評価結果を踏まえた「戦略・目標設定」について詳述するとともに、昨今 ESG 投融資等の観点からも関心が高まっている「情報開示等」について解説しています。これらの分野のご担当者に、定量化手法やその説明方法をご理解いただくことを目指しています。

第４編「Q&A 集」

生物多様性への配慮について、企業の実務者からいただくことの多いご質問とその回答を記載しています。「第１章　実務担当者のための Q&A」、「第２章　実務担当者（中小企業）のための Q&A」、「第３章　金融機関のための Q&A」の３章構成です。

なお、本ガイドラインの参考として、下記資料を併せてご活用いただくことを想定しています。

(1)参考資料編

参考資料として、本編と関係が深い情報を可能な限り掲載しています。本編の理解の参考となるよう情報のみならず、より高度な活動や先進的な活動を目指す場合に参考となる情報も記載しています。

(2)エグゼクティブ・サマリー

事業者としてきちんとした取組を実施するためには、経営層による理解と意思決定が不可欠です。本ガイドラインでは、経営層を含む各階層を対象とした要約版「エグゼクティブ・サマリー」を別に設け、環境省 Web サイトからダウンロードできるようにしています。

5. ガイドラインの改訂の経緯について

本ガイドラインは「(事業者のための)生物多様性民間参画ガイドライン(第２版)」(2017 年)を、生物多様性を取り巻く国内外の状況の変化を踏まえ、環境省自然環境局が改訂し、公表したものです。

改訂に当たっては、「生物多様性民間参画ガイドラインの改訂に関する検討会」において検討を行い、国内外の最新の状況の変化に対応すると同時に、企業が生物多様性の配慮を行う際に大きな課題となっている「目標設定」及び近年顕著な動きとなっている、財務情報と連動した「情報開示」について詳述しました。

■ 委員名簿（五十音順、敬称略 ○：座長、所属は 2022 年８月時点）

饗場　崇夫	経団連自然保護協議会　企画部会長
足立　直樹	株式会社レスポンスアビリティ　代表取締役
伊坪　徳宏	東京都市大学環境学部　教授
○可知　直毅	東京都立大学　大学教育センター　特任教授
椛島　裕美枝	イオン株式会社　環境・社会貢献部　マネージャー
櫻本　恵	アセットマネジメント One 株式会社 運用本部責任投資グループ　エグゼクティブ ESG アナリスト
日比　保史	一般社団法人コンサベーション・インターナショナル ジャパン 代表理事
松原　稔	りそなアセットマネジメント株式会社　執行役員　責任投資部部長

■ 生物多様性民間参画ガイドラインの改訂に関する検討会等の経緯

	日程	主な議題
第１回検討会	2021 年 ８月 24 日	ガイドライン（第３版）の改訂方針
第２回検討会	2021 年 10 月 15 日	ガイドライン（第３版）骨子案の検討
第３回検討会	2021 年 12 月 13 日	ガイドライン（第３版）第３-４編素案の検討
第４回検討会	2022 年 ２月 ４日	ガイドライン（第３版）素案の検討
第５回検討会	2022 年 ８月 ５日	ガイドライン（第３版）素案の検討
第６回検討会	2023 年 １月 27 日	ガイドライン（第３版）原案の検討
パブリックコメント	2023 年２月 10 日 ～2023 年２月 28 日	ガイドライン（第３版）原案のパブリックコメント
検討・決定	2023 年３月 31 日	ガイドライン（第３版）の決定

第１編　事業活動と生物多様性

「第１章　生物多様性とは・その現況」においては、生物多様性に関わる基本的な概念や、生物多様性に関わる国内外の状況をご説明します。

「第２章　新たな国内外の目標・戦略」では、TNFD フレームワークといった現在検討中のものも含めて、今後の新たな国内外の目標や枠組をご紹介します。

さらに、「第３章　事業活動と生物多様性の関わり」においては、生物多様性に配慮した経営の必要性と、自社の事業活動がどのように生物多様性と関係するのか、一般的な考え方をお示しします。

第１章　生物多様性とは・その現況

1.　生物多様性とは

●生物多様性

人間などの動物や、植物や菌類などの微生物まで、地球上に生息するすべての生物の間に違いがあることをいいます。

生物多様性条約では以下の３つのレベルでの多様性で定義されています。

生態系の多様性：干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川等、様々なタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていること。

種の多様性　　：様々な動物・植物や菌類、バクテリア等が生息・生育しているということ。

遺伝子の多様性：同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあること。

生物多様性は生態系を育み、自然の回復力を高め、私たちが依存している生態系サービス（後述）へのリスクを低下させます。

生物多様性が豊富であるほど地球がレジリエントになることは、事業活動において、ポートフォリオにおける多様性がリスクと不確実性を低下させ、レジリエンスを高めることと同様です。

生物多様性を保全することは、原材料調達などにおけるビジネスリスクの低減に直結しています。さらに、これまで十分になされていなかった活動領域に踏み込むものであるため、新たな事業創出の好機にもなります。

●生態系サービス

生態系が人間にもたらす恵み（木材、繊維、受粉、水の調整、気候の調節、レクリエーション、精神衛生上の利益等）であり、自然資本から発生するフローのことを指します。

■ 生物多様性と自然資本のストック、フロー、価値との関係[1]

■ 生態系サービスの分類

供給サービス（例：食料）	調整サービス（例：花粉媒介）	生息・生育地サービス（例：生息環境）	文化的サービス（例：レクリエーション）
・食料 ・淡水資源 ・原材料 ・遺伝子資源 ・薬用資源 ・観賞資源	・大気質調整 ・気候調整 ・局所災害の緩和 ・水量調節 ・水質浄化 ・土壌浸食の抑制 ・地力の維持 ・花粉媒介 ・生物学的防除	・生息・生育環境の提供 ・遺伝的多様性の保全	・自然景観の保全 ・レクリエーションや観光の場と機会 ・文化、芸術、デザインへのインスピレーション ・神秘的体験 ・科学や教育に関する知識

[1] 出典：Integrating Biodiversity Into Natural Capital Assessments（自然資本評価における生物多様性の統合）（2020 年、Capital Coalition）に一部追記

●自然資本

森林、土壌、水、大気、生物資源、鉱物資源等、自然によって形成される資本（ストック）のことを意味します。

■ 生物多様性と自然資本の違いについて

自然資本は、上記のとおり、生物・非生物を含めた自然界で発生するあらゆる資源のストックを表しています。一方で、生物多様性は、自然資本を構成する生態系や生物種間（種）・生物種内（遺伝子）といった自然界の様々なレベルでそれぞれに違いがあることを示しています。

生物多様性には、洪水や干ばつといった自然災害に対する回復力を提供し、炭素循環と水循環、土壌形成といった基礎的プロセスを支え、自然資本を健全で安定な状態に保つ役割があります。

■ 経済・社会の基盤としての自然資本[2]

自然資本は経済・社会の基盤であり、気候変動との強い関係性も指摘されています。そのため、持続可能な事業活動のみならず、気候変動対策を進める上でも、生物多様性・自然資本の保全への取組が不可欠です。

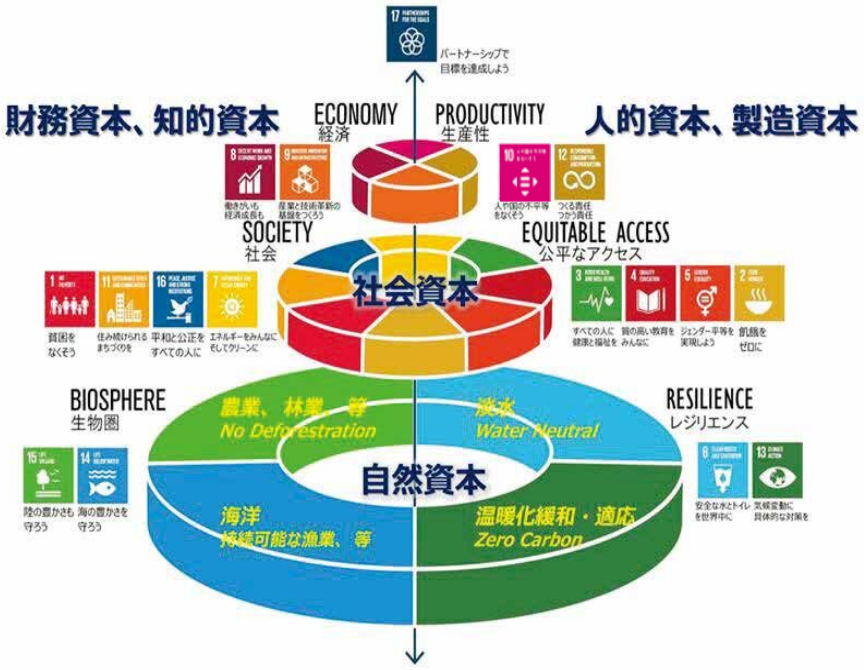

[2] 図は、MS&AD インターリスク総研株式会社より資料提供。原典は、ストックホルム大学ストックホルム･レジリエンス･センター（Azote 制作）

2. 生物多様性の国内外の現況

(1)国際的な状況

世界の森林面積は、1990～2020 年の 30 年間で 1 億 7,800 万 ha（日本の国土面積の約５倍）が減少[3]しています。また、2023 年３月時点で国際自然保護連合（IUCN）が評価対象とした動物・植物などの種 150,388 種のうち、およそ 27%に該当する 42,100 種以上が絶滅のおそれがある[4]とされています。

さらに、IPBES 地球規模評価報告書によれば、自然とその人々への重要な寄与（生物多様性と生態系の機能やサービスとも表現される）は、世界的に悪化しているとされており、自然劣化の例として「生態系の範囲と状態」「種の絶滅リスク」等の悪化が挙げられています（下図）[5]。これら自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は過去 50 年の間に加速しており、地球規模で大きな影響を与えています。

直接的要因、間接的要因とは

- ✓ 直接的要因：自然の変化を直接的に引き起こす要因（土地 / 海域利用変化、生物の直接採取、気候変動、汚染、侵略的外来種）
- ✓ 間接的要因：自然の変化の直接的要因の原因となる、人口（人口動態など）、社会文化（消費パターンなど）、経済（貿易など）、技術、制度、ガバナンス、紛争と伝染病など

■ 生物多様性減少を明示する、直接的または間接的な変化要因による世界的な自然劣化の例

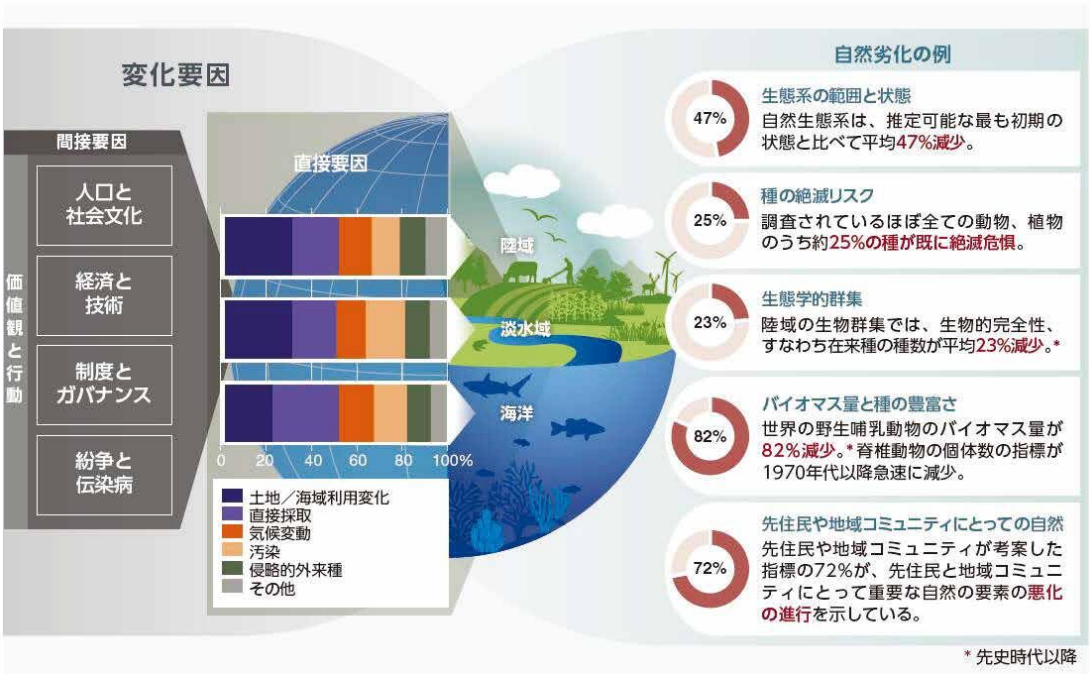

[3] 出典：世界森林資源評価（FRA）2020 メインレポート（2020 年、国際連合食糧農業機関(FAO)）
[4] 出典：THE IUCN RED LIST OF THREATENED SPECIES ウェブサイト
[5] 出典：IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約 日本語版（2020 年、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）著作、環境省制作） ※原本は 2019 年発行

また、2020 年９月に生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況　第５版（Global Biodiversity Outlook 5, GBO5)」によると、愛知目標のほとんどの項目についてかなりの進捗が見られたものの、ビジネスに関わる目標を含め、20 の個別目標で完全に達成できたものはないと結論づけられています。その理由として、各国が設定した国別目標が全般的に、対象範囲と野心度の点で、愛知目標にはほとんど及んでいないことが挙げられます。愛知目標と十分一致している国別目標は４分の１以下（23%）に過ぎず、愛知目標と類似し、かつ達成される見込みである国別目標は約 10 分の１のみであり、国別報告書の情報からは、各国が国内で愛知目標に取り組むコミットメントの野心度、並びにこれらコミットメントに達するための行動の双方においてギャップがあることが示されています。

■ 愛知目標の達成状況（目標４のケース）[6]

愛知目標	進捗の評価	進捗の概要
遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており（1）、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える（2）。	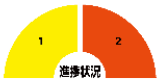	持続可能な生産及び消費のための計画を策定している政府及びビジネスは増えているが、人間による持続不可能な活動が生物多様性に及ぼす負の影響を取り除く規模では行われていない。自然資源はより効率的に利用されるようになっているが、資源の総需要は増加し続けているため、自然資源の利用による影響は安全な生態学的限度をはるかに上回ったままである。**本目標は未達成**（信頼性：高）

■ ダスグプタ・レビュー

2021 年２月には、英国財務省の要請に基づき、ケンブリッジ大学のパーサ・ダスグプタ教授によって生物多様性の経済学に関する中立かつグローバルなレビュー（ダスグプタ・レビュー）と題する最終報告書が公表されました。

（資料紹介）ダスグプタ・レビュー[7]

本レビューでは、経済、生計、幸福は、すべて人類にとって最も貴重な資産である自然に依存している一方、人類の需要は、我々が依存している財・サービスを供給する自然の能力を大きく超過していることを指摘しています（供給能力に対する人類の需要はおよそ 1.6 倍［2020 年］）。

その上で、自然との持続的な関係を築くには、考え方や行動の変化に加えて、経済的成功の測定方法として、GDP とは異なる、自然資本を含めた富の包括的な経済指標を取り入れる必要があると指摘しています。

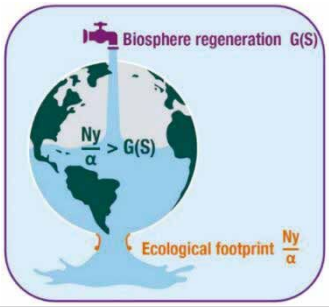

[6] 出典：地球規模生物多様性概況第５版（2020 年、生物多様性条約事務局）
[7] 出典：THE ECONOMICS OF BIODIVERSITY: THE DASGUPTA REVIEW（2021 年、DASGUPTA, P、LONDON: HM TREASURY）

■ 企業経営から見た生物多様性の状況

生物多様性の損失は生存基盤への脅威として、気候変動に次ぐ深刻な危機であると受け止められています。「世界経済フォーラム『グローバルリスクレポート 2023』」によれば、今後 10 年でリスクと考えられる項目の調査では、気候変動や生物多様性等の環境に関する課題が上位に位置づけられており、生物多様性の損失や生態系の崩壊は４位、天然資源危機は６位となっています。

■ グローバルリスクの長期的な重要度ランキング(今後 10 年間)[8]

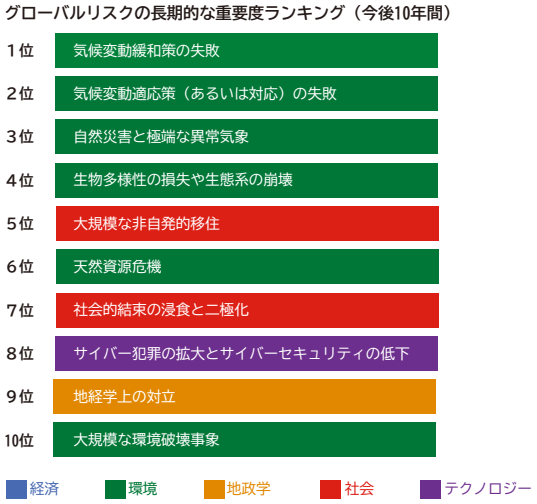

■ ネイチャーポジティブ（自然再興）の定義

ネイチャーポジティブとは、2021 年５月 「G7 首脳サミットコミュニケ付属文書」にて言及された「自然を回復軌道に乗せるために、2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させる」という概念です。

> 2021 年６月 「2030 年自然協約（Nature Compact)」（G7 首脳コミュニケ付属文書）仮訳
> 「A．我々、G7 首脳は、2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させるという世界的な使命にコミットする。」
> 「C．世界的な、システム全体の変化が必要とされている。我々の世界は、ネットゼロを達成するのみならず、持続可能かつ包摂的な発展を促進することに焦点を当てつつ、人々と地球双方にとって利益となるようなネイチャーポジティブを達成しなければならない。」
> 「２つ目の柱：自然に投資し、ネイチャーポジティブ経済を促進する」 「我々は、全ての資金源から自然に対する投資を劇的に増加させるために、また、経済的及び財政的な意思決定にあたり、自然について説明がなされ、主流化されることを確保するために取り組む」

また、2023 年３月に閣議決定された生物多様性国家戦略 2023-2030 では、「ネイチャーポジティブ」とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」と定義しています。昆明・モントリオール生物多様性枠組においても、その考え方が掲げられるなど、生物多様性における重要な考えとなっています。

■ 「ネイチャーポジティブ経済」について

ネイチャーポジティブ経済については、明確に定義されたものはありませんが、その重要性については既に先に述べた「G7 2030 年自然協約」で合意されています。一つの考え方としては、経済を「人間に必要な物を生産・分配・消費する行為に関する金銭のやりくり」と考え、これらの行為（金銭のやりくり）が「生物多様性の損失を止め、反転させる」ことに資する、又はそれを阻害しないような経済と考えることができるでしょう。

本ガイドラインは、ネイチャーポジティブ経済実現のための重要な要素である各企業の経営（ネイチャーポジティブ経営）に関する基本的指針をまとめたものです。

[8] 出典：THE GLOBAL RISKS REPORT 2023 18TH EDITION (2023 年、世界経済フォーラム)

■ 経済への影響

世界経済フォーラムの報告書によれば、世界の GDP の半分以上（約 44 兆ドル）は自然の損失によって潜在的に脅かされる一方で、Nature-positive economy への投資と移行で、2030 年までに約３億 9,500 万人の雇用創出と年間約 10.1 兆ドル(約 1,150 兆円)規模のビジネスチャンスが見込めるとされています。

（資料紹介）世界経済フォーラム：The Future of Nature and Business[9]

世界経済フォーラムの報告書によれば、世界の GDP の半分以上（44 兆ドル）は自然の損失によって潜在的に脅かされています。絶滅・準絶滅危惧種の約８割が直面する危機の原因は、「食糧・土地・海洋の利用」、「インフラ・建設」、「エネルギー・採取」の３つの社会経済システム活動であり、食い止めるために抜本的な改革が必要とされています。

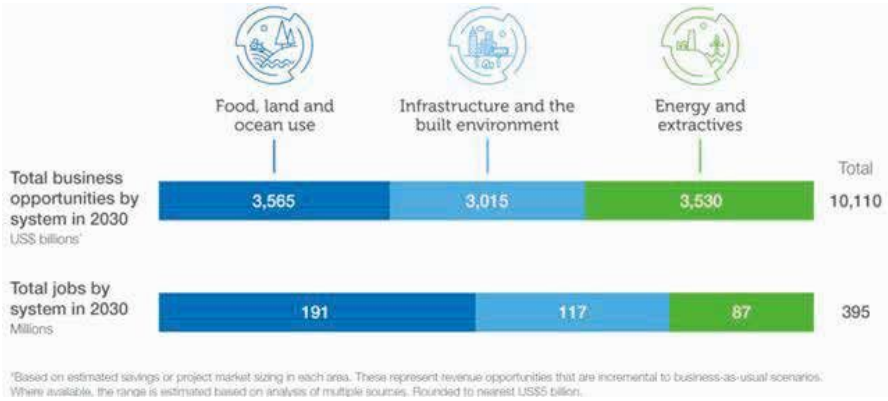

■ 標準化の動向（ISO TC331）

環境マネジメントシステム ISO14001 の更新に加えて、生物多様性に特化した国際専門委員会が、2020 年２月フランス規格協会より新たに提案されました。そして 2020 年８月に新 TC（専門委員会）として TC331（幹事国：フランス)が設立されました。2021 年６月 28 日～７月２日に TC331 第 1 回国際委員会 Plenary 会合（オンライン）が開催され、2022 年４月４日～８日で第２回国際委員会 Plenary 会合（オンライン）が開催されています。日本もＰメンバー（Participating Member）として参加し、国内の対応を検討するために、国内審議委員会を設立・運営しています。

(2)国内の状況

2021 年３月に環境省が公表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価　報告書（Japan Biodiversity Outlook 3, JBO3)」において、「日本の生物多様性の「４つの危機※」は依然として生物多様性の損失に大きな影響を与え、生態系サービスも劣化傾向にある。これまでの取組により、生物多様性の損失速度は緩和の傾向が見られるが、まだ回復の軌道には乗っていない。」とされています。

※）４つの危機
わが国の生物多様性が直面している危機は、生物多様性国家戦略において次の４つに分類整理されている。

第１の危機：開発など人間活動による危機
第２の危機：自然に対する働きかけの縮小による危機
第３の危機：人間により持ち込まれたもの（外来種等）による危機
第４の危機：地球環境の変化による危機

[9] 出典：THE FUTURE OF NATURE AND BUSINESS（2020 年、世界経済フォーラム）

また、環境省が公表した生物多様性国家戦略 2012-2020 の点検結果においては、愛知目標達成のための 13 の国別目標のうち、５つの目標は達成と評価されましたが、残りは未達成であり、更なる努力が必要と評価されています。

■ 生物多様性国家戦略 2012-2020 の点検結果[10]

日本国内の評価（点検報告）

国別目標の評価結果		
目標を達成した	B-4（外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進 等） C-1（陸域の17%、海域等の10%の適切な保全・管理） D-3（名古屋議定書の締結と国内措置の実施） E-1（生物多様性国家戦略に基づく施策の推進 等） E-2（伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源（資金、人的資源、技術等）の効果的・効率的動員）	5
進捗したが未達成	A-1（「生物多様性の社会における主流化」の達成 等） B-1（自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の顕著な減少 等） B-2（生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施） B-3（窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物等の保全と生産性の向上、水質と生息環境の維持 等） B-5（人為的圧力の最小化に向けた取組の推進） C-2（絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持 等） D-1（生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化 等） D-2（劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献）	8

3. ビジネスの役割

■ 生物多様性の損失を減らし、回復させる行動のポートフォリオ

下図のように、「今までどおり」のシナリオの下では生物多様性は損失し続けると予測されています。他方、様々な行動分野（保全・再生のほか、気候変動対策、消費の削減、持続可能な生産、その他（汚染、侵略的外来種対策等への対応））が組み合わされば、損失を止めて反転させることが可能と分析されています。事業者は、こうした取組を進めることで、ネイチャーポジティブの推進に寄与することができます。具体的にどのような取組を実施するかは、自社の事業活動が生物多様性にどのような影響を与えているか、どのような自然資本に依存しているかを分析・評価の上、決定していきます。第２編、３編において、詳細を説明します。

■ 地球規模生物多様性概況第５版[11]

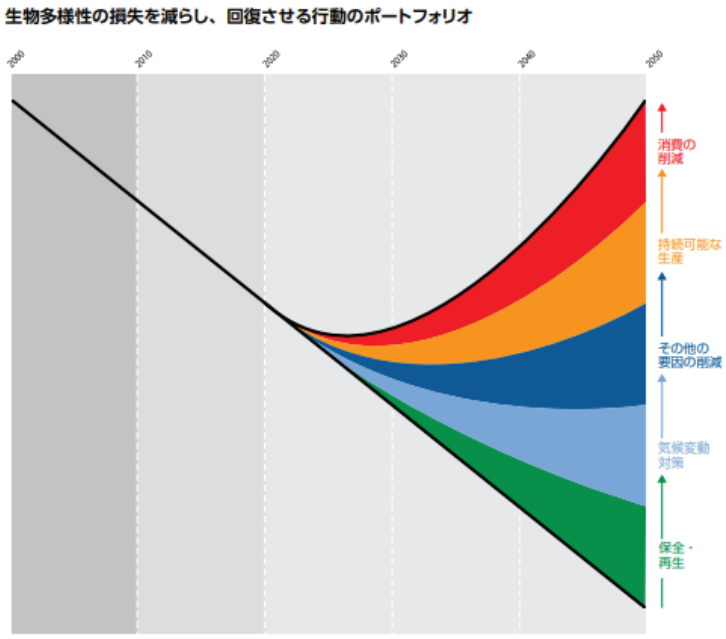

[10] 出典：生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果（2021 年、環境省）
[11] 出典：地球規模生物多様性概況第 5 版（2020 年、生物多様性条約事務局）

1. 国際的な目標・戦略（昆明・モントリオール生物多様性枠組）

2022 年 12 月にカナダ・モントリオールで開催された CBD-COP15（生物多様性条約第 15 回締約国会議）で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組は、2050 年ビジョンとして「自然と共生する世界」、2030 年ミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」ことを掲げています。これらのビジョンとミッションを達成するため、2050 年グローバルゴールと 2030 年グローバルターゲットが設定されました。

昆明・モントリオール生物多様性枠組では、愛知目標と比べて数値目標が増加し、社会・経済活動に関連する目標が充実・強化されています。さらに、新枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組みである 「レビューメカニズム」も同時に採択されており、これまでの目標よりも更に実効性を高める仕組みが強化されています。

ビジネスに関わる部分としては、ゴールＢにおいて、「生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与（NCP）が評価・維持・強化されること」、また、ターゲット３において「陸と海のそれぞれ少なくとも 30%を保護地域及び OECM により保全すること　（30by30 目標）」、ターゲット 15 において、「事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じること」や、ターゲット６において「侵略的外来種の導入率及び定着率を 50%以上削減」、ターゲット 10 における「農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靭性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献」などが掲げられています。

■ 昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造[12]

[12] 出典：環境省ウェブサイト

昆明・モントリオール生物多様性枠組の詳細は、CBD の昆明・モントリオール生物多様性枠組に関するドキュメントに記載されています。(CBD/COP/15/L25 Kunming-Montreal global biodiversity framework)

また、これらのゴールやターゲットを確実に達成するための指標については、昆明・モントリオール生物多様性枠組内のモニタリング枠組に関するドキュメントに記載されています。

(CBD/COP/15/L26 Monitoring framework for the Kunming-Montreal global biodiversity framework)

我が国の新たな生物多様性国家戦略（後述）においては、これらの目標を達成するため、国内で対応する指標・目標を設け、取組を進めることとしています。

2. 国内的な目標・戦略（生物多様性国家戦略 2023-2030）

（1）生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要

【位置づけ】

新たな世界目標「昆明･モントリオール生物多様性枠組」に対応し、生物多様性･自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）を守り活用するための戦略

【構成】

「2030 年ネイチャーポジティブ」の実現に向けた５つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標･行動目標、各目標の達成状況を測る指標を設定し、個別施策を各行動目標に紐づけることで、戦略全体を一気通貫で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理

【ポイント】

・生物多様性損失と気候危機の「２つの危機」への統合的対応、新型コロナウイルス感染症のパンデミックという危機を踏まえた社会の根本的変革を強調

・30by30 目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復

・自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブ（自然再興）の駆動力となる取組）の推進

■ 生物多様性国家戦略 2023-2030 の骨格[13]

[13]「生物多様性国家戦略 2023-2030」（2023 年、環境省）

3. その他の枠組

上述した公的部門による国内外の目標・戦略のみならず、国内外の政府や民間・ビジネスベースで、様々なイニシアティブやフレームワークの構築が進められています。以下に各枠組例の概要を示しました。なお、特に国際的な影響が大きいと考えられる情報開示に関するTNFDや科学に基づく自然のための目標設定に関するSBTs for Nature、デュー・ディリジェンスは第２編・第３編でも取り上げています。

(1)2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）

30by30目標を始めとする国際目標・国内戦略の達成に向け、国、地方公共団体、事業者、国民及びNGOやユースなど、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するため、「2030生物多様性枠組実現日本会議」（J-GBF）が、2021年11月に設立されています（事務局：環境省）。同会議の下に、「ビジネスフォーラム」「地域連携フォーラム」等が設けられており、構成団体同士の情報共有、国際会議における情報発信等を行っています。

(2) 経団連自然保護協議会・経団連自然保護基金

経団連の関連組織として、1992年、経団連自然保護基金とともに設立された経団連自然保護協議会は、同基金を通じた国内外NGOの自然保護プロジェクトへの支援や交流、企業への啓発・情報提供・情報発信、企業が生物多様性への取組みを円滑に行うための政策提言を始め、多様なステークホルダーと連携した様々な活動を展開しています。2018年には、愛知目標の下、更なる生物多様性の主流化を目指し「経団連生物多様性宣言・行動指針（改定版）」を公表、2020年には、同宣言・行動指針に賛同する企業を募り、将来に向けた取組方針や生物多様性保全に貢献する企業の技術・製品・サービス事例とともに「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」として取りまとめ、内外に発信する等、ネイチャーポジティブに向けた企業の取組を支援しています。

(3)企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）

企業と生物多様性に関する研究・実践やステークホルダーとの対話・連携、国内外への情報発信等を目的に、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組への高い意欲を持つ企業が参加する団体です（2008年設立）。会員の担当社員向けに研修を行うほか、会員企業同士で持続可能な土地利用や水管理、原材料調達等についての基準やガイドラインを作成し、その一部を公表するなどしています。

(4)30by30アライアンス

30by30達成に向けた取組をオールジャパンで進めるために発足しました。 有志の企業・自治体・団体の方々が参加しています（事務局：環境省）。「所有地や所管地の国際OECMデータベース登録を目指す」「保護地域及び国際OECMデータベース登録を受けた（受ける見込みの）エリアの管理を支援する」等のいずれかが参加条件となっています。

（5）国際的な又は海外の枠組

枠組名	概要	備考
CDP（Carbon Disclosure Project）	環境分野に取り組む国際 NGO。企業等へ質問書を送付し、その結果を取りまとめ、共通の尺度で環境に係る取組を分析・評価している。企業等の回答の公開を通じて、持続可能な経済の実現に取り組んでいる	CDP 気候変動質問書に、生物多様性に関する質問項目が存在
生物多様性関連開示のための CDSB フレームワーク適用ガイダンス（CDSB Framework Application guidance for biodiversity-related disclosures）	CDSB（気候変動開示基準委員会）が作成した、CDSB フレームワークアプリケーションガイダンスの一部であり、TCFD の推奨事項とそのコア要素を自然に拡張することを目的としている	-
企業に対するサステナビリティ情報開示指令（Corporate Sustainability Reporting Directive：CSRD）	EU において、大企業・上場企業 の事業活動に関連するサステナビリティ情報開示を規定するもの	-
国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board：ISSB）	国際会計基準 （IFRS）の設立主体である IFRS 財団が、COP26 の開催に合わせ、国際的なサステナビリティ基準を 設定するために立ち上げた審議会	2022 年末までに気候変動に関する情報開示の国際基準を策定することが見込まれている
自然資本プロトコル（Nature Capital Protocol）	2014 年に Capitals Coalition が発表した企業活動による自然資本への直接的・間接的な依存度を把握するための枠組	2022 年現在、Capitals Coalition は自然資本会計を管理会計に適用する ための手法を検討するためのプロジェクト「Transparent」を実施しており、 2021 年７月に第一次ドラフトを公表している
責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス（OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct）	OECD 多国籍企業行動指針に基づいている、責任ある企業行動に関する政府から多国籍企業への法的拘束力のない勧告。企業が自らの事業、サプライチェーン及びその他のビジネス上の関係に関連する上記の負の影響を回避し、それらに対処するため、リスクベースのデュー・ディリジェンスを実施するよう勧告	-
SBTs for Nature（Science-Based Targets for Nature）	バリューチェーン上の陸域・淡水域・海洋が相互に関連するシステムに関して、企業等が地球の限界内で、社会の持続可能性目標に沿って行動できるようにする、利用可能な最新の科学に基づく、測定可能で行動可能な期限付きの目標である	2020 年９月に企業向けの初期ガイダンスを公表。2023 年以降、具体的なガイダンスの公表に向けて SBTs for Nature の設定手法の開発が進められている。
金融機関に対するサステナビリティ情報開示規則（Sustainable Finance Disclosure Regulation：SFDR）	EU において、金融機関の組織や金融商品に関連するサステナビリティ情報開示を規定するもの	-
TNFD（Taskforce on Nature-related Financial Disclosure）	企業活動に対する自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組を構築する国際的な組織	2022 年に枠組の草案を配布し、企業が参加するパイロット事業や規制当局・データ作成者等との協議を経て、2023 年に枠組を公表する予定
企業に対するサステナビリティ情報開示指令（Corporate Sustainability Reporting Directive：CSRD）	EU において、大企業・上場企業 の事業活動に関連するサステナビリティ情報開示を規定するもの	-

EU 企業サステナビリティデュー・ディリジェンス指令提案（Corporate Sustainability Due Diligence Directive – Proposal）	本指令によって企業は、児童労働や労働者の搾取などの人権、汚染や生物多様性の損失などの環境に対する活動の悪影響を特定し、必要に応じて防止、緩和することが求められている	2022 年２月に提案が公表
EU 森林破壊防止のデュー・ディリジェンス義務化に関する規則案（EU Deforestation Regulation – Proposal）	世界的な森林減少を止めるため、企業はサプライチェーンのデュー・ディリジェンス実施が求められている	2022 年 12 月に、EU 理事会と欧州議会によって本規則案に関して暫定的な合意を表明

4. 生物多様性と関わる各分野の取組

生物多様性以外の分野の取組が、生物多様性に正や負の影響をもたらすこともあります。以下に、その一部の概要を示しました。

分野名	概要	生物多様性との関係性
海洋プラスチックごみ問題	海洋プラスチックごみ（漂流・漂着・海底ごみ）による、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、様々な問題の総称である	海洋生物のビニール袋や漁網の誤飲等に加えて、近年は特に、マイクロプラスチック（5㎜以下の微細なプラスチックごみ）による海洋生態系への影響、が懸念されている
気候変動問題	「気候危機」とも言われている気候変動問題は、私たち一人一人、この星に生きる全ての生き物に結びついた、避けることができない喫緊の課題である。世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、我が国においても、平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されている	気候変動は生態系に影響を与える。例えば、陸域生態系では、気温が２℃上がると最大約２割、５℃上がると約半分が非常に高い絶滅のリスクに直面する可能性が高くなるとの予測がある
公正な移行（Just Transition）	関係者全員にとって可能な限り公平で包括的な方法で経済をグリーン化し、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の機会を創出し、誰も取り残さないことを意味する	ネイチャーポジティブな世界への移行においても、「公正な移行」の概念は尊重される必要がある
ジェンダー	ジェンダーは、生物学的な性別に対して社会的・文化的につくられる性別のことを指し、特定の社会で共有されている価値観などによって形づくられる男女の役割やその相互関係を含む意味合いを持つ	ジェンダーによる所有権や使用権の格差によって、自然環境や自然資本の適正な管理が行われず生物多様性が脅かされる危険性がある。自然資本に対する権利や機会がジェンダーによらず平等に与えられ、安定的に利用・保全されることで生物多様性が保持されることにつながる
循環経済（サーキュラー・エコノミー）	資源・エネルギーや食料需要増大、プラスチックをはじめとした廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する概念を「資源循環（サーキュラー・エコノミー）」と呼ぶ	大規模な資源採取による生物多様性の損失を、循環経済を推進することで回避することが可能となる
食料安全保障	全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上の　ニーズと嗜好を満たすために、十分で安全かつ栄養ある食料を、物理的、社会的及び経済的にも入手可能であるときに達成される状況である	食料・農業は生物多様性に大きく依存しており、受粉、土壌の形成と維持、栄養素　の循環、気候の調整、水供給、病害虫の抑制などが挙げられる
人権問題、先住民族（Indigenous Peoples）	「人権」とは「すべての人々が生命と自由を確保し，それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で，生まれながらに持つ権利」である 先住民族の権利については、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が 2007 年に採択されている	先住民族と地域社会による伝統的知識や技術、工夫、慣行、これらの社会の生物資源の利用慣行が尊重、保護、推奨されることは、生物多様性の保全と持続可能な利用に寄与する
ワンヘルス	ヒトと動物、それを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、人と動物の健康と環境の保全を担う関係者が緊密な協力関係を構築し、分野横断的な課題の解決のために活動していこうという考え方である	生物多様性の保全がヒトの健康にも影響を与えるという考え方と検討が進んでいる

5. 脱炭素、循環経済、生物多様性の関係性

国内外で、豪雨の頻発など気候変動問題がますます顕在化しており、「気候危機」とも言われています。さらに、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動・消費行動が、生物多様性の損失にもつながり、地球環境に限界をもたらしつつあります。

気候変動と循環経済、生物多様性については、相互に関係性があります。

例えば資源循環の視点から考えた場合、大量生産・大量消費型の経済社会活動は、健全な物質循環を阻害するほか、化石燃料の大量消費による気候変動問題、エネルギーや鉱物資源等の天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失なども引き起こします。したがって、自然資源の無駄な消費を抑制することは、気候変動対策や生物多様性の保全に貢献することになります。

また、気候変動（脱炭素）との関係では、例えば陸域生態系では、気温が２℃上がると最大約２割、５℃上がると約半分が非常に高い絶滅のリスクに直面する可能性が高くなるとの予測があります[14]。裏返せば、気温上昇を抑制できれば、これらの種を絶滅のリスクにさらさなくて済むということです。

気候変動緩和策の中には、生物多様性に正の影響を与えるものもあれば、負の影響を与えるものもあります。脱炭素、資源循環、生物多様性の３要素を統合的に考え、企業価値の向上と持続可能な社会の実現を両立させるような経営を推進することで、求められる環境対応を効率的・効果的に実施できます。

その際、生物多様性への配慮や生態系の保全が気候変動対策や防災・減災、地域活性化など様々な利益をもたらすように事業・取組を設計する、NbS(Nature based Solution)やNCP(Nature Contribution to People)といった考え方も、近年注目されています。コベネフィットをもたらすことで取組を開始・継続しやすくなると考えられます。

■ 脱炭素社会への移行・循環経済への移行・自然再興の取組の関係図[15]

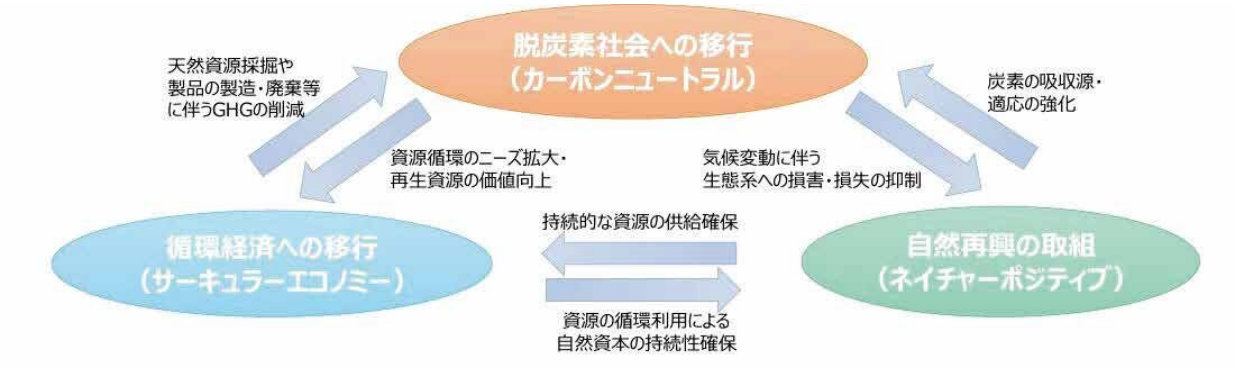

[14] 出典：IPCC 第６次評価報告書（AR6）WG2 報告書（2022 年、気候変動に関する政府間パネル（IPCC））

[15] 出典：第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会 第２回資料：環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向について（2023 年、環境省）

（資料紹介）IPBES、IPCC：生物多様性と気候変動　IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書[16]

IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書では、生物多様性と気候変動の以下のような連関について言及のうえ、それらの統合的な解決を呼び掛けています。

人類が住み続けられる気候を維持するための地球温暖化の制御と生物多様性の保護は相互に依存する目標で、これらの達成は人々の持続的で公平な福利に欠かせません。

生態系の保護、持続可能な管理と再生のための陸域・海域での多くの対策が、気候緩和・適応及び生物多様性目標に向けたコベネフィットを生みます。一方で、生物多様性保全策と気候変動緩和策の間では、悪影響（トレードオフ）が引き起こされる可能性もあるため、留意が必要です。

■ 気候変動緩和策と生物多様性保全策の間の関係性（図）

以下は気候変動緩和策が生物多様性保全策に与える影響、及び生物多様性保全策が気候変動緩和策に与える影響をそれぞれ示した図です。青色の線は正の影響（相乗効果）、オレンジ色の線は悪影響（トレ ードオフ）を表しています。

- ✓ 正の影響の例（引用）：保護区は、生物多様性の損失に対処するための重要な手段であり、気候変動緩和・適応のコベネフィットを生む
- ✓ 悪影響の例（引用）：バイオマスエネルギー生産のための大規模な植林や作物栽培など、バイオマスによって生態系の炭素貯蔵量を増やす気候変動緩和策は、気候システムにほかの重要な影響を与える可能性がある

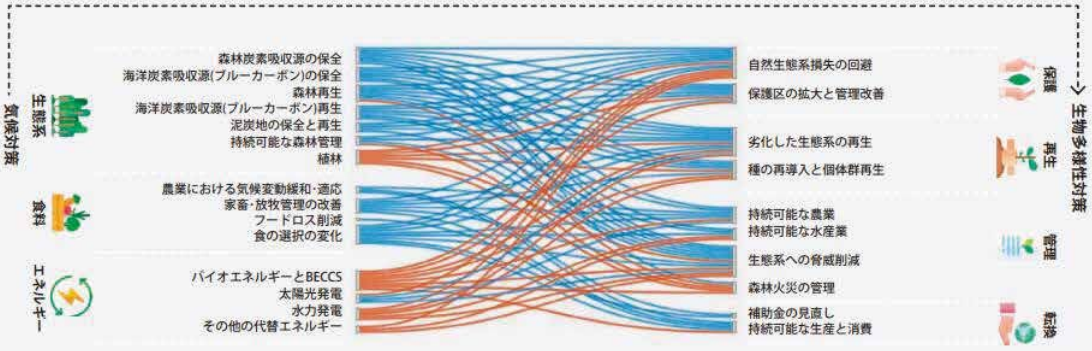

図2．気候変動緩和策による生物多様性保全策への影響

青色の線は正の影響（相乗効果）、オレンジ色の線は悪影響（トレードオフ）を表す．ここに示す対策には未だ試験的又は構想段階のものも含まれ、従って今後の展開によって相互作用は変化する可能性がある。

出典：IPBES and IPCC (2021). The Scientific Outcomes of the IPBES-IPCC co-sponsored workshop on biodiversity and climate change, Figure 7-2 (p130)（仮訳）

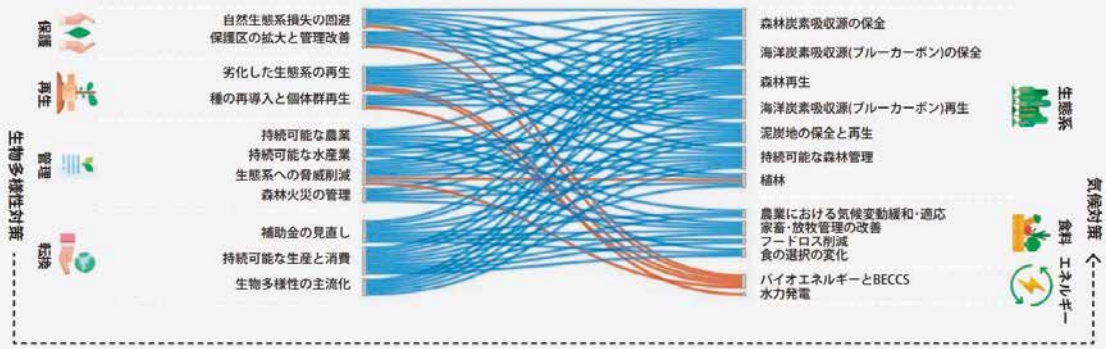

図3．生物多様性保全策による気候変動緩和策への影響

青色の線は正の影響（相乗効果）、オレンジ色の線は悪影響（トレードオフ）を表す．ここに示す対策には未だ試験的又は構想段階のものも含まれ、従って今後の展開によって相互作用は変化する可能性がある。

出典：IPBES and IPCC (2021). The Scientific Outcomes of the IPBES-IPCC co-sponsored workshop on biodiversity and climate change, Figure 7-2 (p130)（仮訳）

[16] 生物多様性と気候変動 IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書：IGES による翻訳と解説（2021 年、地球環境戦略研究機関（IGES））

第３章 事業活動と生物多様性の関わり

1. 事業活動と生物多様性の関わりの基本的考え方

私たちは生物多様性を基盤とする生態系から恵みを受けると同時に影響を与えています。例えば、以下に示す図は、事業者の活動を中心に生態系からの恵みと影響を模式的に整理したものです。

■ 事業者の活動と生物多様性の関わり[17]

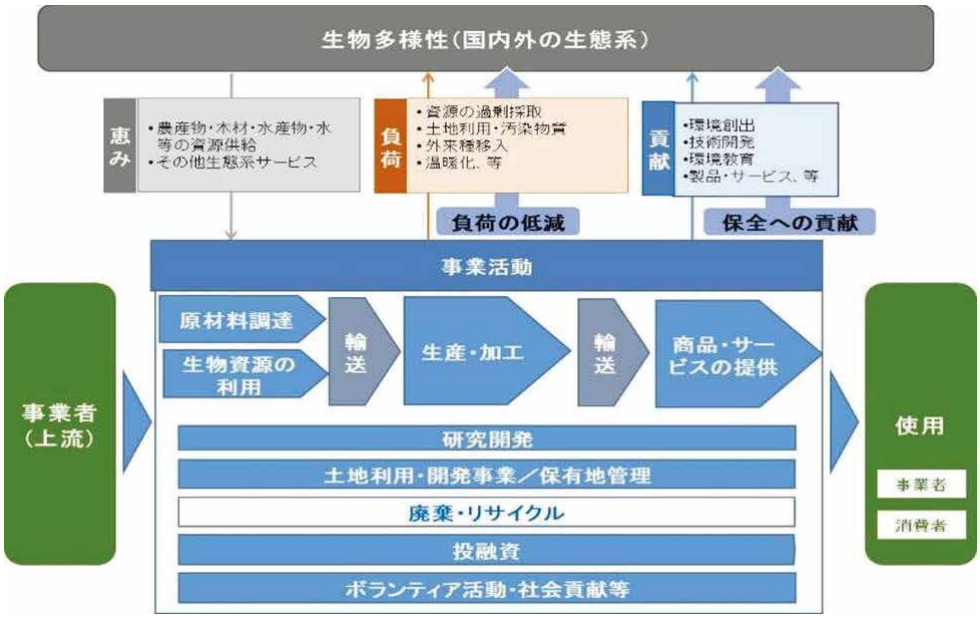

私たちが受ける生物多様性の恵み・影響は、物質の供給だけではありません。事業活動を行う場所では、土地を改変したり、利用したりする過程において生物多様性に影響を与えることがあります。また、調達する資源がどこから来ているかによって、生物多様性に与える影響も大きく異なります。さらに、提供する製品やサービスの使用により、生物多様性に影響を与えることもあります。

一方で、事業者の有する技術や生み出す製品・サービス等が、生物多様性の保全に革新的な好影響を与える可能性もあります。さらに、これらの活動への投融資を通じて、あるいは社会貢献活動によって生物多様性を基盤とする生態系に関わることもあります。

第１章でも言及したとおり、生物多様性は経済・社会・環境の基盤であり、対応策を講じなければ事業活動に大きな影響を及ぼします。一方で、ネイチャーポジティブへの移行には大きな経済的ポテンシャルが期待されています。これは、企業にとって生物多様性はビジネス上のリスクであると同時に、先行的に対応し市場に影響力を持つことで競合他社に対して優位となる機会であるということです。

- 経済生産の半分以上である約 44 兆米ドルの経済価値の創出が、高度または中程度に自然に依存している。（世界経済フォーラム報告書、再掲）
- ネイチャーポジティブ経済への移行により、約 1,150 兆円の経済効果が見込める。（世界経済フォーラム報告書、再掲）

ネイチャーポジティブの概念を実際に自社の事業活動に落としこもうとする際には、自社の事業活動がどのように生物多様性に影響を与え、または依存し、ビジネスリスク・機会に結びつくのかを認識し、そのビジネスでの重要度を判別する必要があります。（詳細は第２編）。

[17] 出典：生物多様性民間参画事例集（2020 年、環境省）

同時に、今後は株主や投資家等に対して生物多様性・自然資本について説得力のあるストーリーを示すことも必要となってくるでしょう。そこで、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、サステナビリティ関連財務情報の開示に当たり、生物多様性関連開示のためのガイダンス[18]に沿った開示を提案しています。

生物多様性及び自然資本に配慮した経営が、国際的にも、金融機関からも求められています。一方で、経団連自然保護協議会のアンケート調査によると企業は、「目標・指標の設定、定量化・経済的評価が困難」「配慮や活動が事業の利益に結びつきにくい」「本業との関連性が低い」等の要因により、取組が進みづらいといった課題が挙げられています[19]。

しかし、事業活動は、その多くの場面・段階で、生物多様性を基盤とする生態系の恵みに依存し、また影響を与えています。自社の価値を生むプロセスを把握した上で、サプライチェーンを俯瞰して考えると、確実に原材料において自然資本を活用しています。

そこで、生物多様性の影響を把握するには、サプライチェーンの把握が必要となりますが、自社のサプライチェーンを全て事細かに把握することは非常に難しいのが現状です。よって、生物多様性への依存と影響が大きいプロセスやコモディティを大まかに特定した上で、サプライチェーンを詳細に把握していくことなどが考えられます。（詳細は第２編）。

2. 基本的な関係性の認識とその参考事例

生物多様性に配慮したビジネスを考える上では、特に事業活動と生物多様性の接点や、事業活動への影響等を中心に考える必要があり、特に以下のような概念を理解しておくことが必要です。

■ ビジネスと生物多様性の関係

TNFD では、組織がビジネスプロセスを機能させる上で頼っている生態系サービス（食料や清潔で定期的な水の供給など）を「依存」と定義しています。また、自然への影響については以下のように、自社の事業リスクや機会との関係を記載しています。

「組織は、環境資産や生態系サービスに対して、プラスにもマイナスにもなる影響を与えます。自然に対する短期的な影響は、環境資産の質と回復力に変化をもたらし、その結果、依存関係により、組織に中長期的なリスクが生じます。つまり、現在の自然への影響は、将来の自然関連リスクと機会を生み出す可能性があります。」

■ ビジネスと生物多様性の関係を説明する用語[20]

項目	概要
自然（Nature）	自然界。生物（人を含む。）の多様性と、それらの間、及び環境との相互作用に重点を置く。
影響（Impacts）	自然の状態の変化。ある会社やその他主体による、**自然の状態に対する正又は負の影響**のこと。
依存（Dependencies）	人間や組織が**機能するために頼っている**、**自然がもたらすもの**(NCP：Nature Contributions to People)**の状態**のこと。
自然関連のリスク	自然及び自然への影響に対する組織にもたらされる潜在的な脅威。これらは、物理的リスク、移行リスク、システマチックリスクに由来する可能性がある。
物理リスク／機会	**急性リスク**（事象駆動型）と、**慢性リスク**（長期的な変化）に分類される。物理的リスクや機会は、組織に対して、財務上の示唆をもたらすこととなる。
移行リスク	組織または投資家の戦略・管理と、組織が運営する規制及び政策の状況の変化との間の不整合から生じるリスク。政府の措置、技術の進歩、市場の変化、訴訟、消費者の好みの変化など、自然へのダメージを食い止めるほか、回復することを目的とする取組は、リスクに影響を与える可能性がある。
システム上の自然関連のリスク（Nature-related systemic risks）	個々のパーツの故障ではなく、システム全体の故障から生じるリスク。一つの損失が他のチェーンの引き金となり、システムが平衡に回復するのを防ぐリスク。 システム上の自然関連のリスクが意味するものは、以下に挙げるものがある。 ①**重要な自然システム**が、もはや**正しく機能しなくなる**ようなリスク ②**金融機関のポートフォリオ単位**（組織単位や取引単位ではなく）で生じるリスク ③システム全体の**財務安定に対するリスク**　等

[18] 生物多様性関連開示のためのガイダンスの正式名称は、「生物多様性関連開示のための CDSB フレームワーク適用ガイダンス（CDSB Framework application guidance for biodiversity-related disclosures）」

[19] 出典：生物多様性に関するアンケート-自然の恵みと事業活動の関係調査（2020 年、経団連自然保護協議会）

[20] 出典：TNFD Proposed Technical Scope（2021 年、TNFD）、及び The TNFD Nature-related Risk & Opportunity Management and Disclosure Framework Beta v0.1（2022 年、TNFD）から環境省作成

※）影響・依存の定義は、SBTs for Nature に示される定義と同じ

■ 事業活動における依存と影響把握に当たっての観点（例）[21]

事業活動における依存と影響の把握に当たっての観点の例として、より詳細には以下のようなものが挙げられます。

「依存」の例
- ✓ 事業者の活動において食料や木材、繊維作物といった生物資源や水等を利用しているか。
- ✓ 生物資源を利用している場合、その資源量は豊かか、逼迫しているか。
- ✓ 資源が手に入らなくなった場合、費用効率の高い代替品があるか。
- ✓ エコツーリズムのように自然景観、野生動植物等の自然環境を活用した活動をしているか。
- ✓ 生態系による自然災害の防止が、安定した事業者の活動の継続や、事業者の良好な業績に深く関わっているか。

「影響」の例
- ✓ 事業者の活動において、どこの土地をどの程度利用しているか。利用している土地は、生物多様性の保全上、保護価値が高いと考えられる土地が含まれるか。
- ✓ 土地利用によって生物の生育・生息地をどの程度減少させ、また、どの程度分断しているか。
- ✓ 事業者の活動において、生物資源をどの程度利用しているか。
- ✓ 事業者の活動によって、外来種の移入や遺伝子汚染をもたらしていないか。
- ✓ 事業者の活動によって、環境汚染や環境の変化をもたらし、生物そのものや生息地に影響を与えていないか。
- ✓ 上記の影響により、他者が生物多様性の恵みを受けることを制限していないか。
- ✓ 上記の影響により、地域の社会や文化に影響を及ぼしていないか。
- ✓ 自社の保有する技術、製品・サービス、ソリューションが生物多様性の保全や負荷削減に貢献する可能性はないか。
- ✓ 原材料調達から廃棄に至る過程において、バリューチェーンの観点から付加価値を創出することはできないか。

■ 事業活動におけるリスクと機会（例）[22]

事業活動におけるリスクと機会の例として、より詳細には以下のようなものが挙げられます。

区分	リスク	機会（オポチュニティ）
政策・規制関連	• 自然資本にかかる規制強化に伴う原材料調達のコスト増加（サプライヤーの単価上昇や課税措置の追加等） • 規制強化に伴う生物資源の割当量の減少、使用料金の発生、輸送時のコスト増大 • 法規制対応（許認可取得）に要するコスト増や非対応時の販売機会の損失	• 生物多様性に配慮することによる操業拡大の正式な許可の取得 • 新たな規制等に適合した新製品の開発・販売
世評関連	• 生物多様性への悪影響の顕在化によるブランドイメージの低下 • 投資家からの評価の変動による資金調達の困難化	• ブランドイメージ向上、消費者アピールや同業他社との差別化 • 地域住民等のステークホルダーの理解促進・関係強化
市場・製品関連	• 消費者意識の変化に伴う顧客の減少 • 生物多様性品質の劣位による製品・サービスの市場競争力の低下 • 生物多様性に配慮していない操業をしていることを理由に、取引先（サプライチェーン上流・下流両方）から取引停止される可能性（取引先側による、レピュテーションリスク回避を目的とした対応の結果）	• 生物多様性に配慮した新製品やサービス、認証製品等の市場の開拓 • 生物多様性の保全と持続可能な利用を促進する新技術や製品等の開発（※バイオミミクリー・遺伝資源利用など）
財務関連	• 金融機関の融資条件の厳格化により融資が受けられなくなる可能性	• ESG 投資等を重視する投資家へのアピール、融資先の拡大
社内関連	• 企業イメージ悪化に伴う従業員の満足度の低下	• 従業員の満足度の向上 • 人材の確保
操業関連	• 生物資源の減少による原材料調達の不安定化（品質低下） • 生物資源の減少による原材料の不足や調達コストの増加 • 管理不足による社有林の荒廃、土砂災害等の発生	• 生物資源の持続可能な使用や使用量の削減策による、生物資源の減少等の影響を受けにくい生産プロセスの構築 • サプライヤーへのマネジメント強化によるサプライチェーン強靭化 • 国内の自然資本の活用による地政学的なサプライチェーン強靭化

[21] 注釈：「生物多様性民間参画ガイドライン 第 2 版」（2017 年、環境省）を基に、環境省で追記
[22] 注釈：「生物多様性民間参画ガイドライン 第 2 版」（2017 年、環境省）を基に、環境省で追記

■ セクター別分析の例

また、世界経済フォーラムの報告書『The Future of Nature and Business』では、16 の産業セクター別に、ネイチャーポジティブ経済への移行においてどのような分野に関係し、あるいは支援（貢献）できるかを整理しています。ただし、こうした移行においては、事業者による取組だけでは困難であり、政府による政策や規制、市民による習慣や社会規範のシフト、IoT 技術やデータの重要性が指摘されています。

■ ネイチャーポジティブ経済への移行期における各セクターの役割[23]

凡例
- ネイチャーポジティブ経済への移行に直接関与しているセクター
- ネイチャーポジティブ経済への移行期の主要な活動を潜在的に支援できるセクター

移行手段 ＼ 産業セクター	食料・土地・海洋の利用						インフラ・建設環境システム					エネルギー・採掘活動			
	生態系の回復と土地・海洋利用の拡大回避	生産的再生（リジェネラティブ）農業	健全で生産性の高い海	持続可能な森林経営	地球環境に配慮した（持続可能な）消費	透明で持続可能なサプライチェーン	建築環境の利活用向上	自然に配慮した建築環境設計	地球環境に配慮した（持続可能な）公共インフラ	インフラとしての自然	インフラへのコネクテッド技術導入	材料の循環・省資源モデル	天然陽性金属・鉱物抽出	持続可能な資材サプライチェーン	エネルギートランジション
高度な製造業			■									■			
航空宇宙															
農業・食品・飲料	■	■	■	■	■	■						■			
自動車							■					■			■
航空・旅行・観光	■		■				■	■	■		■				
銀行・投資家															
化学製品・先端材料		■	■									■	■		
エレクトロニクス												■			
エネルギー・ユーティリティ	■		■				■	■	■	■					■
健康・ヘルスケア				■											
IT・デジタルコミュニケーション															
インフラ・都市整備							■	■	■	■	■	■			
保険・資産管理															
メディア・エンターテインメント・情報															
鉱業・金属	■											■	■	■	
石油・ガス	■											■			■
専門サービス															
小売・消費財・ライフスタイル		■			■	■						■			
サプライチェーン・輸送		■				■	■				■			■	

■ 業界団体による指針等

生物多様性と事業活動の関係性を理解・分析するに当たっては、業界団体等による指針や計画などを参照することも考えられます。詳細については、参考資料編に掲載していますのでご参照ください。

事業活動における依存と影響、リスクと機会の評価・分析をするに当たり、社内で問題提起を行い、プロセスを開始する始めの段階では、詳細な分析までは必要ありません。まずは経営陣や外部のステークホルダーに、自社の事業活動の関係性について、基本的なストーリーを示すことが重要になるでしょう。（第４編において、いくつか Q&A を掲載しているので、そちらもご参照ください。）

その後の詳細な分析については、第２編・第３編においてプロセスごとに記載しています。

[23] 出典：THE FUTURE OF NATURE AND BUSINESS（2020 年、世界経済フォーラム）の FIGURE E3 をもとに環境省作成

第２編　生物多様性の配慮に向けたプロセス

本編では、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を行う際の基本原則や責務（第１章）を踏まえつつ、国内外の枠組への対応を念頭に、実際に事業活動において生物多様性に適切に配慮するための基本プロセス（第２章）を解説します。

また、これらのプロセスについては、業種や事業内容によってその対応が異なることから、業種・事業等ごとの対応の考え方（第３章）を解説します。

第１章　生物多様性と事業活動に係る原則・責務

事業者を含む各主体が生物多様性保全に向けた取組を進める上で踏まえることが適当な原則・責務が、生物多様性条約、環境基本法や生物多様性基本法、生物多様性国家戦略などで示されています。以下に生物多様性基本法における例をご紹介します。

●原則：生物多様性に及ぼす影響の回避・最小化（法第３条第２項）

社会経済活動の変化に伴い、国内外の生物多様性が損なわれてきたことを踏まえ、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を回避又は最小化し、土地と自然資源を持続可能な方法で利用する必要があります。

●原則：予防原則[1]に則った予防的な取組と順応的な取組[2]（法第３条第３項）

生物多様性は、微妙な均衡を保つことで成り立っており、一度損なわれた生物多様性を再生することは困難です。そのため、生物多様性の保全と持続可能な利用においては科学的知見の充実に努めつつ、生物多様性を保全する予防的な取組方法や、事業等の着手後に生物多様性の状況を継続的にモニタリングしながら、その結果に科学的な評価を加え、これを事業等に反映させる順応的な取組方法を用いる必要があります。

●原則：長期的な観点（法第３条第４項）

生物多様性からは長期的かつ継続的に多くの恵みがもたらされ、また、生物多様性に対する影響は、様々な要因が複雑に関係し、比較的長い期間を経て徐々に顕在化します。そのため、長期的な観点から生態系等の保全と再生に努める必要があります。

●責務：事業者の責務（法第６条）

事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うことなどにより、生物多様性に及び影響の低減に努める必要があります。

---

[1] 予防原則：環境保全や化学物質の安全性などに関する政策の決定に当たって、具体的な被害が発生していなかったり、科学的な不確実性があったりする場合でも予防的な措置として影響や被害の発生を未然に防ぐという考え方のこと。1992 年の国連環境開発会議（UNCED）リオ宣言の第 15 原則で予防原則が定められた。これ以降、国際協定の規定は増え、一般的な原則として定着している。
（参考）リオ宣言・第 15 原則　環境を保護するため、予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない。（https://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_05_1.pdf）

[2] 順応的な取組：不確実性を伴う対象について、当初の予測が外れる事態が起こりうることをあらかじめ考慮し、その対象のモニタリングを行いながら、その結果に合わせて対応を変えるようなフィードバックを伴う取組。生物多様性は複雑で常に変化し続けることから、謙虚に慎重に行動することが大切だとされている。

第２章　生物多様性の配慮のための基本プロセス

1. 配慮のための基本プロセスの考え方

本ガイドラインでは、基本プロセスを以下のように整理しました。

プロセス１：関係性評価・体制構築

自社と生物多様性の関係性を認識し、体制の構築を行い、自社及びサプライチェーン・バリューチェーンにおける事業活動と生物多様性・自然資本のより詳細な関係性（影響、依存度、リスク、機会等）の把握・分析を行い、自社にとって重要な分野を把握する。

プロセス２：目標設定・計画策定

戦略・方針とそれを裏付ける指標や目標を定め、さらに、それらを実践するための取組の実施計画やモニタリング計画を設定する。

プロセス３：計画実施

具体的な計画や取組を実施する。

プロセス４：検証と報告・見直し

進捗状況・結果を適宜モニタリングし、必要に応じて計画・目標・体制などの見直しを行う。

さらに、横断的取組として、(5) 内部の能力構築や、(6) 情報公開を含む外部ステークホルダー等とのコミュニケーションを随時実施することが望まれます。それによって、上記プロセスのより効率的な実施や、自社の価値創造プロセスに引きつけた戦略構築が可能となります。特に、(5)内部の能力構築に関して、生物多様性の配慮に関する取組の妥当性を向上させるには、経営層から調達部門、設計開発、製造部門、販売部門を含む社員全体への研修・教育等によるリテラシー向上が不可欠です。また、社内の各階層の教育システムを活用した生物多様性への配慮に関する能力の構築も効果的です。

これらのプロセスは、事業活動の種類や組織の規模によってその関係性やデータ取得の難度が変わり、必ずしも最初から全てのプロセスを高い精度で行わなければならないわけではありません。一度全体のプロセスを簡単にでも行った上で、各プロセスを必要に応じて柔軟かつ俊敏に深化させていくことが効率的でしょう。

なお、多くの事業者が既に実施している環境マネジメントシステムにおける Plan, Do, Check, Action の PDCA サイクルや、近年国際的に構築されつつある自然資本の配慮や目標設定、情報開示の枠組等とも整合をとることで、効率的な活動が可能となると考えられます。基本プロセスの実施に当たり、参考となるこれらの PDCA サイクルやステップにつきましては、本章の末尾に記載しています。

【基本プロセスのイメージ】

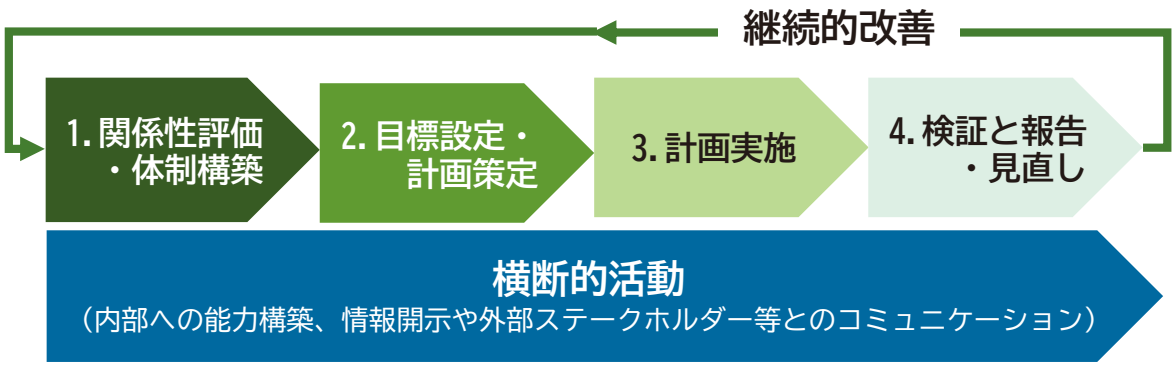

【基本プロセスの枠組】

プロセス	ステップ	主な取組概要	参照ページ
1. 関係性評価・体制構築	1-1 体制の構築	・担当部局の責任や経営者層等への報告等の体制の明確化（例：リード部署を指名し、関係性の把握や評価開始に係る権限、リソースを付与する等）	p. 29
	1-2 事業活動と生物多様性の関係性の把握・分析、影響評価、重要分野の選定	・事業活動や自社の製品・サービスがどのように生物多様性に依存し、影響を与え、それが経営にとってどのようなリスクや機会を与えるかの調査・分析 ・影響等の評価 ・生物多様性及び関連する自然資本との関係が深い（重要な）分野の選定	p. 29
2. 目標設定・計画策定	2-1 戦略・方針・目標・指標の設定	・重要分野における生物多様性の保全に向けた戦略・方針と可能な限りでの目標・指標の設定	p. 30
	2-2 実施計画・モニタリング計画の策定	・目標等を達成するための具体的な実施に係る計画や、その推進管理のための計画の設定	p. 31
3. 計画実施	3-1 計画の実施	・計画の実施 ・全体計画に基づく、各種活動の実施	p. 32
4. 検証と報告・見直し	4-1 結果のモニタリング	・計画の進捗状況についてのモニタリング ・実施計画に基づく、各種活動の実施結果の評価・分析 ・指標による結果の評価・分析	p. 32
	4-2 計画の見直し	・モニタリングの結果を踏まえた迅速かつ柔軟な見直し ・活動結果のチェックによる、方針の見直し ・戦略、実施計画・目標、体制の見直しと是正 ・責任者によるレビューを含む	p. 33
横断的活動	５内部への能力構築	・経営層や従業員への適切な研修、情報発信	p. 33
	６情報開示や外部ステークホルダー等とのコミュニケーション	・投資家への適切な情報開示と対話 ・外部ステークホルダー（地方公共団体や NGO/NPO、地域住民等）への情報開示と対話 ・外部ステークホルダーと連携した目標・指標・計画の設定やモニタリングの実施	p. 34

2. 各プロセス・ステップの詳細について

プロセス１　関係性評価・体制構築

ステップ１－１　体制の構築

ステップ１－２　事業活動と生物多様性の関係性の把握・分析、影響評価
重要分野（マテリアリティ）の選定

- ❖ 自社の生物多様性関連の取組を進めるために、必要な体制を構築し、ステップバイステップで、体制を強化する。また、担当部局の責任や経営者層等への報告等の体制を明確化する。
- ❖ 自社の事業活動（サプライチェーンの上流・下流を含むことがある）が生物多様性にどのような影響を与えているかを把握する。
- ❖ また、必要に応じてどの地域が関係しているか、それらの地域の自然環境の状況を踏まえ、各地域における事業活動生物多様性にどのように依存し、影響を与えているのかを把握する。
- ❖ その上で、経営にとってのリスクや機会を分析する。
- ❖ 上記を踏まえ、事業者、経営としての優先・重要事項（マテリアリティ）を抽出する。

（ステップ 1-1）

まずは、自社の生物多様性関連の取組を進めるために体制を構築し、担当部局の責任や経営者層等への報告等の体制を明確化します。具体的には、リード部署を指名し、関係性の把握や評価開始に係る権限、リソースを付与する等の方法があります。なお、ガバナンスの実効性を向上させるには、経営層を巻き込むことが重要です。

（ステップ 1-2）

ガバナンス・体制の構築後、自社の活動範囲を特定した上で、事業活動が各地域のどのような生物多様性・自然資本に依存し、どのような影響を与えているかを評価し、それらが自社の取組にとってどのようにリスクや機会（オポチュニティ）となるのかを分析します。分析手法については、TNFD や SBTs for Nature などいくつかの枠組が存在しています。

業種に応じて、自社の事業活動のみならず、サプライチェーンの上流・下流における生物多様性との関係性を分析することが望ましいでしょう。この際、サプライチェーンの長さや複雑さ等により、把握が非常に困難な場合も想定されますが、実行可能性や予想される影響等の大きさ等を踏まえて活動の範囲を決定しましょう。

また、事業活動がどのように生物多様性に影響を与えるかだけでなく、生物多様性の変化が事業活動にどのように影響を与えるかについても分析対象とすることが望ましいでしょう。

このような影響の把握や分析に基づき、自社にとっての重要性（マテリアリティ）を特定した上で、事業活動による生物多様性への影響の多寡、自社事業にもたらすリスクや機会との関係など、定性的な分析や定量的な分析を組み合わせて進めるとよいでしょう。その際に活用可能なツールや事業者の活動事例については、参考資料編に載せていますのでご参照ください。

なお、経団連の調査（2019 年度）によれば、企業が生物多様性の影響の把握・分析・評価を行っている範囲として、「本社の事業活動」に関しては 57%の企業が実施済み、「グループ企業」に関しては 43%が実施済み、「サプライチェーン」に関しては 24%が実施済みとなっています[3]。

■ サプライチェーン把握の必要性、把握方法について

サプライチェーンを俯瞰して考えると、製品の原材料として自然資本が活用されています。よって、自社の事業活動による生物多様性への影響及び生物多様性の変化（量的・質的）による自社への影響を把握するには、サプライチェーンの把握が必要となります。

---

[3] 出典：生物多様性に関するアンケート-自然の恵みと事業活動の関係調査（2020 年、経団連自然保護協議会）

しかしながら、自社のサプライチェーンを全て事細かに把握することは非常に難しいのが現状です。よって、生物多様性への依存と影響が大きいプロセスやコモディティを大まかに特定した上で、可能な範囲で自社のサプライチェーンを把握し、その上で、生物多様性の影響を各種データベースや評価ツール（後述）を活用しながら評価することになるでしょう。また、関係者の協力が得られるなど可能なところからトレーサビリティの確保をしていくことも必要です。自社内の重要性に合わせて優先順位を付け、必要に応じて徐々に活動の範囲を広げましょう。

■　サプライチェーンと生物多様性との関係性イメージ

（留意事項）

自社が直接関与していないサプライチェーン・バリューチェーンについては、自社で生物多様性への影響等を把握することが難しいため、サプライヤーにデータ開示を求める必要があり、場合によっては、認証品等を調達することで生物多様性への配慮を担保せざるを得ないこともあります。

一方で、認証品を調達する場合は、具体的な調達品に関する「生態系への影響等」の情報までは把握できない点は留意が必要です。EU の森林破壊防止のデュー・ディリジェンス義務化に関する規則案のように認証製品であることがトレーサビリティの確保に繋がらない例もあります。そのため、認証に加えて、マッピングやプロジェクトなどを通して、影響を把握することを進めている企業もあります。

金融機関の場合は、投融資先の業種あるいは事業者単位で、依存・影響・機会・リスクに関する情報を把握することが想定されます。その際、投融資先が開示しているデータが主なインプットとなるでしょう。また、第３編で例示するような既存のツールを用いて、自社の投資ポートフォリオから特に生物多様性に関する重大なリスクが想定される業種・企業を特定し、それらについて重点的に情報提供を求めることも考えられます。

プロセス２　目標設定・計画策定

ステップ２－１　戦略・方針・目標・指標の設定
ステップ２－２　実施計画・モニタリング計画の策定

- ❖ プロセス１の結果を踏まえ、自社としての戦略や対応方針と、それを裏付ける指標・目標を設定する。
- ❖ 戦略との関係では、リスク対応としての活動だけでなく、本業の成長に繋がるビジネス機会について考慮する。
- ❖ 目標に向けた具体的な保全等の取組を盛り込んだ計画を策定する。
- ❖ 計画には、取組のモニタリングや計画の見直しなど、PDCA サイクルを機能する記載も盛り込む。

（ステップ 2-1）

プロセス１の分析結果を踏まえて、生物多様性に関する戦略や方針等を設定します。自社の事業活動が生物多様性に与えている影響、依存している自然資本等に沿った戦略や対応方針を策定することが重要です。

その上で、可能な範囲で、戦略や方針を実践するための定量的／定性的な目標や指標の設定を検討します。この際、業種や事業内容等により、定量的な目標・指標がなじまない場合もあるでしょう。その場合には定性的な目標を掲げることも可能ですが、併せて定量化がなじまない理由を説明することが望ましいでしょう。（目標・指標の設定の詳細については、第３編でも詳述します。）

経団連の調査（2019 年度）によれば、75%の企業が経営方針・環境方針等に生物多様性保全の概念を盛り込んでおり、生物多様性に関する取組に「定性目標」を設定している企業は 53%、「定量目標」を設定している企業は 27%となっています[4]。

戦略や方針等の設定に当たっては、既存の経営方針、環境方針や調達基準等に生物多様性の観点を組み込むなどが考えられます。

（留意事項）

戦略や方針等の設定に当たっては、昆明・モントリオール生物多様性枠組、生物多様性国家戦略といった公式の目標や指標、あるいは SBTs for Nature, TNFD 等の枠組で示された指標・目標等を活用することを検討しましょう。また、所属する事業者団体で宣言や指針等を策定している場合は、それらを参照することも重要です。

（ステップ 2-2）

戦略・方針や目標等を設定した後に、それらをどのように達成するか、いつまでに達成するか、といった、詳細な実施計画を取りまとめます。

例えば、サプライチェーンでの生物多様性への負荷低減を図るため、間伐材等の地元産品や、認証品、有機製品への切り替えをいつまでに何割実施するのか、といった内容が想定されます。

その上で、取組の実施に関する推進体制・進行管理システム、PDCA サイクルも盛り込むことが必要です。PDCA サイクルの実施においては、ISO14001 等の既存の環境マネジメントシステムや環境委員会を活用して生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するなどの方法も考えられます。

想定される計画への記載事項例

- ✓ 環境関連リスク・機会を管理・モニタリングする体制（責任、役割）
- ✓ 環境関連法規の遵守計画
- ✓ 環境影響を管理するためのルールや手順及びそれらに関する教育訓練の定期的な実施
- ✓ 環境への悪影響を予防し最小化するためのデュー・ディリジェンスに関する方針（デュー・ディリジェンスを実施する基準や確認項目など）
- ✓ 製品ライフサイクル評価、環境影響を最小化する製品設計ポリシー
- ✓ 国際的に認められた環境認証の取得や基準への準拠（ISO14001 の取得など）
- ✓ 国際的な生物多様性或いは自然資本に関するイニシアティブへの参加
- ✓ 内部監査の実施
- ✓ サプライヤー監査の実施
- ✓ 事故予防や緊急事態管理に関するルールや手順及びそれらに関する教育訓練の定期的な実施

（留意事項）

気候変動対策等の環境に関連した既存の計画等が存在するのであれば、可能な限りそれらと統合的に計画等を策定することにより、効率的・効果的な対応が可能となるでしょう。

目標・指標については、なるべく精緻で定量的な指標に基づき実施することが望ましい一方で、指標の算出コスト等が増えることにより、後述するモニタリングの頻度が下がってしまうことは適当ではありません。中長期的な目標値（2030 年目標、2050 年目標等）の達成に向けて、定期的に進捗を確認するための短期的な目標値（年次目標等）も併せて設定することが有効です。

---

[4] 出典：生物多様性に関するアンケート-自然の恵みと事業活動の関係調査（2020 年、経団連自然保護協議会）

プロセス３　計画実施
ステップ３－１　計画の実施

- ❖ プロセス１，２において構築した体制、策定した目標・計画を踏まえて具体的な取組を実施する。
- ❖ 体制構築において明確化した担当部署、経営層との関わりに基づき、役割分担し計画を実施する。必要に応じて経営層からの支援を受ける。
- ❖ 具体的な活動計画に基づき、各部署において活動を実施する。

（ステップ 3-1）

計画等に基づいて具体的な取組を実施するとともに、定期的・継続的なモニタリングにより、その取組の進捗状況を把握・分析し、達成度を評価します。その上で、必要に応じて柔軟に方針や目標、実施計画の見直しを実施します。

一般に、企業における事業活動は、経営部門、環境部門、調達部門、製造生産部門、研究開発部門、設計部門、販売部門、施設部門など多岐にわたります。計画の実行については、それぞれが全体の方針の実現や目標達成に貢献できるよう連携して活動を行うことが重要です。個別の活動内容につきましては、第３章「業種・事業ごとの基本的な考え方」をご参照ください。

事業者の事業所が置かれている地域との関係も重要であり、生物多様性への配慮を考えた場合、地域との連携、地方自治体との連携を考えることも必要となります。地方自治体との連携を考える上で、参考となる情報を、第３章「２．地方自治体との連携を考える場合に参考となる情報」にまとめていますので、ご参照ください。

また、この計画の実行では、横断的な活動の「ステップ５（内部への能力構築）」及び「ステップ６（情報開示、外部ステークホルダー等とのコミュニケーション）を、全社レベル或いはそれぞれの事業部門ごとに実施することになります。

プロセス４　検証と報告・見直し
ステップ４－１結果のモニタリング
ステップ４－２計画の見直し

- ❖ 取組状況を適切に把握することは、計画全体の PDCA サイクルを機能させるために必須。
- ❖ 進捗管理を図るため、継続的なモニタリングを実施する。
- ❖ モニタリング結果を踏まえ、柔軟かつ迅速に目標や計画等を見直し、深掘りを図る。また、結果の情報開示に努める。
- ❖ モニタリング結果により、取組範囲を広げる、サプライチェーンやバリューチェーンを巻き込むなど、少しずつ拡大していく。
- ❖ 世界全体の生物多様性の状況及び国内の状況がどのような状況かを分析するとともに、直接関わりのある地域の生物多様性がどのような状況になっているかもモニタリングし、計画の見直しをする。

（ステップ 4-1）

定期的なモニタリングにより、自社の取組状況を定期的に把握・分析し、計画の進捗状況や達成度を評価するとともに、必要に応じて計画の見直しに反映することは、計画全体の PDCA サイクルを機能させるために重要な取組です。

モニタリングといっても、事業活動ごとの活動内容により、把握すべき情報や評価方法、頻度は様々です。しかしながら、会社全体の活動を全社レベルで、モニタリング結果を統合的にまとめ、分析することを年に１回程度実施することが望ましいでしょう。

これらのモニタリング結果については、統合報告書、サスティナビリティレポート、CSR レポートなどを通じて、年次単位で公表するなど、定期的な情報開示を通じた見直しの体制を取り入れることが望まれます。

（ステップ 4-2）

モニタリングの結果による計画の見直しは、生物対応性と事業活動の関係をベンチマークとして行い、活動内容をより充実させるために、継続的に改善していくことが基本的な考えです。これにより、活動体制の見直しや改善、設定した目標の修正、施策内容の改善などを行っていきます。

企業を取り巻く各種環境や国内外の状況も変化していきます。これらの変化を把握し、対応するために、自社の活動を適宜見直していくことも重要です。

（留意事項）

昆明・モントリオール生物多様性枠組や生物多様性国家戦略、民間ベースの国際枠組等の動向を踏まえ、柔軟に目標や計画等の見直しを実施することが望ましいでしょう。

横断的活動
ステップ５ 内部の能力構築
ステップ６ 情報開示、外部ステークホルダー等とのコミュニケーション

- ❖ 経営層・従業員への研修や教育、国内外の会議等への積極参加を進めることにより、組織内部への生物多様性・自然資本と経営に関する理解を広く浸透させる。
- ❖ 生物多様性に関する情報開示や対話の機会等を設けることで、投資家や地元ステークホルダーとの円滑なコミュニケーションを図り、安定的な事業活動に繋げていく。
- ❖ 特に情報開示は、事業者の社内外への PR や投資家を含むステークホルダーとの対話（エンゲージメント）のための重要な役割として近年特に重要視されており、国際ルール等に則って、適切に実施する必要がある。

（ステップ５）

生物多様性の保全への取組が担当者や担当部局に留まっていては経営課題として会社全体に浸透させることは困難です。まず経営者層が、生物多様性と事業活動の関係性を理解することが、「体制・ガバナンスの構築」を始めとする内部プロセスの前提条件となります。同時に、これらの内部プロセスを実効的なものとするためには、他部門や従業員に向けた内部コミュニケーションの手順を確立・実施・維持することが必要となります。

その際には、まずは本ガイドラインを始めとする、公的機関による各種ガイドライン・マニュアルや、事業者団体等が開発・作成したマニュアル等を活用することが考えられます。また、最新の国内外の動向を知るため、国内外の会議やイベントに積極的に参加するのも良いでしょう。

後述する「ステップ６ 情報開示、外部ステークホルダー等とのコミュニケーション」においては、外部有識者との対話等を通じて、効果的な能力構築を図ることも考えられます。

（留意事項）

個社で様々な知見を一から収集するのは容易ではありません。業界団体や各種パートナーシップに参加することで、内部の能力構築や、プロセス１～４を効率的に行うことが期待できます。

（サイト紹介）環境省サイト・2030 生物多様性枠組実現日本会議（J－GBF）：ビジネスフォーラム・サイト[5]

昆明・モントリオール生物多様性枠組等の国際目標・国内戦略の達成に向け、国、地方公共団体、事業者、国民及び NGO やユースなど、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するため、「2030 生物多様性枠組実現日本会議」（J-GBF）を設立しています（事務局：環境省）。同会議の下に、「ビジネスフォーラム」「地域連携フォーラム」を設けており、日本企業への情報共有を行うとともに、国際会議における我が国の取組の情報発信等を行っています。

[5] 出典：環境省サイト・2030 生物多様性枠組実現日本会議（J－GBF）

（ステップ６）

持続可能な経営を実現するためには、生物多様性に配慮した取組を進めるだけでなく、内外のステークホルダーとの積極的なコミュニケーションを通じて、事業活動に対する社会的理解を得ることが不可欠となりつつあります。

生物多様性に関する事業者の情報開示については、TNFD や SBTs for Nature 等の新しい動きがみられます（第３編参照）。

こうした情報開示や対話（エンゲージメント）を通じた目線により、経営層や社員の環境への意識向上や、本業におけるイノベーションや企業価値の向上に資する気づきが得られることが期待されます。

情報開示に当たっては、統合報告書、サスティナビリティレポート、CSR レポートなどのコンテンツを年次単位でサイト上に公表するなど、アクセシビリティを確保しつつ定期的な情報開示に努めることが望ましいでしょう。

（留意事項）

上記のようなコミュニケーション以外にも、環境関連の支援センターや各種アライアンス、民間の生物多様性に関するイニシアティブとの情報共有は有効です。

環境省では、各地に環境パートナーシップオフィス（EPO）を設置するともに、地方公共団体においても地域連携保全活動支援センターを設置し、NPO とのマッチングや専門家の紹介を行っています。また、「生物多様性のための 30by30 アライアンス」を通じたマッチングも実施しています。経団連自然保護協議会や JBIB、日本自然保護協会（Nacs-J）等の団体においても、事業者と NGO のマッチング等を実施しています。

外部ステークホルダーの例

- ✓ 政府
- ✓ 地方公共団体（地域の生物多様性情報の提供、様々な主体間の連携のコーディネート　等）
- ✓ NGO/NPO（事業者の活動が生物多様性に与える影響に関する意見の聴取、方針立案・社会貢献活動における連携等）
- ✓ 地域住民（社会貢献活動における連携　等）
- ✓ 教育・研究機関（大学、博物館等、児童・初等教育）（科学的知見や地域社会の生態学的伝統文化等の情報の提供、地域生態系や地域社会システム等に関する調査の実施、企業緑地などを用いた環境教育の実施　等）
- ✓ 国内外の取引先事業者、関連事業者

【基本プロセスの参考となる各種ステップ】

基本プロセスを実施する際の参考情報として、既存の枠組である環境マネジメントシステムのステップ及び自然資本プロトコルのステージを下記に紹介します。併せて、今後重要と考えられる現在開発中の目標設定の枠組である SBTs for Nature のステップ及び情報開示の枠組である TNFD(LEAP アプローチ)のプロセスを参考に紹介します。必要に応じてご参照ください。

●環境マネジメントシステムにおけるステップ

ISO14001 PDCA	**組織の状況、リーダーシップ** ・ コミットメント ・ 環境方針 ・ 責任・権限・役割 等 **計画** ・ リスク、機会への取組 ・ 目標設定 ・ 計画策定　等	**運用** ・ 計画の運用 ・ 管理 等	**パフォーマンス** ・ モニタリング ・ 測定、分析、評価 ・ マネジメントレビュ 等		**改善** ・ 是正 ・ 持続的改善 等
エコアクション21	**計画の策定** ・ 経営における課題とチャンスの明確化 ・ 環境経営方針の明確化 ・ 環境負荷と取組状況の把握、評価環境関連法規等のとりまとめ	**計画の実施** ・ 実施、運用 ・ 体制構築 ・ 教育、訓練 ・ コミュニケーション	**取組状況の確認と評価** ・ 状況の確認、評価 ・ 問題の是正、予防	**全体の評価と見直し** ・ 代表者による全体の評価と見直し	**支援** ・ コミュニケーション ・ レポート作成 等

●自然資本を組み込むためのステップ（自然資本プロトコルの例）

自然資本プロトコルの概要

自然資本連合（Natural Capital Coalition）が 2016 年に公表しています。事業活動が持つ自然資本への影響・依存度の特定、計測及び価値評価を行うに当たっての枠組（基本的考え方）を示したものであり、企業の経営・マネジメントに関する意思決定に自然資本に関する情報を届けるためにデザインされています。

自然資本プロトコル：自然資本を組み込むためのステップ

ステージ１：枠組	ステージ２：スコープ	ステージ３：計測と価値評価	ステージ４：適用
・ 評価の理由の検討	・ 目的の定義 ・ 評価範囲の決定 ・ 影響と依存度の検討	・ 影響要因や依存度の計測 ・ 自然資本の状態変化の計測 ・ 影響や依存度の価値評価	・ 結果の解釈とテスト

●目標設定に関するステップ（SBTs for Nature の例）

SBTs for Nature の概要

SBTs for Nature は、バリューチェーン上の水・生物多様性・土地・海洋が相互に関連するシステムに関して、企業等が地球の限界内で、社会の持続可能性目標に沿って行動できるようにする、利用可能な最新の科学に基づく、測定可能で行動可能な期限付きの目標です。したがって、企業は SBTs for Nature の目標設定をすることで、生物多様性等の関連する国連の条約や持続可能な開発目標(SDGs)に沿った行動ができるようになります。

国際的な 45 以上の組織で構成される Science Based Targets Network によって、SBTs for Nature の設定手法の開発が進められています。

SBTs for Nature については、第３編において、詳細を説明します。

SBTs for Nature：目標設定のステップ

ステップ１： 分析評価	ステップ２： 理解・優先順位付け	ステップ３： 計測・優先的目標設定・目標開示	ステップ４： 行動	ステップ５： 追跡
	・影響を及ぼす範囲に渡る行動を検討する		・SBT の枠組を利用し計画を立案し活動する	・目標への進捗をモニタリングし、見直しをする

●情報開示に関するプロセス（TNFD の例）

TNFD、LEAP アプローチの概要

TNFD は、企業活動に対する自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組を構築する国際的なタスクフォースです。TNFD は、事業者等が自然への配慮をポートフォリオのリスク管理プロセスに組み込めるように、LEAP（Locate, Evaluate, Assess, Prepare：発見、診断、評価、準備）と呼ばれる自然関連リスクと機会に関する統合評価プロセスを提案しています。

TNFD 及び LEAP アプローチについては、第３編において、詳細を説明します。

LEAP アプローチ：情報開示のプロセス

プロセス１：Locate（自然との接点を発見する）	プロセス２：Evaluate（依存度と影響の診断）	プロセス３：Assess（重要なリスクと機会の評価）	プロセス４：Prepare（対応し報告するための準備）
・ビジネスのフットプリント把握 ・自然との接点把握 ・優先地域の特定 ・セクターの特定	・関連する環境資産と生態系サービスの特定 ・依存度と影響の特定 ・依存度の分析 ・影響の分析	・リスクと機会の評価 ・既存のリスク軽減及びリスク・機会管理 ・追加のリスク軽減及びリスク・機会管理 ・リスクと機会のマテリアリティ評価	・（戦略とリソース配分）戦略とリソース配分、パフォーマンス測定 ・（開示アクション）報告、公表

第３章　業種・事業等ごとの基本的考え方

1.　業種・事業別の基本的考え方

第２章で解説した各プロセスは、実際には、業種等に応じて対応する必要があります。以下に、業種別、事業別に、経済活動と生物多様性がどう関係するかを示しています。

まずは自社事業活動について、以下の表にて、該当業種、事業活動ごとの取組を特定・参照し、対応を図りましょう。その後、サプライチェーン・バリューチェーンの上流・下流の活動についてもサプライヤー等と連携しながら実態の確認をし、対応をしていく流れが望ましいでしょう。

■　業種と事業活動ごとの取組の対照表[6][7]

産業分類[8]		「経済活動と生物多様性の関係」における分類	事業活動ごとの取組								
			1 原材料調達	2 生産・加工	3 物流	4 販売	5 保守・廃棄・リサイクル	6 土地利用・開発	7 保有地管理	8 研究開発・イノベーション	9 資金調達
第一次産業	農業、林業	1a. 農業（稲作・畑作）、 1b. 農業（畜産）、1c. 林業	○	○	○	○	○	○		○	
	漁業	2a. 漁業（養殖以外）、 2b. 漁業（養殖）	○	○	○	○	○			○	
第二次産業	鉱業、砕石業、砂利採取業	3. 鉱業		○	○	○	○	○		○	○
	建設業	4. 建設業	○	○	○	○	○	○		○	○
	製造業	5a. 製造業（電子・電機）、 5b. 製造業（食品・飲料）、 5c. 製造業（パルプ・紙）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	6a. エネルギー産業、6b. 水道業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	情報通信業	7. 情報通信業			○	○	○	○	○	○	○
	運輸業、郵便業	8. 運輸・郵便業	○		○	○		○	○	○	○
	卸売業、小売業	9. 卸売業・小売業	○		○	○		○	○	○	○
	金融業、保険業	10. 金融業・保険業				○		○	○	○	○
	不動産業、物品賃貸業	11a. 不動産業、11b. 物品賃貸業				○	○	○	○	○	○
	学術研究、専門・技術サービス業	12. 学術研究、専門・教育サービス、教育学習支援	○		○	○		○	○	○	○
	宿泊業、飲食サービス業	13. 宿泊・飲食業	○		○	○	○		○	○	○
	生活関連サービス業、娯楽業	14. 生活関連サービス業、 15. 観光業（ツーリズム産業）	○		○	○		○	○	○	○
	教育、学習支援業	（12. 参照）	○		○		○	○	○	○	○
	医療、福祉	16. 医療・福祉	○	○	○			○	○	○	○
	複合サービス業（郵便局）	（8. 参照）	○		○	○	○	○	○	○	○
	複合サービス業（共同組合）	（1. または 2. 参照）	○	○	○	○	○	○		○	○
	サービス業	17. リサイクル・廃棄物処理業	○	○	○	○	○	○	○	○	○

[6] 出典：「生物多様性民間参画ガイドライン 第 2 版」P22（2017 年、環境省）
[7] 出典：注記：表中「○」は、事業活動ごとの取組が当てはまる場合があることを示すが、空白であっても可能性を否定するものではありません。
[8] 出典：日本標準産業分類（2013 年、総務省）

■ 事業活動・取組ごとの整理

サプライチェーンステップ・組織の事業活動カテゴリごとの具体例を、以下の①～④の項目に沿って紹介しています。

① 段階・部門：サプライチェーン上のステップ（原材料調達⇒生産・加工⇒物流⇒販売⇒保守・廃棄・リサイクル）と組織内の活動の種類（土地利用・開発、保有地管理、研究開発・イノベーション、資金調達）ごとに分類しています。自社事業活動に該当するものをご参照ください。

② 関係性：事業活動ごとの取組の特性を踏まえた生物多様性との関係性を記述しています。自社事業活動の分析を進める際の手がかりとしてください。

③ 想定される指標・目標：想定される生物多様性の保全に向けた、指標や目標を記述しています。導入可能なものがあるか、ご検討ください。

④ 参考情報：参考となる業界団体等の取組を記述していますので、ご活用ください。

① 段階・部門	**1　原材料調達**
② 関係性	【生物多様性への影響（例）】 ●国内外の生物資源（例：木材、水産品、農作物）等の原材料調達を通じて、その生産地での活動（例：土地利用、生物資源の利用）が生物多様性に大きな影響を与えている。 ●国内外の鉱物資源（例：レアメタル、銅、鉄）等の原材料調達を通じて、その採掘地等での活動が生物多様性に影響を与えている。 【生物多様性への影響低減の方法（例）】 ●生産過程等の合理化による原材料の使用量の削減 ●原材料調達ガイドラインの調達基準への生物多様性の配慮の組込み（合法性確認、生物多様性配慮認証商品の調達の促進、現地の生物多様性に配慮した品種等） ●取引先との連携やトレーサビリティ技術による実態把握と改善の促進 ●業界内での調達情報等の共有 ●水ストレスの緩和、取水量削減技術の導入　等 【段階・部門の特徴】 ●原材料の持続可能な調達方法・経路を確保することは、長期的な調達安定化につながる。 ●サプライチェーンが長大であり、サプライヤーの多層化が進むほど、管理や把握が難しい特徴。 ●原材料を提供してくれる取引先との連携が常に重要。生物多様性に配慮された原材料の取扱量が国全体で増えることが望ましく、横断的な連携（同業種内での取組を推進すること等）も有効。必要に応じて取引先に配慮を求めていくこととなるが、独占禁止法上の「優越的地位の濫 」にならないよう注意が必要。
③ 想定される指標・目標	【指標・目標例】 ●原材料の総量に占める、認証原材料の取り扱い比率（例：RSPO 認証パーム油、レインフォレスト・アライアンス認証カカオ等） ●水ストレスが「高い」または「極めて高い」地域から調達した原材料比率
④ 参考情報	**○生物多様性に配慮した企業の原材料調達推進ガイド（JBIB）**[9] 原材料調達においてどのようなリスクや課題があるのか、また、それはどのように解決できるのかをまとめたガイド。 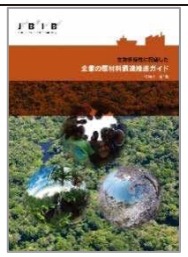

[9] 出典：JBIB ウェブサイト

① 段階・部門	**2　生産・加工**
② 関係性	【生物多様性への影響（例）】 ●工場における燃料や水資源の使用が、地域の水資源等の確保や生態系に影響を及ぼす可能性。 ●工場等をはじめとする事業場からの排水による水質汚染が、河川や海域における生物の生息・生育に影響を及ぼす可能性。 ●光害（夜間照明等）が昆虫、植物等に影響を及ぼす可能性。 ●農作物において、農薬（害虫駆除薬等）や肥料の不適切な使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備等の活動が、生物多様性に影響を与える可能性。 ●生物資源に基づき根付いていた地域の社会や経済、さらに伝統文化を衰退させてしまう可能性。 【生物多様性への影響低減の方法（例)】 ●環境規制に基づく排水等の適切な処理 ●生産過程等の合理化による水資源の利用量等の低減 ●場所等に応じ、漏れ光の抑制や点灯季節、時間への十分な配慮 ●環境保全型農業等の認証の取得
③ 想定される指標・目標	【指標・目標例】 ●事業拠点のうち、水ストレスが「高い」または「極めて高い」地域の比率 ●総取水量、総消費水量 ●GHG 排出量（scope１、２、３排出量）
④ 参考情報	**○生物多様性に配慮した企業の水管理ガイド（JBIB）**[10] JBIB の会員企業により、企業はどうしたら水を持続可能な形で利用できるのか、について研究した成果をまとめた冊子。ウォーターフットプリントなどの考え方を用いながらバリューチェーン全体での水利用に考慮すること、流域を単位に取水と排水のバランスを取ること等の新たな課題を踏まえ、水資源への影響をゼロにするウォーター・ニュートラリティといった方向性を示す。

① 段階・部門	**3　物流**
② 関係性	【生物多様性への影響（例）】 ●船舶のバラスト水や生物の船体付着等による海洋・沿岸域における生態系への影響の可能性。 ●車両のタイヤ、物資等の輸送に付随して侵入する外来種による影響の可能性。 ●輸送に伴う排気ガス等により生態系に影響を与える可能性。 【生物多様性への影響低減の方法（例）】 ●船舶のバラスト水や船体付着、コンテナへの付着等による海洋・沿岸域や港湾等における生態系への影響や外来種の侵入を防ぐための水処理システム、消毒等の予防策 ●コンテナ等を通したヒアリの侵入防止 ●輸送の電動化等による環境負荷低減 ●地産地消によるトリップ低減 ●船舶における塗料の生態系への影響軽減 ●パレット等での木材利用
③ 想定される指標・目標	【指標・目標例】 ●GHG 排出量（scope１排出量)、エネルギー使用量、重油の割合、再生可能エネルギーの割合

[10] 出典：JBIB ウェブサイト

① 段階・部門	**4　販売**
② 関係性	【生物多様性への影響（例）】 ●食品ロス等によって、間接的に自然資本等に悪影響を及ぼす可能性。 【生物多様性への影響低減の方法（例）】 ●生物多様性に配慮した製品・サービスの取り扱いの増加 ●調達方針や調達基準への生物多様性の配慮の観点の組込み ●消費者への情報提供と普及啓発 ●販売の効率化等による食品ロス等の削減 【段階・部門の特徴】 ●消費者の窓口であり、消費者からのアプローチ（購買行動等）によるリスクと機会がある（生物多様性配慮の欠如による購買意欲の低下、生物多様性に配慮した製品・サービスや地産地消品の積極的取扱いによる新たな消費者ニーズの掘り起こし等。） ●消費者の意識や行動が変わり、消費者からのニーズが変化することで、サプライチェーンの上流側にも波及効果をもたらすことが期待される
③ 想定される指標・目標	【指標・目標例】 ●原材料の総量に占める、認証原材料の取り扱い比率（例：RSPO 認証パーム油、レインフォレスト・アライアンス認証カカオ等） ●生物多様性に配慮した製品・サービスの販売割合

① 段階・部門	**5　保守・廃棄・リサイクル**
② 関係性	【生物多様性への影響（例）】 ●不適切な処理等による生物多様性等への悪影響を及ぼす可能性。 【生物多様性への影響低減の方法（例）】 ●製品の適切な補修やリサイクルを通じた自然資源の節約や、廃棄物の適切な処理、最終処分量の削減による生物多様性への悪影響の軽減 ●製品の適切な修理 ●リサイクル・リユースの促進 ●修理やリサイクルのしやすい製品設計
③ 想定される指標・目標	【指標・目標例】 ●廃棄物量、廃棄物最終埋め立て量・率、廃棄物リサイクル率 ●資源廃棄物の量、食品廃棄物の量
④ 参考情報	**○サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス（環境省、経済産業省）**[11] 政府が策定する世界初のサーキュラー・エコノミーに特化した開示・対話ガイダンス。企業と投資家等の間で円滑な対話を促すための手引きである。 **○廃棄物処理・リサイクルガイドライン（経済産業省）**[12] 事業者の自主的な取組を促進することを目的として、事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を整理したものであり、平成２年 12 月の産業構造審議会において初めて策定されたガイドライン。直近では、平成 18 年にフォローアップを実施。

[11] 出典：サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス（2021 年、経済産業省、環境省）
[12] 出典：廃棄物処理・リサイクルガイドライン（2021 年、経済産業省）

① 段階・部門	**6　土地利用・開発**
② 関係性	【生物多様性への影響（例）】 ●土地利用の変化や開発事業が、直接的・間接的（土壌流出等）に生物多様性に対して大きな影響を与える可能性。 【生物多様性への影響低減の方法（例）】 ●代替措置や植樹等の適切な措置 ●生物多様性への影響を事前に評価し、影響を回避・低減 ●土地利用・開発行為後に継続的な保全や事後モニタリングを実施 ●地域住民等の外部ステークホルダーと協働して対話を通じた影響の回避・低減を図るとともに、計画作りや管理、モニタリングを実施 ●海外事業においては、当該国政府や国際 NGO 等と連携しながら、当該国や地域の関係法令等を遵守して生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む 【段階・部門の特徴】 ●これらの取組に当たっては、環境省などが整備するデータベース（RESAS 等）を活用することが望ましい
③ 想定される指標・目標	【指標・目標例】 ●土地開発面積に対する、適正な代替措置の面積
④ 参考情報	○“RESAS”（リーサス）（Regional Economy（and）Society Analyzing System） 地方創生の様々な取組みを情報面から支援するために、内閣府のまち・ひと・しごと創生本部事務局と経済産業省が連携して提供する、産業構造、人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステム。 地域活性化指標を用いて生物多様性の影響を評価することができる。

① 段階・部門	**7　保有地管理**
② 関係性	【生物多様性への影響低減の方法（例）】 ●事業者が保有する土地（工場緑地、企業林等）を適切に保全・管理することにより、生物多様性保全や質の向上に貢献できる可能性。 ●30by30 や OECM 等への参加・申請を通じた国際目標・国内目標への貢献の可能性。 ●外来種の導入等のような地域の生物多様性へ負の影響を及ぼさないような保有地の管理 ●外部ステークホルダー（地域住民、専門家、NPO・NGO、地方公共団体）との連携を通じた、工場等の保有地の生物多様性の保全とモニタリング、周辺との生態系ネットワークの構築や、希少な動植物の生息域外保全等 ●環境省の自然共生エリア認定制度や、他の緑地等を評価する認証制度等の活用
③ 想定される指標・目標	【指標・目標例】 ●自社保有地における OECM エリアの面積
④ 参考情報	**○環境省の「自然共生サイト」認定制度** 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを検討しており、令和５年度から正式に認定を開始する予定。 「自然共生サイト」の認定地は、環境省が OECM として、国際データベースに登録することで、昆明・モントリオール生物多様性枠組に直接貢献していることを示すことが可能。

① 段階・部門	8　研究開発・イノベーション
② 関係性	【生物多様性への影響低減の方法（例）】 ●サプライチェーンでの生物多様性への悪影響の低減やネイチャーポジティブ（自然再興）に貢献するためには、新たなビジネス創出に向けた、研究開発・イノベーションが必要。（「研究開発・イノベーション」の対象は、製品・サービスに留まらず、販売・営業方法やビジネスモデル等も含まれる。したがって、研究部門や製造業等に限らず、様々な部門・業種での取組が必要） ●優れた技術・製品・サービス等の提供を行うことで、国内をはじめとして、途上国を含む国際的な生物多様性課題への貢献が可能である。 ●生物多様性に与える影響を把握するための技術・データ整備 ●生物多様性への影響を低減する製品・サービスや生産方法・工法に関する研究・開発 ●生物多様性に配慮したサービスや販売・営業方法、ビジネスモデルの検討 ●途上国への技術協力・技術供与等 ●ABS 手続の遵守 【段階・部門の特徴】 ●遺伝資源を活用した新たな製品・サービスの開発等に当たっては、ABS の国内・国際的な枠組に基づく手続が必要となる。
③ 想定される指標・目標	【指標・目標例】 ●生物多様性の悪影響の低減やネイチャーポジティブに貢献し得る技術・製品・サービス等の研究開発・イノベーションに対する R&D 費用
④ 参考情報	**○生物多様性ビジネス貢献プロジェクト** 2020 年 11 月、環境省と経団連が共同で立ち上げ。多くの日本企業が 2030 生物多様性枠組（のちの「昆明・モントリオール生物多様性枠組」）の各目標の達成に寄与する技術、製品・サービスを持っており、このプロジェクトを通じてこうした優れた取組を国内外に戦略的に発信。 **○ABS** 遺伝資源へのアクセス（Access）と利益配分（Benefit-Sharing）に関する国際的な仕組み。生物多様性条約や名古屋議定書に位置づけられている。

① 段階・部門	9　資金調達
② 関係性	【生物多様性への影響低減の方法（例）】 ●依存、影響、リスク、機会等の評価・分析と情報公開 【段階・部門の特徴】 ●外部から投融資を受けるに当たって、事業活動における生物多様性配慮を含む ESG 対応が不可欠である。 ●生物多様性保全に向けた具体的取組を行うだけでなく、情報開示を通じて投資家等との対話（エンゲージメント）を行う。 ●現在、TNFD の国際的な議論が進んでおり、こうした枠組を踏まえて対応する必要がある。
③ 想定される指標・目標	【指標・目標例】 ●生物多様性の悪影響の低減やネイチャーポジティブに関係するビジネスに対する投資資金の調達額、収益

2. 金融機関における基本的考え方

■ 金融機関における考え方

- ❖ **生物多様性や自然資本そのものが投融資先の事業に大きく影響を与えていることが金融機関にとってもリスクや機会になる**
- ❖ **TNFD や、Finance for Biodiversity など、関連する様々な国際枠組の議論や検討が進められており、これらの国際的な動向を踏まえた対応が必要**

生物多様性や自然資本そのものは、投融資先の事業に大きく影響を与えているため、金融機関にとってもリスクや機会になります。

そのような中、昨今、グリーンファイナンスや ESG 投融資は国際的に拡大していることで、投融資による事業活動への波及効果は大きいです。

したがって、金融機関は TNFD 等の検討状況を踏まえ、自社のポートフォリオにとってのリスクを分析するとともに、事業会社との対話（エンゲージメント）を通じて、生物多様性に配慮した事業活動を促進するような投融資を促進することが重要です。

事業者に期待される取組例

- ✓ 投融資の審査基準に生物多様性の観点を組み込む
  - ➢ プロジェクトの融資において、プロジェクトが特定できる場合には、赤道原則を活用し、審査の一環として生物多様性を含む環境影響評価を要請
  - ➢ 事業者への投融資においては、対象事業者による生物多様性への配慮を確認（生物多様性の保全と持続可能な利用に関する方針の有無や環境管理システムへの組込等）
- ✓ 責任投資原則（Principles for Responsible Investment ： PRI）を考慮し、生物多様性に配慮
- ✓ 環境格付の評価プロセスに生物多様性の観点を組み込むなどの方法により、生物多様性に配慮した事業活動を促進するような金融商品を開発・提供
- ✓ 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組や有用な情報を積極的に情報提供

① 業種	**金融機関**
② 関係性	【生物多様性への影響低減の方法（例）】 ●投融資先企業の依存、影響、リスク、機会等の評価・分析と情報公開 【業種の特徴】 ●生物多様性や自然資本そのものが投融資先の事業に大きく影響を与えていることが金融機関にとってもリスクや機会になる。 ●TNFD 等の財務情報の公開に関する国際的な議論が進んでおり、こうした枠組を踏まえて対応する必要がある。
③ 想定される指標・目標	【指標・目標例】 TNFD ベータ版に記載されている以下のものが参考になります。 ●生態系サービスへの依存度や影響が高いセクターや企業に対する投融資額等 ●重大な物的リスクにさらされる運用資産残高（AuM）、投資、融資、保険（絶対値、%）等 ●自然関連リスクの重大な軽減が証明された、財務関連（投資、融資、保険等）のデータ等 ●ネイチャーポジティブな影響が実証された、財務関連（投資、融資、保険等）のデータ等
④ 参考情報	○**TNFD Annex 3.3 金融セクターにおける補足書（ドラフト）**[13] 記載事項の詳細については、第３編をご参照ください ○**TNFD Annex 3.4 金融セクター向けアセスメント及び開示指標（イメージ）**[14] 記載事項の詳細については、第３編をご参照ください

[13] 出典： THE TNFD NATURE-RELATED RISK AND OPPORTUNITY MANAGEMENT AND DISCLOSURE FRAMEWORK BETA V0.3 ANNEX 3.3 ADDITIONAL DRAFT DISCLOSURE GUIDANCE FOR FINANCIAL INSTITUTIONS（2022 年、TNFD）

[14] 出典：THE TNFD NATURE-RELATED RISK AND OPPORTUNITY MANAGEMENT AND DISCLOSURE FRAMEWORK BETA V0.3 ANNEX 3.4 ILLUSTRATIVE ASSESSMENT AND DISCLOSURE METRICS FOR FINANCIAL INSTITUTIONS（2022 年、TNFD）

3. 地方自治体との連携を考える場合に参考となる情報

ここでは、事業者が地域との連携、地方自治体との連携を考える場合に、参考となる情報をまとめています。

地域の生物多様性に関する課題は様々であり、課題の解決に向けてその地域の関係主体が連携し地域全体での活動を行うことが重要です。事業者が地域との連携を考える場合も、地域の特性に応じた実効性のある取組が必要です。

現在、地方自治体が策定する生物多様性地域戦略について、47 都道府県が策定済みであり、市区町村レベルでも策定の努力が続けられています。地域の生物多様性の特徴や社会的条件を踏まえた独自性のある地域戦略による、世界目標から地域目標まで整合・一貫した取組が重要です。今後は、昆明・モントリオール生物多様性枠組や生物多様性国家戦略を踏まえた地域戦略の見直しも期待されます。

環境省は、手引きの改定や専門家派遣による技術的支援等を進め、生物多様性国家戦略を踏まえた地域戦略の策定・改定を推進します。

■ 生物多様性国家戦略の着実な実施と生物多様性地域戦略

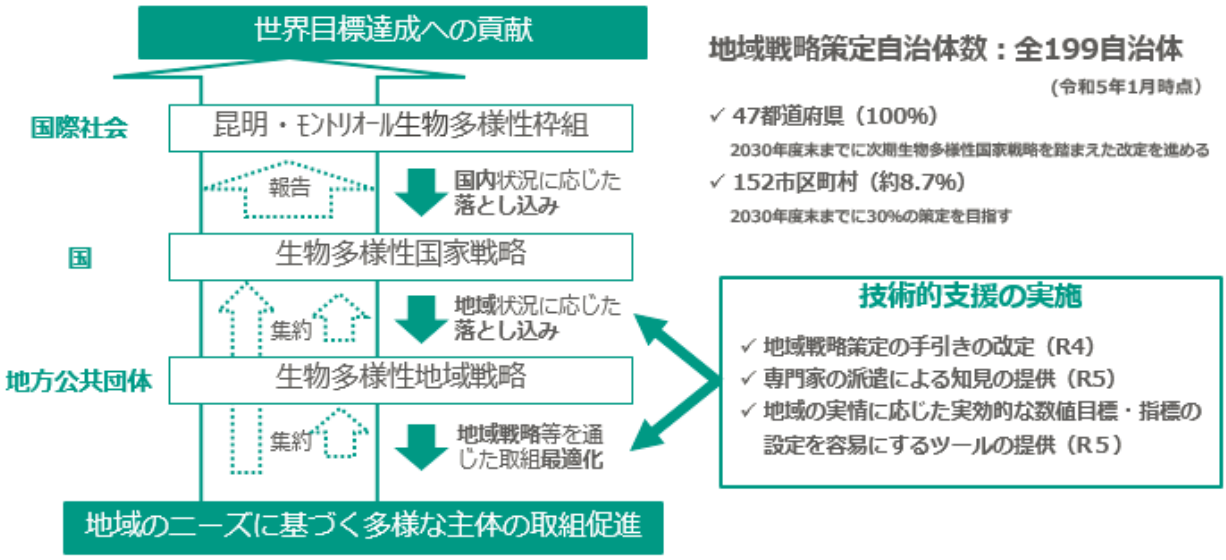

これらの情報につきましては、下記 URL をご参照ください。

昆明・モントリオール生物多様性枠組(仮訳) ：
https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/treaty/files/kmgbf_ja.pdf

生物多様性国家戦略：URL 準備中

また、各自治体と事業者の連携による生物多様性に関する活動の事例を参考資料編にまとめました。

第３編　影響評価、戦略・目標設定と情報開示等

本編では、第２編で取り上げた生物多様性の配慮に向けたプロセスに関連して、生物多様性・自然資本への影響評価の考え方や、それを踏まえた戦略や目標の設定、情報開示等についてより詳しく解説します。

影響評価、戦略・目標設定、情報開示の参考となるような企業事例を本編第４章に掲載しています。

第１章　影響評価

1. データや指標に基づく影響評価・分析の基本的考え方

生物多様性への配慮を経営に位置づけ、実効性のある取組を行うためには、事業活動による生物多様性への影響や依存を可能な限り定量的に把握し、そこから導かれる事業へのリスクや機会を分析・評価する必要があります。

事業者が実施する影響評価には、

- 事業活動による資源の消費、調達行為、開発行為等が生物多様性に与える負の影響の評価があります。
- 事業者の活動や技術、製品・サービスの提供による負荷削減への貢献量の評価がありますが、実施するためには、影響評価の方法と評価のための指標等を選定する必要があります。

評価のためには、

- 評価方法：自社の評価の目的に適した方法を選択する必要があります。
- 評価のための指標：自社の評価の目的に合わせて選択する必要があります。
- 自社の事業に関するデータ：資源使用量、廃棄物量、調達先、調達量、製品データ、自社のインプット・アウトプットデータ等が必要です。
- これらの選択には、本ガイドラインに記載されている事業者の事例が参考になります。
- なお、昆明・モントリオール生物多様性枠組の関連資料では、ターゲットの進捗をモニターするための指標として、エコロジカルフットプリント（コンポーネント指標、補助指標として）や LIME（補助指標として）等が記載されています[1]。

また評価の対象として、

- 自社事業全体の影響の評価
- ある製品・サービスの影響の評価
- サプライチェーンやバリューチェーンを含む範囲の評価
- 基準年からの影響量の変化
- 旧製品と新製品の影響量の比較

等が考えられます。

[1] 昆明・モントリオール生物多様性枠組の進捗測定のための指標として、以下が挙げられる。
・ヘッドライン指標：ゴール及びターゲットの全体的なスコープを把握する指標
・コンポーネント指標：ヘッドライン指標とともに各ゴール及びターゲットの全ての要素をカバーする任意の指標
・補助指標：各ゴール及びターゲットのテーマ別・詳細分析のために適用され得る任意の指標

生物多様性や自然資本は、場所（ロケーション）によって、その脆弱性や受ける影響等は異なります。そのため、評価の目的によっては、事業活動が行われる場所ごとに、生物多様性や自然資本の状況を把握することが必要となる場合があります。

その上で、生物多様性に与える影響や、事業の依存度が大きい（重要性の高い＝マテリアルな）事業活動・場所を抽出し、事業活動や社会に対するリスクや機会を詳細に分析することになります。その際、生態系はその場所に固有のものであるため、生物多様性に関する影響の評価では負の影響と正の影響を相殺せずに示すことも重要です。

なお、様々な影響評価の方法が提案されていますが、本編では SBTs for Nature や TNFD が提案する方法や先進的な取組を実施している企業の開示事例も掲載していますのでそれらを参考に、決定していきましょう。まずは、以下の代表的なデータ・指標・ツールをご参照ください。

■ 影響評価に活用可能な評価方法・指標・ツールの例

カテゴリ	データ・指標・ツール名	概要・特徴	活用事例（掲載ページ、順不同）及び参考事例編を参照のこと
生物多様性の影響評価（横断的）	エコロジカルフットプリント	・主に国レベルで土地専有面積をベースとした環境拡張型産業連関分析の結果を得られる。 ・調達品目ごとの体積・重量を入力することで、どの国や地域から調達されている可能性が高いか、どの程度の環境負荷を与えているかが確認可能。 ・国や地域が特定できれば、国や地域固有のデータが適用できる。 ・網羅性の高い分析が可能だが、化学物質の影響等は算定の対象外である点に留意が必要である。 ・これまでに GBO４,GBO５でも指標として使われている。 ・昆明・モントリオール生物多様性枠組のモニタリング枠組では、世界全体の評価や各国ごとの評価、1965 年以降のデータが揃っていることから、ターゲットのコンポーネント指標及び補助指標に位置付けられた。 ・自社のデータをもとに算定するためには、ライセンス料が必要である（2023 年 1 月現在）。	第一三共（P68）、花王等
	LIME2, LIME3	・ライフサイクルインパクト評価（LCIA）の手法の一つで、事業活動による影響を複数の領域（生物多様性、１次生産、気候変動、大気汚染等）について評価可能。 ・国内版 LIME2 と海外版 LIME3 が開発されている。 ・影響を貨幣価値に換算して評価することも可能。 ・必要となるインベントリデータが比較的多いため、基礎自治体単位のデータが得られない場合もある。 ・LIME3 では、重みづけ係数として G20 地域に対応している。 ・昆明・モントリオール生物多様性枠組のモニタリング枠組では、LCIA の評価指標の例として、ターゲットの補助指標に位置付けられた。 ・自社のデータをもとに算定するためには、インベントリデータベース（有料）が必要（2023 年 1 月現在）。	太平洋セメント（P68）、花王、積水化学、凸版印刷、富士通、ブリヂストン、リコー等
	ENCORE	・Natural Capital Finance Alliance が主導で、UNEP-WCMC 等と共同で開発。 ・ユーザーが環境の変化が経済に与える影響を理解し、視覚化するためのツール。 ・ビジネスが自然にどのように依存し、影響を与える可能性があるか、また、これらの潜在的な依存関係や影響がビジネスリスクを表す可能性があるかを可視化。 ・業種及び生産手法を選択することで分析結果を取得可能。 ・ライセンス料等は不要（2023 年 1 月現在）。	BNP パリバ（P69）、アセットマネジメント One（P71）等
	GLOBIO	・GLOBIO モデルは、生物多様性と生態系に対する地球規模の人間の影響を定量化することによって、政策立案者に情報を提供し、支援することを目的としている。	エルメス（P72）等

		・土地利用、道路建設、生息地分断化、狩猟、大気中の窒素沈降、気候変動という６種の人間による環境への影響を関数として、平均種数（MSA） 指標で表される地域の陸上生物多様性の健全性を計算している。 ・2020 年に GLOBIO4 が開発されており、これまで IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）、CBD(生物多様性条約)事務局等によって広く活用されている。 ・ライセンス料等は不要（2023 年 1 月現在）。	
生物多様性の影響評価（ローカル）	IBAT	・保護区や絶滅危惧種などの生物多様性に関する地図情報を統括して地図上に表示。 ・対象国において保護地域を WDPA（世界保護地域データベース）に登録していれば、KBA（生物多様性重要地域）とともに自国で保全すべき区域等を地図上で確認でき、土地の改変行為による影響の有無の判断ができる。 ・KBA 対象種リストや IUCN レッドリストに掲載の無い種に関する分布情報や地域で重要としている情報が無く、都道県等の地域特有の重要な種の分布範囲や重要な生物多様性の場の範囲は特定できない。 ・活用する機能によっては、ライセンス料等が発生する場合がある（2023 年 1 月現在）。	ロッテ（P72）、太平洋セメント（P68）等
	WWF Biodiversity Risk Filter	・企業や投資家が生物多様性リスクに対処するために最も重要なコモディティと場所に関する行動の優先順位を決定し、ビジネスのレジリエンスを高め、持続可能な未来に貢献するための、企業及びポートフォリオレベルのスクリーニングツール。 ・セクター単位で、生物多様性に関連する８分類 33 項目のスコアが確認可能。 ・ライセンス料等は不要（2023 年 1 月現在）。	-
その他（水、森林など）	FAO/ AQUASTAT	・FAO（国際連合食糧農業機関）によるグローバルデータベースであり、国別に 180 以上の変数と指標を掲載。 ・地理・人口、水資源、水利用、灌漑・排水開発、環境と健康等の観点でデータを確認可能なため、ホットスポットの特定などに活用できる。 ・データベース配布ページにて、CSV データが出力可能。 ・ライセンス料等は不要（2023 年 1 月現在）。	BNP パリバ（P69）等
	Trase	・消費国や貿易業者と生産地を結ぶ、森林リスクのサプライチェーンを地図化。 ・これにより、森林破壊の割合が高い国、地域、事業者の可視化が可能。 ・対象コモディティは、森林破壊との関係性が強い 13 種（大豆、パーム油、牛肉、エビ、ココア、コーヒー、トウモロコシ、木材パルプ、パーム核、鶏肉、綿花、サトウキビ、豚肉）。 ・ライセンス料等は不要（2023 年 1 月現在）。	アセットマネジメント On（P71）等
	WWF Water Risk Filter	・事業者・ポートフォリオレベルのスクリーニングと優先順位付けのためのツール。 ・これにより、事業者や投資家が現在及び将来の水リスクを評価し、対応できるように準備を進められる。 ・共通社会経済経路（SSP）シナリオと代表的濃度経路（RCP）シナリオに基づいた選択肢により、地図上で将来の水リスクを確認可能。 ・ライセンス料等は不要（2023 年 1 月現在）。	キリン（P70）等
	WRI Aqueduct - Water Risk Atlas	・事業者、投資家、政府、その他ユーザーが水に関するリスク・機会が世界中のどこでどのように発生しているか理解する際に活用可能なリスクマッピングツール。 ・総合的リスク、または、①物理的リスク（定量）、②物理的リスク（定性）、③規制・評判リスクのそれぞれの観点で、地図上で水リスクを確認可能。 ・住所の入力やファイルのインポートによる地点検索ができる。 ・ライセンス料等は不要（2023 年 1 月現在）。	BNP パリバ（P69）、キリン（P70）、アセットマネジメント One（P71）、ロッテ等

※その他の TNFD や SBTs for Nature 等で言及されているデータ・指標・ツール一覧は参考資料編に掲載

■ 金融関係のデータ・指標

金融機関においては、投融資先のセクター単位での影響・依存・リスク・機会等の分析を行う必要があります。以下に、金融機関によって使用され得るデータ、指標の例を紹介します。

データ・指標（及びそれらに関するガイダンス）	概要	留意事項
BFFI モデル：金融機関のための生物多様性フットプリントモデル（EXIOBASE と ReCiPe モデルを組み込んだ、植林・コーヒー・洋上風力発電のケーススタディ）	・投資による生物多様性保全・回復効果の計測に特化した方法論についてケーススタディを通して紹介したもので、同様の試みをしている投資・金融機関には参考になる可能性がある。	・生物多様性に深く関連する投資のみを扱ったもの。 ・既存のツールを使って該当する投資の生物多様性効果を分析したケーススタディとワークショップを総括した資料。
DNB Indebted to Nature（生物多様性に関連する３つのリスク（物理的リスク、移行リスク、評判リスク）の金融リスク換算）	・各国金融当局が金融システムのグリーン化に向けて設立した NGFS（気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク）が分析した環境リスクが金融リスクにつながるモデルを踏襲。 ・金融機関が保有する資産について、生物多様性リスクに伴う定量的な損失リスクのレベルが把握可能。	・金融機関の財務状況や生物多様性に関する既存の入手可能なデータのみによる分析にとどまる。
CISL Handbook for Nature-related Financial Risks（物理的リスク、移行リスク、責任リスク毎に事業会社に及ぼす影響、その結果としての金融リスクの特定）	・自然環境リスク（物理的リスク、移行リスク、責任リスク）、同リスクにともなう事業会社に及ぼす影響（事業・サプライチェーンの機能低下、商品価格の変動、外部経済コストの顕在化、資産価値の下落、事業再編、資産の物理的損害）、それが金融機関に及ぼすリスク（クレジットリスク、市場リスク、流動性リスク、ビジネスリスク）をそれぞれ分類することで、自然環境リスクがどのような金融リスクにつながるかを分かりやすく提示。	・あくまで理論的な分類に留まり、実際の使いやすさについては事例の積み重ねなどが必要。

■ 影響評価の方法の例

事業活動による生物多様性への影響（負荷量）評価の方法

事業活動が生物多様性に与える影響を評価するには、事業活動のマテリアルフローのデータをもとに、各種ツールで提供される換算係数を利用して、生物多様性への負荷を算出する方法があります。

その際、影響評価の単位としては、「組織レベル」と「製品・サービスレベル」の２通りが考えられます。組織レベルの影響には、事業活動における自然資源の消費や、事業所・工場の設置に伴う土地改変、廃棄物の排出等があります。一方で、個々の製品・サービスは、その製造、消費の過程（ライフサイクル）において自然資源の消費や廃棄物の排出に関連しており、直接的・間接的に生物多様性に影響を与えています。

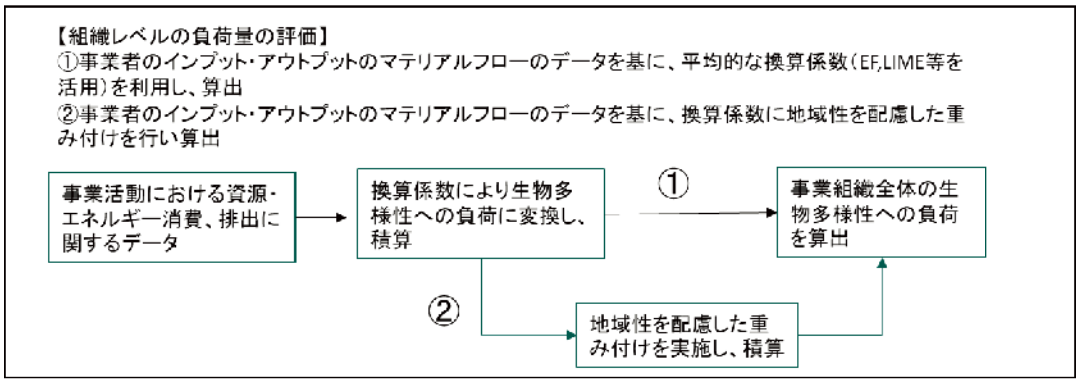

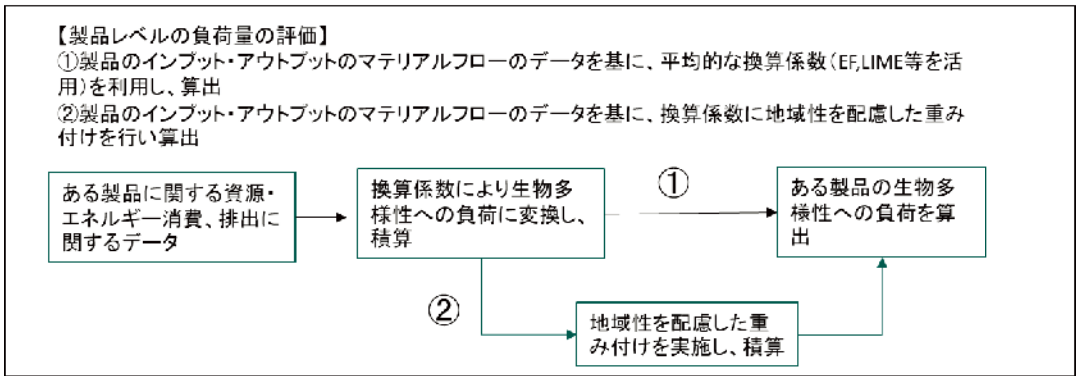

2. 事業活動等へのリスクや機会の把握

データや指標・ツールを用いて重要な事業拠点における自然資本への影響や依存度を算出した上で、事業活動や社会に対するリスクや機会（オポチュニティ）の把握を行います。

リスクや機会の把握については、決まった手法等が確立されている訳ではありません。TNFDフレームワークにおいては、財務情報としての開示が求められています。一方で、環境報告等にて、非財務情報としてリスクや機会（自然や社会への影響等）についても幅広く分析し、積極的に開示することが望ましいと考えられます。

第２章　戦略・目標の設定

1. 生物多様性に関する戦略・目標設定について

事業活動と生物多様性における影響・依存・リスク・機会を分析した後は、事業者としての取組（ガバナンスの構築、事業者としての戦略や目標の設定、実施等）を進めていくこととなります。その上で、財務に関わる部分を中心に、投資家等に対する情報開示を行うことになるでしょう。

影響の把握や目標設定、情報開示に関連して、TNFD フレームワークや SBTs for Nature、CDP、生物多様性に係る国際規格など様々な枠組作りが進んでいます。可能な限りこれらの枠組に対応する形で取り組むことが望ましいでしょう。以下に、これらの枠組を踏まえた戦略・目標の設定の仕方を例として示します。

2. 生物多様性に関する目標設定の方法

目標設定をする際には、第１章に示した評価ツール等を活用しつつ、可能な限り定量的な目標を設定することが望まれます。一方で、事業内容や生物多様性への影響の内容等によっては、定量的な目標設定にこだわることで、かえって取り組みづらくなってしまうことも考えられます。以下に、SBTs for Nature 等の国際的な枠組も踏まえた、定性的・定量的な目標設定の考え方を示しますので、参考にしてください。

(1) 定量的な目標設定

定量的な目標を設定することには、達成目標や取組内容を明確化できる、取組の客観的なモニタリングや詳細な効果分析が可能となる、投資家を含むステークホルダーへの説明を、透明性を持って行うことができるなど、様々なメリットがあり、国内外において可能な限り定量化した目標設定が求められるようになっています。

一方で、生物多様性については、気候変動の『GHG プロトコル』のように標準的な定量化手法・指標化手法が示されているわけではありません。そのため、現時点では、各社が事業の性質や地域的な条件を踏まえ、自ら指標や目標を設定する必要があります。例えば、「侵略的外来種の影響」は定量化の難易度が高いため、TNFD フレームワークにおける指標（例）等を参照しながら検討していくことが必要です。

また、サプライチェーンを通して国内外の広い地域の自然資本に依存している事業者は、特定の地域のみの目標に留まらず、全国的、あるいは国際的な目標を設定しなければ、理解を得られない点にも留意が必要です。

定量的な目標設定の例
●●年までに、調達している物品のうち、認証品の割合を現在の●%から●%に向上させる
2030 年までに、自社の敷地の 10%を OECM として国際データベースに登録する
2030 年までに、サプライチェーン全体で、生物多様性に与える負の影響をエコロジカルフットプリントで評価し、現状から 30%削減する
生物多様性の保全に貢献する製品・サービスの提供規模を、2030 年までに現状から３倍に拡大する
生物多様性の保全のための技術開発を進め、新たな技術を●●件開発する
グリーン製品の内、生物多様性の保全に資する製品を 30%に増大させる
2030 年までに、全ての従業員に生物多様性の保全に関する教育を実施する

（2）定性的な目標設定

生物多様性においては、データベース・ツール等が開発途上であることから、定量的な指標の設定・測定が難しい場合も多く、より包括的な目標設定のために、定性的な目標設定を行わざるを得ないケースもあるでしょう。その場合も、可能な限り、取組指標などを設け、客観的な取組の進捗や結果の評価ができるように設定していくことが必要となります。例としては、以下のようなものが考えられます。

定性的な目標設定の例
生物多様性への事業影響評価及び取組に関して、NGO、NPO 等の外部のステークホルダーとの対話を進める（取組指標：外部ステークホルダーとの対話回数、参加者数等）
事業活動と生物多様性に関する関係性マップを作成する
生物多様性の保全に配慮した調達方針を策定する

3. 目標設定の際に配慮すべき視点

下記の４つの視点に配慮して具体的な目標の数値を検討していくことが考えられます。なお、以下の視点に加えて、目標設定時には「いつまでに」「誰が」「何を」行うのかを明確に定義することも、重要なポイントです。

✓ **視点１：事業や自然への影響の大きなものに対する目標設定**

事業活動への影響及び生物多様性への影響の重要性に照らして設定することが望ましい。

✓ **視点２：世界目標や国内目標に準じた目標設定**

昆明・モントリオール生物多様性枠組や、生物多様性国家戦略に掲げられた数値目標を参考にした目標設定が望ましい。また、民間のイニシアティブの宣言や目標なども参照することも望まれる。

✓ **視点３：対象とする事業領域の段階的拡大による目標設定**

生物多様性に密接に関係する事業領域における影響の程度や貢献の内容を検討して目標を設定することから始めつつ、事業活動全体、サプライチェーン・バリューチェーン全体に段階的に拡大し、スコープごとに目標設定をすることが望ましい。

✓ **視点４：地理的特性に配慮した目標設定**

サプライチェーンの地理的特性に応じた影響の配慮も必要となる。生態系の態様は国や地域によって様々であり、取り組むべき優先順位が異なる。国内外いずれにおいても、各地方自治体等が設定している「生物多様性地域戦略」その他の地域計画がある場合は参照することにより、地域の特性に応じた効果的な対応が可能となる。

4. 目標設定への段階的アプローチ

十分に定量化され、包括的であり、サプライチェーン・バリューチェーン全体をカバーし、さらに国際目標・国内目標を凌駕するような目標設定が理想的ではあるものの、方法論が未成熟であることや、国内外の枠組の議論が進展中であることを踏まえれば、実際には、ステップバイステップで、徐々に目標設定の段階を上げていくことが望ましいと考えられます。

以下、目標設定への段階的アプローチとして、おおまかな段階を参考として提示します。ISO37153 などのマチュリティモデルや TNFD フレームワークを参照して作成したものですが、厳密なものではなく、必ずしもこの段階順に取り組まなければならないということではありません。

最終的には、今後策定される予定の SBTs for Nature ガイダンスや昆明・モントリオール生物多様性枠組等の国内外の主要な目標やガイドラインを満たす取組が想定されます。

既に環境マネジメントシステムにおいて目標設定を実施している場合、より高いレベルである、「レベル４」（将来的に必要となる国際的枠組（SBTs for Nature 等）への対応に向けて一部の活動を開始あるいは実施している）や「レベル５」（将来的に必要となる国際的枠組（SBTs for Nature 等）に対応し、活動を継続的に実施している）を目指すことが期待されます。また、まだ生物多様性に関する目標設定を実施していない事業者については、「レベル２」（事業活動のうち、生物多様性に関連する一部分について、目標を設定している）や「レベル３」（環境マネジメントシステムなどに基づき、生物多様性に関する目標を設定し、生物多様性の配慮を継続的に実施している）を目指して活動し、順次高位レベルを目指すのが良いでしょう。もちろん、最初から「レベル４」「レベル５」を目指すことを否定するものではありません。

生物多様性と事業活動の関係性が不明な事業者は、形式的な目標設定よりもまずは生物多様性への依存や影響、リスク、機会等の分析を行うことが望ましいと考えられます。

■ 目標設定に向けた段階的アプローチ

レベル	目標設定に向けた段階的アプローチ	次のレベルに向けた取組
1	生物多様性に関する目標設定を実施していない	・環境活動などに生物多様性に関する目標を盛り込むことを検討・実施ください。 ・すでに、気候変動や資源循環で目標設定をしている場合、そこに生物多様性に関する項目を追加するなどを検討ください。
2	事業活動のうち、生物多様性に関連する一部分について、目標を設定している	・すでに目標を設定している場合は、環境マネジメントシステムなどを活用して、継続的に生物多様性の配慮を実施ください。 ・ISO14001、エコアクション 21 が参考になります。
3	環境マネジメントシステムなどに基づき、生物多様性に関する目標を設定し、生物多様性の配慮を継続的に実施している	・環境マネジメントシステムを活用して、目標を設定し、活動している場合は、SBTs for Nature の枠組などを活用し、国際的な要求に対応できるように、検討を開始ください。 ・第２章６項を参照ください
4	将来的に必要となる国際的枠組（SBTs for Nature 等）への対応に向けて一部の活動を開始あるいは実施している	・SBTs for Nature の枠組などを活用し、目標設定を行っている場合は、継続的かつより広い範囲で活動できるように、検討を開始ください。
5	将来的に必要となる国際的枠組（SBTs for Nature 等）に対応し、活動を継続的に実施している	・すでに国際的枠組に対応した活動を実施している場合は、継続するとともに、業界やサプライチェーンをリードください。

■ 目標値の野心度について

前述の目標設定のプロセスとは別に、目標達成の難易度を示す「野心度」という尺度があります。目標設定においては、自社にとってどのくらいの難易度の目標を設定するかも重要な課題となります。生物多様性に与える影響が大きい分野や負の影響を削減できる可能性の高い分野等に対して、より野心的な目標を立て、効率的に生物多様性の状態改善を進めていくことは、一つの方法です。

例えば、「負荷を XX%削減する」という定量的な目標の場合、削減量は 50%よりも 80%のほうが難易度は高いと解釈されるでしょう。しかし、個社に当てはめた場合、Ａ社にとっての 80%削減と、Ｂ社にとっての 80%削減は同じ難易度であるとは言えない場合もあります。

また、目標が生物多様性の状態の改善にどの程度影響を与えているかを常に分析することも重要となります。

5. 戦略と目標設定の関係

定量的な目標設定には、達成目標や取組内容を明確化できること、取組の客観的なモニタリングや深掘りが可能であること、投資家を含むステークホルダーへの説明を透明性を持って行うことができることなど様々なメリットがあり、国内外において、可能な限り定量化した目標設定が求められつつあります。

一方で、生物多様性に関しては、地域によってその状況や影響が異なることから、気候変動分野において GHG 排出量が尺度とされるような、一元的な定量化手法に基づく目標設定は難しいと考えられています。また、目標のベースとなるデータや指標についても、今後の知見の蓄積が期待されており、そうした状況を踏まえて適宜更新していくことを念頭に置くと良いでしょう。そのため、可能な限り定量的な目標設定を図りつつも、組織内部はもちろん、投資家や消費者等のステークホルダーに対して、「なぜ生物多様性に取り組むことが事業活動にとって重要なのか」について説得力をもって説明できるストーリーも重要です。

(1)説得力のある戦略・ストーリー作り

生物多様性に取り組むことの自社にとっての重要性、また社会にとっての重要性を、自社のリスク・機会から説明することが必要です。

また、自社のリスク・機会に対して、定性的もしくは定量的な自社のインパクトを示した上で、対応策を記載することで、その対応策の説得力が増します。また、対応策と既存の取組との関係性を示すことで、過去からの実績に基づく説得力のあるストーリーとなります。

なお、多くの事業者が既に実施している環境マネジメントシステムにおける Plan, Do, Check, Action の PDCA サイクルや、国際的に構築されつつある自然資本への配慮や目標設定、情報開示に関する枠組等とも関連づけて戦略やストーリーを作り、実行すること、また、その後の開示に対して投資家や消費者等のステークホルダーや市場からフィードバックを受けて、より高度化していくことも重要です。

(2)戦略を裏付ける目標設定

(1) の戦略やストーリーを踏まえた上で、実際の目標設定に当たっては、昆明・モントリオール生物多様性枠組や、我が国の生物多様性国家戦略に掲げられた目標を参考にすると良いでしょう。

■ 昆明・モントリオール生物多様性枠組におけるビジネスに関係する目標例（抜粋、簡略化）

ターゲット	概要
2	劣化した生態系の 30%の地域を効果的な回復下に置く
3	陸と海のそれぞれ少なくとも 30%を保護地域及び OECM により保全 （30by30 目標）
6	侵略的外来種の導入率及び定着率を 50%以上削減
7	環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
13	遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進
14	生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
15	生物多様性への負荷を削減し、正の影響を増加するために、事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
16	適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生の大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減

■ 国家戦略における目標例

生物多様性国家戦略において、事業者に関する状態目標及び行動目標として、下記を掲げています。下記目標は、国の目標となりますが、達成のためには、事業者の役割が重要となります。そのため、これら生物多様性国家戦略の目標を考慮しながら、自身の目標設定及び活動計画を策定することが期待されます。

また、これらの目標設定に当たっては、影響・依存・リスク・機会を分析した範囲（自社のみか、グループ企業を含むか、サプライチェーン全体か）やそのマテリアリティ（重要性）を踏まえて設定することとなります。

生物多様性国家戦略の基本戦略３における目標の設定

ネイチャーポジティブ経済の実現には社会変革に必須であることから、事業活動に生物多様性・自然資本を統合していくための状態目標を、金融分野、事業活動全般、農林水産業分野の観点から設定します。また、それらの状態の達成に向け、事業活動における生物多様性への影響を評価・分析し開示することを促すための取組や、生物資源の持続可能な利用から得られる便益を保全に活かしていく取組、生物多様性保全に貢献する事業を支える取組に関する行動目標を設定します。

金融分野の観点では、投融資を通じてネイチャーポジティブ経済の実現を促進するため、企業が自らの活動による生物多様性への影響を定量的に評価・分析し、目標設定と情報開示を行うための技術的助言を行うとともに、企業側の情報開示の促進と金融機関・投資家側の認識向上、両者の対話の促進等により投融資の基盤を整備し、ESG投融資の規模拡大と生物多様性分野への配分を促進していく必要があります。また、事業活動全般において、生物多様性に正の貢献をする技術・サービスを促進することが必要です。同時に、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を通じて生物資源の持続可能な利用と生物多様性保全への還元を促進することが求められます。これらを通じ、事業活動全般において生物多様性への正の貢献を増大させ、負の影響を軽減させることがすることが必要です。農林水産業の観点からは、生産から消費に至る各段階において生物多様性への負の影響を軽減し正の貢献を増大させるための支援を講じ、我が国における持続可能な農林水産業の拡大を図る必要があります。

【状態目標】

- ✓ 生物多様性の保全に資するESG投融資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている
- ✓ 事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる
- ✓ 持続可能な農林水産業が拡大している

【行動目標】

- ✓ 企業による生物多様性への影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する
- ✓ 生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める
- ✓ 遺伝資源の利用に伴うABSを実施する
- ✓ 化学農薬使用量（リスク換算）を10%削減することなどを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

6. SBTs for Nature に基づく目標設定

■ SBTs for Nature[2]（自然に関する科学に基づく目標設定）

第２編で取り上げたとおり、SBTs for Nature は、バリューチェーン上の陸域・淡水域・海洋が相互に関連するシステムに関して、事業者等が地球の限界内で、社会の持続可能性目標に沿って行動できるようにする、利用可能な最新の科学に基づく、測定可能で行動可能な期限付きの目標です。自然の劣化を助長する直接要因、間接要因、自然自体の状態を定義しており、目標は、直接要因の５つのカテゴリに基づいて立てることを提案しています。

また、事業者が取るべき行動として、まずは、事業活動による自然の損失や生物多様性への影響の程度についての科学を理解すること、そして、事業を変革して高い目標設定を行い、これにより自然環境や生物多様性への影響の回避・低減、さらに、事業活動の持続性担保に向けた生物多様性へのネットポジティブな貢献（復元・再生）を進めていくことが重要と提示しています。

2020 年９月に目標や指標を設定するに当たっての考え方をまとめたイニシャル・ガイダンスを公表しています。

■ SBTs for Nature でのハイレベルな目標分類

国際的な 45 以上の組織で構成される Science Based Targets Network によって、SBTs for Nature の設定手法の開発が進められています。SBTs for Nature のガイドは開発途中な一方で、SBTs for Water の流域の状態を考慮した水関連目標設定のためのガイド“Setting Site Water Targets Informed By Catchment Context:A Guide For Companies”が公表されています。

[2] 出典：自然に関する科学に基づく目標設定　企業のための初期ガイダンス エグゼクティブサマリー(日本語仮訳)　(2020 年、SBTs for Nature)

■ SBTs for Nature ：目標設定のステップとポイント

ステップ	実施事項	成果物
ステップ１：分析・評価	・ 既存のデータの収集・補完をし、バリューチェーンに広がる影響や自然への依存度を推定し、目標設定のための潜在的な「課題領域」とバリューチェーンの所在をリスト化する	・ 事業者の環境フットプリントの初期評価と、目標設定の対象の可能性がある課題領域と場所の候補一覧
ステップ２：理解・優先順位づけ	・ ステップ１の結果を理解して、行動を起こすべき重要な課題や所在について優先順位づけを行う ・ 直接操業からバリューチェーンを取り巻くランドスケープまで、様々な「影響を及ぼす範囲」に渡る行動を検討する	・ 目標設定の対象となる候補地、及び各目標に対してどの程度の努力が必要となるか、当初の見込み
ステップ３：計測・設定・開示	・ 優先順位の高い目標や所在のベースラインを収集する ・ これまでのステップのデータを利用し、地球の限界と社会の持続可能な目標に沿った目標を設定し、それを開示する	・ ベースラインと目標の詳細・目標達成のためのタイムラインと期限を定めた行動プログラム
ステップ４：行動	・ 一度目標を設定した後、SBTs for Nature 行動枠組（回避、軽減、復元、再生、変革）を利用して、計画を立て、持続可能でない自然の利用や喪失の重要な影響に対して貢献し始め	・ 優先度の高い場所における取組の基本計画
ステップ５：追跡	・ 目標への進捗状況をモニタリングし、必要に応じてアプローチを調整する	・ 内部知識と実行した活動の公表・どのような行動が成果に繋がったか・成功の要素

SBTs for Nature の AR³T 行動枠組

SBTs for Nature は、事業者が地球の限界や自然に対する社会的目標に合わせて取り組むべき行動の枠組として、AR³T を提言しています。右図のとおり、回避（Avoid）、軽減（Reduce）、復元・再生（Restore & Regenerate）、変革（Transform）の４段階構成です。

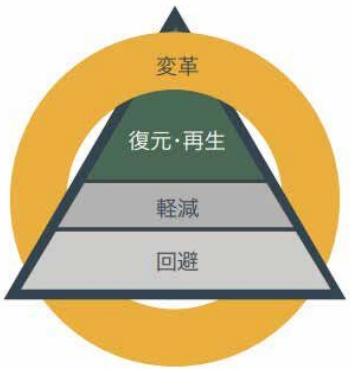

第３章　情報開示等

1. 情報開示等の基本的考え方

これまで述べてきたような事業活動等における影響・依存・機会・リスクの分析とそれに基づく戦略や目標の設定については、対外的に公表し、ステークホルダーとコミュニケーションを図ることで、事業への理解を深め、資金調達や市場でのレピュテーションの機会に繋がっていきます。また、経営層や社員の環境への意識向上や、本業におけるイノベーションや企業価値の向上に資する外部からの気づきが得られる可能性が高まることが期待されます。

同時に、これらの情報を開示しないことは、ステークホルダーから企業としての説明責任や社会的責任を果たしていないと見なされ、資金調達や市場のレピュテーションにおけるリスクに繋がるとともに、世界的な情報開示に向けた動きにおける新たな移行リスクとなる恐れもあります。

現在、生物多様性に関する事業者の情報開示については、TNFD フレームワークの議論が進展しており、同フレームワークをベースに検討を進めることが期待されます。また、欧州においては金融機関に対するサステナビリティ情報開示規則（SFDR）といった規制的な情報開示制度が構築されており、国際的に事業を展開する際には、相手国における情報開示制度にも配意する必要があります。

一方で、同フレームワークは財務情報としての開示を目的としており、事業者の事業活動とは直接関連しないような自然への影響等の非財務情報については、必ずしも情報開示の対象とはされない可能性があることに注意が必要です。そのため、地域社会等の、より幅広いステークホルダーに対しては、TNFD フレームワークよりも幅広い情報開示を行うことが適当であることも考えられます。

また、欧州を中心に、情報開示に加えて、デュー・ディリジェンス指令やタクソノミー規則への対応等が求められるようになってきています。こうした新たな規制についても、影響・依存・機会・リスクの分析等を通じて統合的に対応していくことにより、国際的な市場の動きに対応しやすくなるでしょう。

2. 情報開示の媒体

（1）情報開示に活用される媒体の現状

経団連自然保護協議会のアンケート調査[3]によれば、現状で生物多様性に関する情報開示に使用している媒体は、その多くがホームページであり、例外では、冊子・パンフレットや年次財務報告書、統合報告書等となっており、従前の環境報告書や CSR 報告書に留まりません。

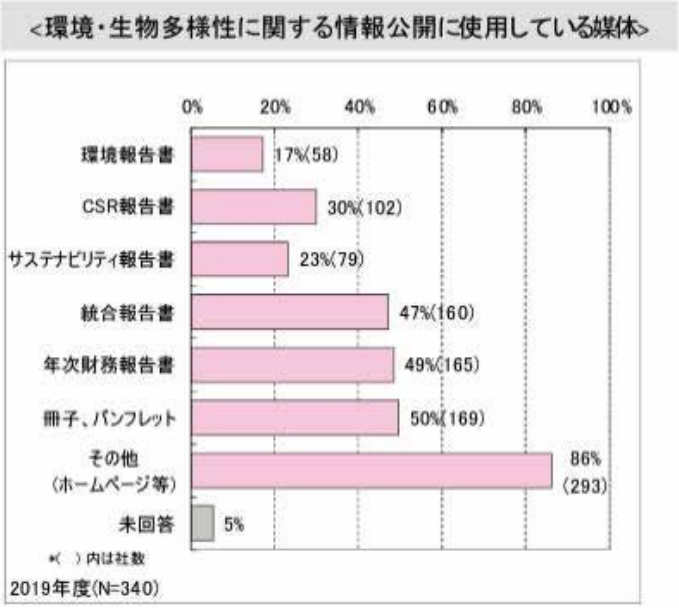

[3] 出典：生物多様性に関するアンケート-自然の恵みと事業活動の関係調査（2020 年、経団連自然保護協議会）

ホームページや冊子、パンフレット等は、財務情報のみならず非財務情報を含めて、投資家等に留まらず、幅広いステークホルダーに発信する方法としては有効であり、訴求対象に応じて媒体を使い分けることが適切であると考えられます。

■ 想定される訴求先別の環境報告の開示媒体[4]

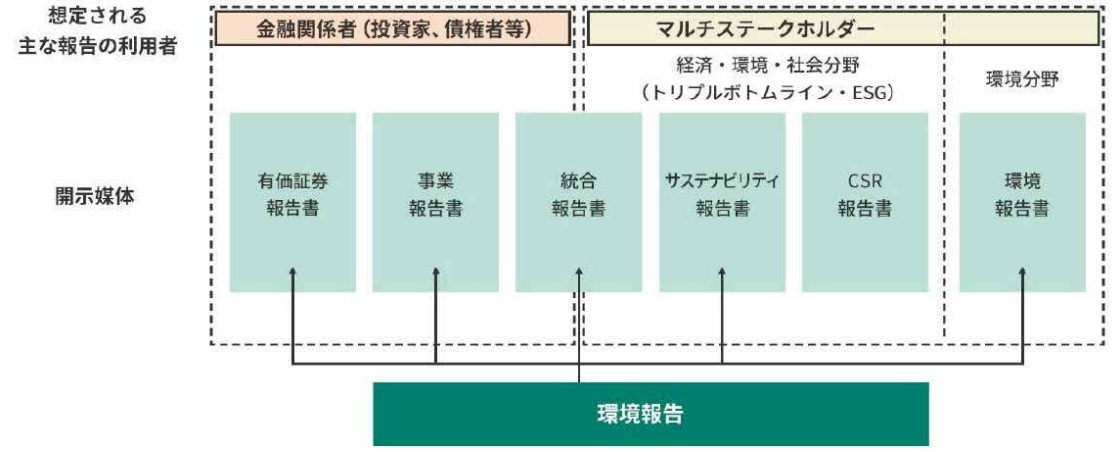

3. 情報開示の枠組

ここでは、いくつかの情報開示の枠組を参考として紹介します。事業規模やステークホルダーの属性を踏まえて適切に開示することが適切です。

(1)環境報告ガイドラインに基づく情報開示

環境省が取りまとめている『環境報告ガイドライン』は、生物多様性・自然資本に留まらず、環境報告全体を対象とするものです。例えば、従前から気候変動分野について報告しているのであれば、生物多様性や自然資本の観点を加味することが考えられます。

■ 環境報告の基礎情報と記載事項の概要[5]

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>概要</th></tr>
<tr><td colspan="2">基礎情報</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>基本的要件</td><td>✓ 報告対象組織：環境報告に含める組織の範囲
✓ 報告対象期間：報告対象とした期間（少なくとも年１回、定期的に行うことが重要）
✓ 基準・ガイドライン等：適用した作成基準または作成ガイドライン等の名称
✓ 環境報告の全体像：複数の媒体、公表形式で行う場合に、それらの相互関係がわかるように図示する等の視覚的な方法を用いて説明</td></tr>
<tr><td></td><td>実績評価指標の推移</td><td>✓ 事業者が重要であると判断した環境課題への取組実績を示す実績評価指標の中から、特に重点的に取り組む環境課題の実績評価指標を２～３指標抜粋し、主な経営指標を併記しながら直近３～５年程度の推移を記載
＜開示例＞
主な実績評価指標の推移
<table>
<tr><th></th><th>単位</th><th>20X1年度</th><th>20X2年度</th><th>20X3年度</th><th>20X4年度</th><th>20X5年度</th></tr>
<tr><td>連結売上高</td><td>億円</td><td>2,300</td><td>2,550</td><td>2,870</td><td>2,600</td><td>3,120</td></tr>
<tr><td>ROA</td><td>%</td><td>5.6</td><td>6.3</td><td>7.2</td><td>6.8</td><td>8.0</td></tr>
<tr><td>GHG排出量原単位</td><td>トンCO_2e/億円</td><td>7.6</td><td>7.4</td><td>7.0</td><td>7.1</td><td>6.5</td></tr>
<tr><td>廃棄物最終処分量</td><td>トン</td><td>5,000</td><td>4,880</td><td>4,200</td><td>3,900</td><td>3,850</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">記載事項</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>経営責任者のコミットメント</td><td>✓ 重要な環境課題への対応に関する経営責任者のコミットメント</td></tr>
<tr><td></td><td>ガバナンス</td><td>✓ 事業者のガバナンス体制</td></tr>
</table>

[4] 出典：環境報告のための解説書～環境報告ガイドライン 2018 年版対応～（2019 年、環境省）
[5] 出典：環境報告ガイドライン 2018 年版（2018 年、環境省）

		✓ 重要な環境課題の管理責任者 ✓ 重要な環境課題の管理における取締役会及び経営業務執行組織の役割
	ステークホルダーエンゲージメントの状況	✓ ステークホルダーへの対応方針 ✓ 実施したステークホルダーエンゲージメントの概要
	リスクマネジメント	✓ リスクの特定、評価及び対応方法 ✓ 上記の方法の全社的なリスクマネジメントにおける位置付け
	ビジネスモデル	✓ 事業者のビジネスモデル
	バリューチェーンマネジメント	✓ バリューチェーンの概要（バリューチェーンマップの作成） ✓ グリーン調達の方針、目標・実績 ✓ 環境配慮製品・サービスの状況
	長期ビジョン	✓ 長期ビジョン ✓ 長期ビジョンの設定期間 ✓ その期間を選択した理由
	戦略	✓ 持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略
	重要な環境課題の特定方法	✓ 事業者が重要な環境課題を特定した際の手順（実施手順） ✓ 特定した重要な環境課題のリスト（判断結果） ✓ 特定した環境課題を重要であると判断した理由（判断基準） ✓ 重要な環境課題のバウンダリー（事業活動の範囲）
	事業者の重要な環境課題	✓ 取組方針・行動計画 ✓ 実績評価指標による取組目標と取組実績 ✓ 実績評価指標の算定方法 ✓ 実績評価指標の集計範囲 ✓ リスク・機会による財務的影響が大きい場合は、それらの影響額と算定方法 ✓ 報告事項に独立した第三者による保証が付与されている場合は、その保証報告

(2)CDP に基づく情報開示

CDP は、2022 年の気候変動質問書から、生物多様性に関する６つの新しい質問項目を追加しました。これらの質問項目は、IUCN（国際自然保護連合）の Corporate Reporting on Biodiversity Guidelines を元にしており、この質問により、回答企業がどの程度生物多様性戦略を実施しているかについてのデータを収集することと、事業者が情報を報告すべき重要な分野を示すことを目指しています。

■ CDP に追加された生物多様性に関する質問項目[6]（2023 年版、仮訳）

質問番号	生物多様性に関連する質問項目
C15.1	生物多様性に関連する問題について、貴社内の取締役会レベルの監督や経営陣レベルの責任がありますか。
C15.2	貴社は生物多様性に関連するコミットメントへの署名もしくはイニシアティブに賛同したことがありますか。
C15.3	貴社はバリューチェーンが生物多様性に与える影響・依存度を評価していますか。
C15.4	貴社は、報告年度に“biodiversity-sensitive”な地域またはその周辺で事業活動を行っていますか。あれば、詳細を記載ください。
C15.5	生物多様性関連のコミットメントを推進するために、貴社は本報告年にどのような行動をとりましたか。
C15.6	貴社は、生物多様性関連活動全体の実績を監視するために、生物多様性指標を使用していますか。
C15.7	本報告書年の生物多様性関連の問題に対する貴社の対応について、CDP 回答以外の場所で情報を公表しましたか。その場合はその情報を添付してください。

[6] 出典：CDP ウェブサイト

4. 情報開示の段階的アプローチ

事業者の生物多様性に係る情報開示に当たっては、可能な限り幅広く、質の高い情報を開示することが望ましいですが、TNFD といった国際枠組がまだ開発途中であり、また、その元となる指標や目標についても、第１章・第２章に記載しているとおり、事業者の状況等に応じて多様な対応が想定されます。そのため、目標設定と同様、ステップバイステップで、徐々に情報開示の段階を上げていくことが望ましいと考えられます。

以下、情報開示への段階的アプローチとして、ISO37153 などのマチュリティモデルを参照しておおまかな段階を参考として提示します。ただし、厳密なものではなく、必ずしもこの段階順に取り組まなければならないということではありません。

多くの事業者では、環境マネジメントシステムにおいて情報開示を実施していると考えられます。既にこのような環境マネジメントシステムで生物多様性に関する情報開示を実施している事業者については、目標設定同様に、より高いレベルである、「レベル４」（将来的に必要となる国際的枠組（TNFD 等）への対応に向けて一部の活動を開始あるいは実施している）や「レベル５」（将来的に必要となる国際的枠組（TNFD 等）に対応し、活動を継続的に実施している）を目指すことが期待されます。また、まだ生物多様性に関する情報開示について実施していない企業については、「レベル２」（生物多様性に関する一部の活動について情報開示を実施している）や「レベル３」（環境マネジメントシステムなどに基づき、生物多様性に関する情報開示などを実施し、生物多様性の配慮を継続的に実施している）を目指して活動し、順次高位レベルを目指すと良いでしょう。

最も高いレベル５では、COP15にで採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組、TNFDにフレームワーク、IIRC、GRIにスタンダード等の国内外の動向やガイドラインに沿った取組を想定しています。一方で、そもそも情報開示を行っていない事業者については、まずは環境分野において開示しやすい項目（脱炭素など）と一緒に開示していくことが考えられます。

■ 情報開示に向けた段階的アプローチ

レベル	情報開示に向けた段階的アプローチ	次のレベルに向けた取組
1	生物多様性に関する活動について情報開示を実施していない	・環境報告書などに生物多様性に関する情報を盛り込むことを検討・実施ください。 ・すでに、気候変動や資源循環で情報開示をされている場合、そこに生物多様性に関する項目を追加する等を検討ください。
2	生物多様性に関する一部の活動について情報開示を実施している	・すでに情報開示している場合は、環境マネジメントシステムなどを活用して、継続的に生物多様性に関する情報の開示を実施ください。 ・ISO14001、エコアクション 21 が参考になります。
3	環境マネジメントシステム等に基づき、生物多様性に関する情報開示等を実施し、生物多様性の配慮を継続的に実施している	・環境マネジメントシステムを活用して、情報開示している場合は、TNFD の枠組等を活用し、国際的な要求に対応できるように、検討を開始ください。 ・第３章５項をご参照ください。
4	将来的に必要となる国際的枠組（TNFD 等）への対応に向けて一部の活動を開始あるいは実施している	・TNFD の枠組などを活用し、情報開示を行っている場合は、継続的またより広い範囲で情報開示できるように、検討を開始ください。
5	将来的に必要となる国際的枠組（TNFD 等）に対応し、活動を継続的に実施している	・すでに国際的枠組に対応した情報開示を実施している場合は、継続するとともに、業界やサプライチェーンをリードください。

5. TNFD に基づく情報開示

TNFD フレームワークにおいて開示勧告の対象となる項目は、「ガバナンス」（自然関連のリスクと機会に関する組織のガバナンス）、「戦略」（組織の事業、戦略、財務計画に関する重要なリスクと機会）、「リスク管理（自然関連リスクの特定・評価とその管理）」「指標と目標（自然関連リスクと機会の評価と管理に使用する目標・指標）」です。これらは、第２編で取り上げた基本プロセスにも含まれます。

■ TNFD 自然関連情報開示提言[7]

（この開示提言案は、TNFD ベータ版 v0.3 のものであり、今後改訂される可能性があることに留意）

TNFD 自然関連情報開示提言（v0.3）

ガバナンス	戦略	リスクと影響の管理	指標と目標
自然関連の依存度、影響、リスク、機会に関する組織のガバナンスを開示する。	自然関連リスクと機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える実際および潜在的な影響を、そのような情報が重要である場合に開示する。	組織が、自然関連の依存度、影響、リスク、機会をどのように特定、評価、管理しているかを開示する。	自然関連の依存度、影響、リスク、機会を評価し管理するために使用される指標と目標を開示する（かかる情報が重要である場合）。
推奨された開示	**推奨された開示**	**推奨された開示**	**推奨された開示**
A. 自然関連の依存度、影響、リスク、機会に関する取締役会の監視について説明する。 B. 自然関連の依存度、影響、リスク、機会の評価と管理における経営者の役割について説明する。	A. 組織が短期、中期、長期にわたって特定した、自然関連の依存度、影響、リスク、機会について説明する。 B. 自然関連リスクと機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える影響について説明する。 C. 様々なシナリオを考慮しながら、組織の戦略のレジリエンスについて説明する。 D. 完全性の低い生態系、重要性の高い生態系、または水ストレスのある地域との組織の相互作用について説明する。	A. 自然関連の依存度、影響、リスク、機会を特定し、評価するための組織のプロセスを説明する。 B. 自然関連の依存度、影響、リスク、機会を管理するための組織のプロセスを説明する。 C. 自然関連リスクの特定、評価、管理のプロセスが、組織全体のリスク管理にどのように組み込まれているかについて説明する。 D. 自然関連の依存度、影響、リスク、機会を生み出す可能性のある、価値創造に使用される見解の情報源を特定するための組織のアプローチを説明する。 E. 自然関連の依存度、影響、リスク、機会に対する評価と対応において、権利保有者を含むステークホルダーが、組織にどのように関与しているかを説明する。	A. 組織が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、自然関連リスクと機会を評価し管理するために使用している指標を開示する。 B. 直接、上流、そして必要に応じて下流の依存度と自然に対する影響を評価し管理するために組織が使用する指標を開示する。 C. 組織が自然関連の依存度、影響、リスク、機会を管理するために使用している目標と、目標に対するパフォーマンスを説明する。 D. 自然と気候に関する目標がどのように整合され、互いに貢献し合っているか、またトレードオフがあるかどうかを説明する。

いわゆる CSR 的な取組（地域社会での自然保護活動や、30by30 目標への貢献など）であっても、本業のリスク・機会にどう繋がるかストーリー付けした上で積極的に情報開示することで、地域社会への理解や、従業員の士気の向上などに繋がる効果が期待されます。

TNFD は情報開示対応を支援するために、パイロットテストの実施や追加的なガイダンスの作成・公表を進めています。また、「自然関連データ・カタリスト」というイニシアティブを立ち上げ、自然関連データの現状把握・開発の推進を目指しています。（2023 年 2 月現在）

---

[7] 出典：THE TNFD NATURE-RELATED RISK & OPPORTUNITY MANAGEMENT AND DISCLOSURE FRAMEWORK BETA V0.3（2022 年、TNFD）

TNFD における、社会・地域コミュニティとの連携について

TNFD は、事業活動の自然に対する影響と依存度は場所によって異なり、社会や地域コミュニティと密接に関係していると提示しています。地域コミュニティや市民社会は、事業活動と自然との相互作用がどのように影響するかについて、特定の視点や経験を持っている場合、また、地域の生態系の完全性と回復力を測定し評価する方法について提供できる特定の知識と専門知識を持っている場合もあります。影響評価においてこれらの視点を考慮することで、投資ポートフォリオの自然に関連するリスクと機会に関する将来の見通しに対して、経営陣の信頼を強化することができます。

TNFD フレームワークでは、以下のようなリスク・機会項目を挙げています。

■ TNFD フレームワークにおけるリスク・機会項目[8]

大項目	中項目	小項目（例）
リスク	物理リスク	急性リスク（自然災害等）、慢性リスク（受粉サービスの低下等）
	移行リスク	政策・法務リスク（規制への対応等）、市場リスク（消費者・投資家の嗜好の変化による需給・資金調達の変化等）、技術的リスク、評判リスク（社会や顧客、コミュニティからのブランド価値等）
	システミックリスク	生態系の崩壊リスク、集積されたリスク、金融システム全体に波及するリスク
機会	資源効率の向上	（水やエネルギーといった天然資源の資源効率の向上による機会等）
	市場	（環境負荷の少ない製品・サービスやソリューションの導入による新規市場の開拓の機会等）
	資金調達	（ESG 金融を通じた資金調達の容易化による機会等）
	レジリエンス	（業活動におけるサプライチェーンの強靭化による機会等）
	評判	（ステークホルダーからのレピュテーションによるビジネス機会等）

■ LEAP アプローチ[9]

第 2 編でも紹介している LEAP アプローチは、事業者がその内部における自然関連リスクと機会に関する統合評価プロセスを示す、情報開示に対応するための内部分析や議論を支援するための自主的なガイダンスです。本プロセスは、４段階で構成されています。範囲設定したのちには、事業活動による自然への影響と依存、及び、ビジネスへのリスクと機会について評価することとなっています。

LEAP アプローチにおいては、まず、分析を開始する前の範囲設定に関して、以下のような質問が設定されています。その後、LEAP 各段階における手順が示されています。

- ✓ 入手可能な社内データやバリューチェーンデータに基づいて、どのような事業運営を検討するか？
- ✓ 利用可能な社内、バリューチェーン、サードパーティのデータに基づいて、自然のどのような側面 （領域、生物群系、環境資産、生態系サービス）を検討するか？

（① Locate：自然との接点を発見する）

自然への依存や影響は、場所によって異なることから、自らの組織やサプライチェーンがどこで事業活動を行っているかを把握した上で（L1）、その場所特有の自然の状況（生態系の場・バイオーム）を把握する（L2）ことが不可欠となります。そのため、事業活動についての情報と、それらの事業活動が行われる地域の自然環境情報が不可欠です。その上で、組織が、生物多様性の重要性が高い、あるいは、水ストレス等がある優先地域と、どのような事業活動に接点があるかを確認します（L3・L4）。

[8] 出典：THE TNFD NATURE-RELATED RISK & OPPORTUNITY MANAGEMENT AND DISCLOSURE FRAMEWORK BETA v0.1（2022 年、TNFD）

[9] 出典：THE TNFD NATURE-RELATED RISK & OPPORTUNITY MANAGEMENT AND DISCLOSURE FRAMEWORK BETA v0.3（2022 年、TNFD）

（② Evaluate：依存度と影響の診断）

上記①で抽出した優先地域における事業活動及びそれらが依存する・影響を及ぼす自然資本や生態系サービスの特定を行い（E1）、その関係性（依存か影響か）について特定し（E2）、その規模・程度（ポジティブ・ネガティブ）を分析します（E3・E4）。※依存と影響に関する指標（セクター横断のアセスメント・メトリクスの例）を参考資料に掲載

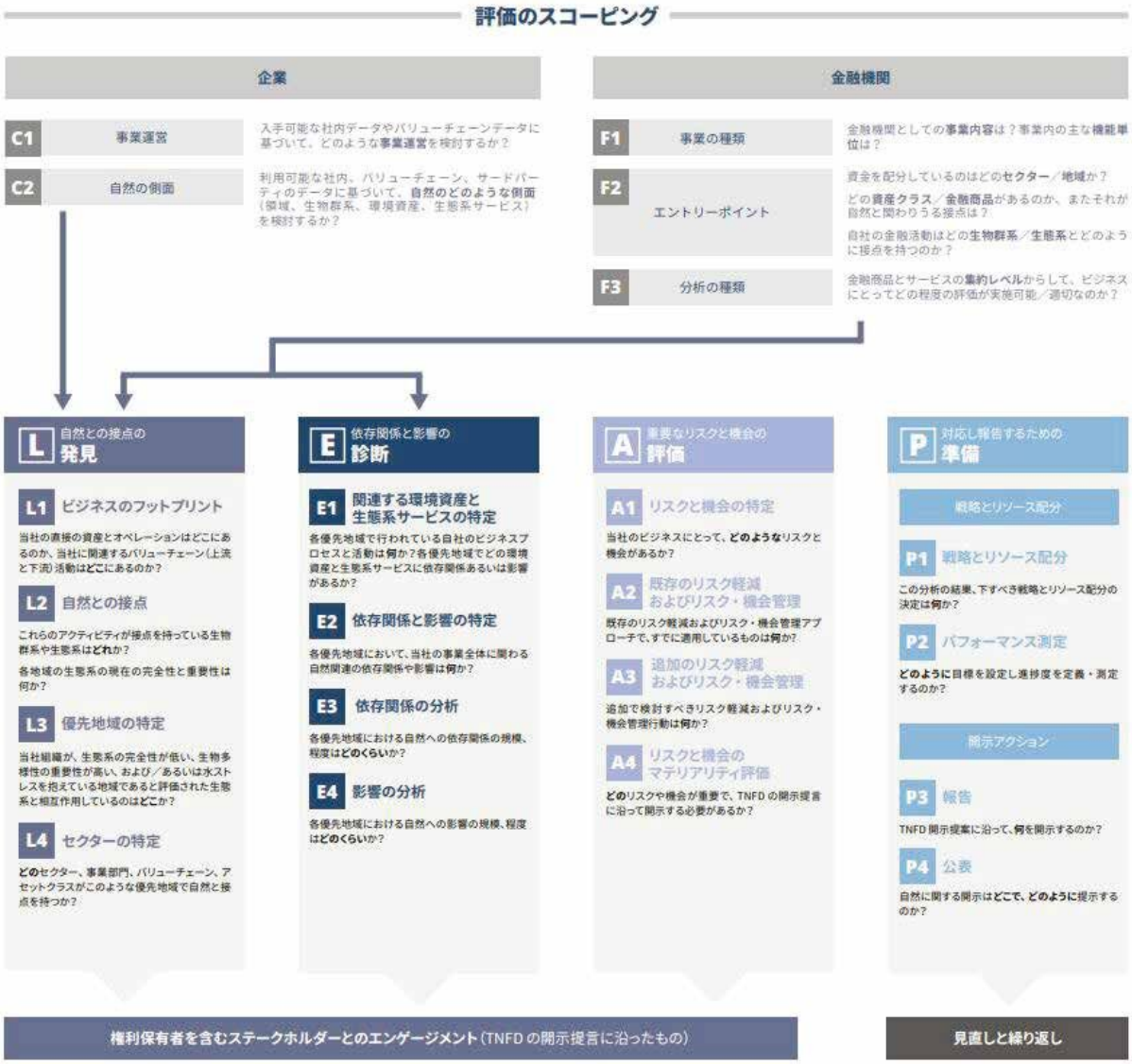

また、TNFD は非金融の優先セクターの初期リストを作成しています。すべての非金融セクターが自然関連リスクと機会の影響を受けているものの、自然との依存関係と影響が他に比べて大きく、財務的な影響を受けやすいセクターを挙げています。今後、これらのセクターに関しては追加ガイダンスが公表される予定です。

非金融の優先セクター８種　※詳細を含む一覧を参考資料に掲載

- ✓ 食品と飲料
- ✓ 再生可能資源と代替エネルギー
- ✓ インフラ
- ✓ 採掘、鉱物加工
- ✓ ヘルスケア
- ✓ 資源変換
- ✓ 消費財
- ✓ 運輸

（③ Assess：重要なリスクと機会の特定）

上記②の依存・影響を踏まえ、組織におけるリスク（物理的リスク・移行リスク）を特定します（A1）。その上で、当該リスクに対して、既に講じている軽減方策や管理方策を確認し（A2）、それらがリスク軽減の観点から十分でないと判断されれば、追加的な方策を検討します（A3）。同時に、自社の事業活動にどのような機会がもたらされるかを検討します（A5）。

この際、組織としては自然関連のリスクと機会が、財務パフォーマンス（例：収益とコスト）及び財務状況（例：資産・負債）に与える影響についても分析する必要があります。

（④ Prepare：対応し報告するための準備）

Prepare 段階は、「戦略とリソースの配分」と「開示アクション」の２段階に分かれています。上記③のリスク・機会分析結果を踏まえ、実施すべき戦略とリソース配分を決定します（P1）。さらに、どのように目標を設定し、進捗度を定義・測定するのかを決定します（P2）。

開示アクションとしては、TNFD 開示提案に沿って何を開示するのかを決定します（P3）。その上で、自然に関する開示はどこで、どのように対峙するのかを決定します（P4）。

シナリオ分析に基づく戦略策定

TNFD は開示推奨事項のひとつとして、「様々なシナリオを考慮しながら、組織の戦略のレジリエンスについて説明する」ことを求めています。そのためのアプローチとして、将来の不確実性を受け止め、幅を持つ未来に対峙し得る事業戦略を構築し、臨機応変な経営判断を可能とする「シナリオ分析」というものがあります。既に、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の開示推奨事項に沿って、国内外の多くの企業が気候変動に関するシナリオ分析を実施しています。

2023 年にリリースされる TNFD v0.4 ベータ版では、生物多様性・自然資本に関するシナリオガイダンス案が発行される予定です。

■ 金融機関のニーズに特化した LEAP-FI

TNFD は、金融機関の種類、アセットクラスや金融商品の種類、セクター、地域、投資テーマなどに応じて、分析スコープや種類が異なることを認識しています。そのため、特に資本の提供者もしくは管理者としての金融機関向けに LEAP からカスタマイズされた LEAP-FI を開発しています。

具体的には、LEAP アプローチの ４フェーズ（発見、診断、評価、準備）に加え、金融機関が投資ポートフォリオを評価する際の優先順位付けと注力点を定めるために役立つ一連のスコーピング質問をまとめています。LEAP-FI は、金融機関が実際の事業活動、アセットクラス／金融商品に応じて、また適切なポートフォリオ集約レベルで、LEAP の「Locate」や「Assess」フェーズを進めていけるように設計されています。なお、概ね非金融セクターと同じですが、留意すべき点が存在するため、金融セクター向けに追加的なガイダンスが発行されています。

Annex 3.4 金融セクター向けアセスメント及び開示指標（イメージ）[10]

- ✓ 指標は４種類存在し、依存に関する指標、影響に関する指標、リスクに関する指標、機会に関する指標です
- ✓ 各々、自社のエクスポージャーに対しての指標となります（例：生物多様性への影響が大きいセクターのエクスポージャー金額等）
- ✓ 多数の関係する文献と、連携しています

Annex 3.3 金融セクターにおける補足書（ドラフト）[11]

- ✓ 金融セクター向けの追加的な開示に向けたガイダンスです
- ✓ 金融セクターとは、銀行、保険、アセットマネージャー及びアセットオーナー、公的機関も含めた開発銀行などを含みます
- ✓ 金融商品ではなく、企業体全体での開示を想定しています
- ✓ TNFD 全体のフレームとは相違はない部分も多いですが、追加的に検討すべき点もあります
  - ➢ ガバナンスは特に金融セクターで特筆すべき点はありません
  - ➢ 戦略については以下のとおりです
    - ✧ 戦略Ｂ「自然関連リスクと機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える影響について説明する」
      - ● 金融機関は、自然へのリスクと機会に対して定性的に説明するともに、定量的な情報も提供すべきです
      - ● いずれの場合も、自然に関連する依存関係と影響の観点を考慮に入れるべきです。金融機関は、定性・定量的情報どちらも、非金融法人からの開示に依存しているため、金融機関が開示できる情報には限界があると認識されています
    - ✧ 戦略Ｃ「様々なシナリオを考慮しながら、組織の戦略のレジリエンスについて説明する」
      - ● 重要な入力パラメータ、仮定と考慮事項、分析上の選択など、使用シナリオの説明をします
      - ● シナリオが、気候関連またはその他の内部で使用されるシナリオとどのように統合されるか（または区別されるか）を示します
      - ● 短期、中期、長期のマイルストーンを含む、自然関連のシナリオに使用される時間枠を示します
      - ● シナリオ分析結果が、金融機関の活動や関連する期間を考慮したリスク管理プロセスにおいてどのように利用されるか示します(例：銀行向け融資の満期は資産所有者の保有期間と異なり、保険者・再保険者の負債期間とは異なる)
    - ✧ 戦略Ｄ「完全性の低い生態系、重要性の高い生態系、または水ストレスのある地域との組織の相互作用について説明する」
      - ● 金融機関は、業務に起因する自然への依存や影響から生じる潜在的な自然関連リスクを有する企業に対して、その量を表す指標(例：貸出の絶対額や割合、運用資産や保有資産、保険料の引受けなど)を開示することができます。時間の経過とともに、開示アプローチがより成熟するにつれて、この開示にはセクター及び/または地理的構成要素(国、生物群系、生態系など)も含まれる場合があります
  - ➢ リスク評価、指標と目標についても、金融機関においては補足的なガイドについて記載があり、今後追加されていく予定です

---

[10] 出典：THE TNFD NATURE-RELATED RISK AND OPPORTUNITY MANAGEMENT AND DISCLOSURE FRAMEWORK BETA v0.3 ANNEX 3.4 ILLUSTRATIVE ASSESSMENT AND DISCLOSURE METRICS FOR FINANCIAL INSTITUTIONS（2022 年、TNFD）

[11] 出典： THE TNFD NATURE-RELATED RISK AND OPPORTUNITY MANAGEMENT AND DISCLOSURE FRAMEWORK BETA v0.3 ANNEX 3.3 ADDITIONAL DRAFT DISCLOSURE GUIDANCE FOR FINANCIAL INSTITUTIONS（2022 年、TNFD）

6. 情報開示以外の取組（欧州中心）

(1)各種デュー・ディリジェンス

「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」では、デュー・ディリジェンスを「自らの事業，サプライチェーン及びその他のビジネス上の関係における，実際の及び潜在的な負の影響を企業が特定し、防止し軽減するとともに、これら負の影響へどのように対処するかについて説明責任を果たすために企業が実施すべきプロセス」と定義しています。

■「EU 企業サステナビリティデュー・ディリジェンス指令」提案（2022 年２月公表）

EU では、2022 年２月に「企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令」提案が公表されました。本指令によって企業は、児童労働や労働者の搾取などの人権、汚染や生物多様性の損失などの環境に対する活動の悪影響を特定し、必要に応じて防止、緩和することが求められています。今後、EU 閣僚理事会と欧州議会で審議され、採択された場合には、加盟国による２年間の国内法制化の期間を経て適用が開始される予定です。

対象	欧州域内事業者	欧州域外事業者
グループ１	全世界での年間純売上高が 1 億 5,000 万ユーロ超、かつ、年間平均従業員数が 500 人超の企業	全世界での年間純売上高が 1 億 5,000 万ユーロ超の企業
グループ２	全世界での年間純売上高が 4,000 万ユーロ超、かつ、人権・環境の観点からハイリスクと指定された繊維、農林水産、鉱業などの分野の売上高が年間純売上高の 50%以上を占め、さらに年間平均従業員数が 250 人超の企業	全世界での年間純売上高が 4,000 万ユーロ超、かつ、人権・環境の観点からハイリスクと指定された繊維、農林水産、鉱業などの分野の売上高が年間純売上高の 50%以上を占める企業

■「EU 森林破壊防止のデュー・ディリジェンス義務化に関する規則案」
（2022 年 12 月政治的合意）

2022 年 12 月に、EU 理事会と欧州議会によって EU 森林破壊防止のデュー・ディリジェンス義務化に関する規則案に関して、暫定的な合意に達しました。同規則は、商品作物用農地の拡大に伴う世界的な森林破壊や森林の劣化を防止することを目的に、EU域内に供給される、あるいは　EUから輸出される商品作物に関し、森林破壊によって開発された農地で生産されていないこと（＝森林破壊ゼロ　“Deforestation-Free”）を確認するためのデュー・ディリジェンスを求めています。EU域外の事業者が対象となる商品作物を　EU市場に供給する場合は、その産品をEU市場で最初に流通・販売する　EU域内で設立された事業者がデュー・ディリジェンスの実施義務を負うことになります。

同規則においてデュー・ディリジェンス義務の対象となる商品作物は、パーム油、牛肉、木材、コーヒー、カカオ豆、大豆、及び、対象産品を原料とする皮革、チョコレート、家具などの派生製品です。EU加盟国は今後、同規則の執行に責任を負い、違反した場合の罰則を設定していくこととなります。

なお、同規則において、「国際的な人権と森林破壊に対する最前線の擁護者である先住民族の権利を尊重すること」についても言及が為されています。

(2)「EU タクソノミー規則」（2020 年発効）

EU は 2018 年に採択した「サステナブルファイナンス・アクションプラン」に基づき、サステナブルファイナンス促進に資する取組を進めており、サステナビリティ情報の中でもタクソノミー（環境的にサステナブルな経済活動を分類・定義したもの）に関連する情報開示を規定するものとして、タクソノミー規則を定めています。同規則は、経済活動を環境的に持続可能とみなす環境目的の１つとして「生物多様性と生態系の保全と回復」を定めており、2050 年までに、世界のすべての生態系とそのサービスが良好な生態系の情報に回復し、回復力があり、適切に保護されることを確保することを目指しています。

生物多様性のためのスクリーニング基準[12]

- ✓ SC1：生態系の状態を、能動的または受動的に改善する活動、良好な状態を維持する活動
- ✓ SC2A：持続可能なレベル、すなわち生態系に有害な影響を与えないレベル以下に負荷を保つような方法で実施される活動
- ✓ SC2B：環境負荷がベースライン（同じような活動をおこなった場合）よりもはるかに低く、持続可能なレベルより高いため、活動を行わない場合と比較して生態系に悪影響を与える活動（生物多様性や生態系サービスの減少）

環境状態の直接改善・修復に関連する活動例[13]

- ✓ 農作物生産
- ✓ 畜産業
- ✓ 観光・スポーツ・レジャー
- ✓ 林業及び伐採
- ✓ 建設業（他の土地利用からの転用を含む）
- ✓ 旅客または貨物陸上輸送
- ✓ 水力発電（ダム、堰堤、河川流失）
- ✓ 海洋漁業
- ✓ 水上輸送
- ✓ 風力、波力、潮力
- ✓ 食品・飲料製品の製造

[12] 出典：PLATFORM ON SUSTAINABLE FINANCE：TECHNICAL WORKING GROUP（2022 年、欧州委員会）
[13] 出典：PLATFORM ON SUSTAINABLE FINANCE：TECHNICAL WORKING GROUP（2022 年、欧州委員会）

第4章　【参考】企業事例

■ 影響評価、戦略・目標設定、情報開示に関する企業事例

（事例紹介）第一三共株式会社

エコロジカルフットプリントを活用した影響評価の実施[14]

第一三共（株）は、生物多様性に関する取り組みや生物資源の利用状況、カルタヘナ議定書への対応状況などを国内外で調査し、生物多様性との関係性評価、リスク・機会分析による課題抽出を行っています。

国内グループの事業活動における全ての環境負荷について、NGO である Global Footprint Network の専門家と協業し、生物多様性に係る指標である「エコロジカルフットプリント」を算定しています。算定結果は、「環境負荷の低減と生物多様性保全との関係（トレードオフ）」の経年変化を確認しモニタリングすることで、生物多様性を含む総合的な環境負荷の指標として活用しています。

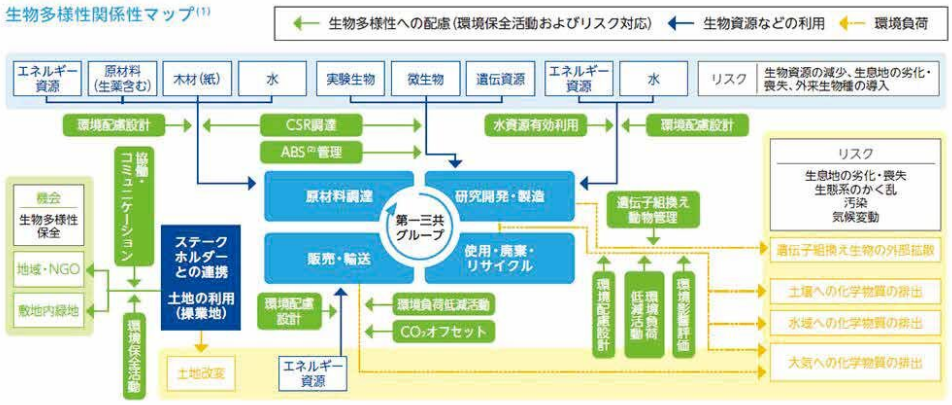

(1) 企業と生物多様性イニシアチブ（JBIB）の「企業と生物多様性の関係性マップ®」を参考に作成
(2) 遺伝資源へのアクセスと利益配分

生物多様性関係性マップ

（事例紹介）太平洋セメント株式会社

IBAT による鉱山と自然保護地域の位置関係分析・開示[15]、
LIME3 によるコンクリートのライフサイクルにおける環境影響の評価・開示[16]

太平洋セメント（株）は、セメントの製造において最も生物多様性とのかかわりがあるのは鉱山と認識して、環境影響評価を進めています。セメント工場の近くに位置する石灰石鉱山については、IBAT を用いて石灰石鉱山と IUCN（国際自然保護連合）が定める自然保護地域との位置関係を分析しています。

加えて、世界各国で製造されるコンクリートのライフサイクルにおける環境影響を、LCA（LIME3）により評価し、重要な影響領域を把握しています。環境影響評価の結果として、解体コンクリートの埋立て、化石資源の消費、CO2 排出による環境影響が重要となる国が多く、一部の影響では大気汚染の影響が大きいことが確認されました。

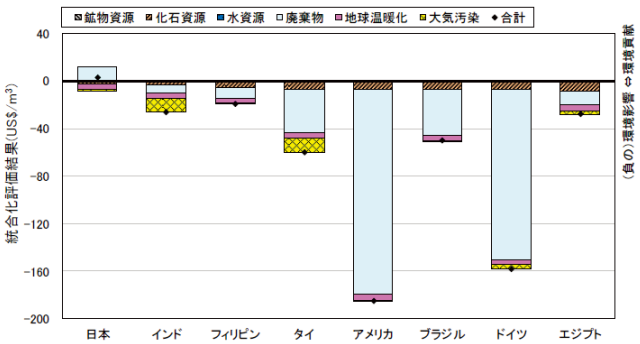

LIME3 による、コンクリートのライフサイクル全体における環境影響評価結果

---

[14] 出典：第一三共株式会社ウェブサイト
[15] 出典：太平洋セメントレポート 2022（2022 年、太平洋セメント株式会社）
[16] 出典：コンクリート工学年次論文集、Vol.42、No.1：論文 多様な影響領域を考慮した各国のコンクリートの環境影響評価（2020 年、公益社団法人 日本コンクリート工学会）

（事例紹介）BNP・パリバアセットマネジメント株式会社

ENCORE による自社ポートフォリオ企業の生態系サービスへの依存度把握・開示、
FAO/ AQUASTAT、WRI Aqueduct – Water Risk Atlas による自社ポートフォリオ企業の水関連リスクの分析・開示[17]

BNP・パリバアセットマネジメント（株）は、持続可能性への取組の一環で、2021 年に、生物多様性ロードマップを策定しました。その際、ENCORE を使用し、自社ポートフォリオを確認のうえ、石炭系サービスへの依存関係をセクター別に把握しています。水、洪水/暴風雨の保護、気候規制は、投資ポートフォリオが依存する最も重要な生態系サービスであり、現在の優先事項であることが確認されています。

さらに、FAO/ AQUASTAT や WRI Aqueduct – Water Risk Atlas をはじめとしたデータベース・ツール等を活用しながら、BNP・パリバアセットマネジメント（株）のポートフォリオ企業の水ストレス等についても分析しています。

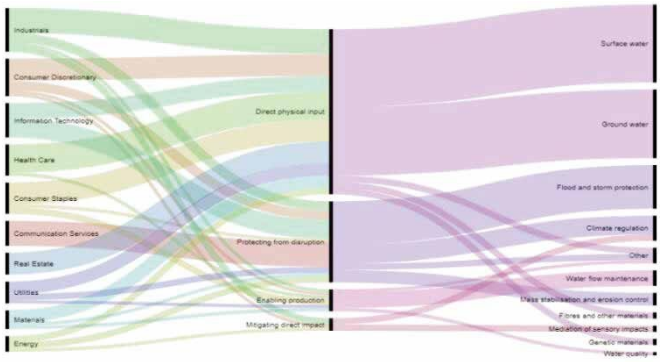

ENCORE による、投資額 1 ユーロ当たりの生態系サービスへの依存度

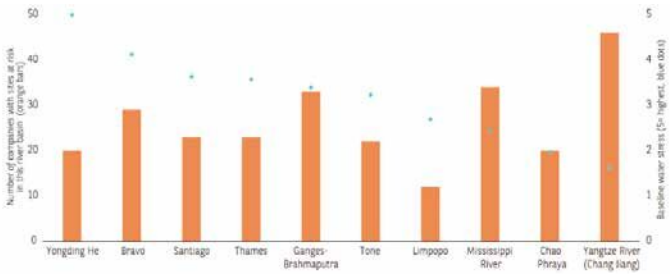

WRI Aqueduct – Water Risk Atlas 等による、
ストレスの高い河川流域における自社ポートフォリオ企業の拠点数

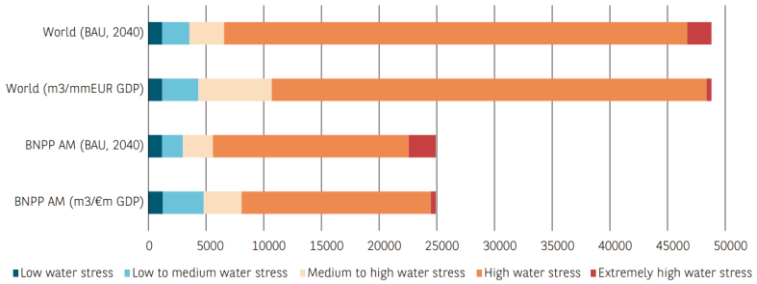

FAO/ AQUASTAT、WRI Aqueduct – Water Risk Atlas 等による、BNP パリバの運用資産残高ベースの水ストレスレベル
（世界平均との比較、現在と 2040 年（Business-as-Usual））

[17] 出典：SUSTAINABLE BY NATURE:OUR BIODIVERSITY ROADMAP（2021 年、BNP・パリバアセットマネジメント株式会社）

（事例紹介）キリングループ

TNFD LEAP プロセス、SBTs for Nature AR3T フレームワークに沿った（試行的）情報開示、WWF Water Risk Filter、WRI Aqueduct – Water Risk Atlas による自社製造拠点の水ストレス分析・開示[18]

キリングループは、生物資源や水資源などの自然資本では“地域”や“場所”によってその特性が異なるためにローカルな視点が必要であることの両方を理解し、TNFD の LEAP アプローチに沿って開示しています。

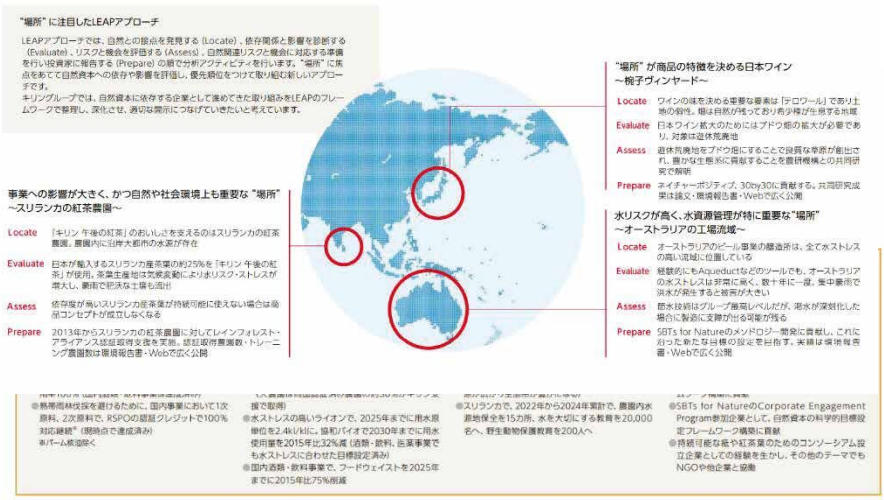

SBTs for Nature のフレームワークに沿った試行的評価

さらに、農産物（生物資源）と水などの自然資本に依存した事業であることを理解し、SBTs for Nature の行動フレームワークにおける「AR3T フレームワーク」が自社のこれまでのアプローチと整合性があるとして、試行的な評価を進めています。

キリングループは淡水域の分析として、SBTs for Nature で示されたメソドロジー案に従って、製造拠点の流域の水量についてのリスク（水ストレス）と、影響（取水量）を調査し優先順位付けを行っています。水ストレスに関しては、WWF Water Risk Filter や WRI Aqueduct – Water Risk Atlas を用いて評価しています。

試行的な優先順位付け

国	製造拠点	水ストレス	取水量	生物多様性のリスク
アメリカ	Biokyowa	★★★★☆	★★★★★	★★☆
タイ	Thai Kyowa Biotechnologies	★★★★☆	★★★☆☆	★☆☆
日本	協和ファーマケミカル	★★★☆☆	★★★★☆	★★☆
日本	キリンビール取手工場	★★★☆☆	★★★☆☆	★☆☆
日本	キリンビール横浜工場	★★★☆☆	★★★☆☆	★☆☆
日本	キリンディスティラリー御殿場工場	★★★☆☆	★★★☆☆	★☆☆
日本	協和キリン富士事業場	★★★☆☆	★★★☆☆	★☆☆
オーストラリア	ライオン Tooheys Brewery	★★★★☆	★★☆☆☆	★★☆
日本	キリンビール 名古屋工場	★★★☆☆	★★★☆☆	★★☆
中国	上海協和アミノ酸	★★★★☆	★★☆☆☆	★☆☆
日本	キリンビバレッジ 湘南工場	★★★☆☆	★★☆☆☆	★★☆
オーストラリア	ライオン Castlemaine Perkins Brewery	★★★★☆	★★☆☆☆	★★☆
中国	麒麟啤酒（珠海） 金鼎工場	★★★☆☆	★★☆☆☆	★★☆
アメリカ	New Belgium Brewing Fort Collins	★★★★★	★☆☆☆☆	★☆☆

※水ストレスは、利用可能な水資源量について評価する3つの指標（AqueductのBaseline water Stress,Water Risk FilterのBaseline Water DepletionとBlue Water Scarcity)を用いて評価
※取水量は、水ストレスが高い14拠点の総取水量に対する割合
※生物多様性は、製造拠点の流域のIUCNレッドリストに基づいて算出された指標（START（Species Threat Abatement and Restoration,threat-abatement：脅威の軽減）とSTARR（restoration：復元））のスコアと、製造拠点の流域から半径50km圏内に魚類、両生類、カメ、甲殻類、トンボなど水域に生息するBiodiversity elements triggering KBA criteriaが存在するか否かで評価

WWF Water Risk Filter、WRI Aqueduct – Water Risk Atlas 等による、
キリンの製造拠点の試行的な優先順位付け一覧

[18] 出典：キリングループ環境報告書 2022（2022 年、キリングループ）

（事例紹介）アセットマネジメント One 株式会社

ENCORE による国内株式資産と生態系サービス等の関係分析・開示、Trase によるサプライチェーンの把握・開示、WRI Aqueduct – Water Risk Atlas による国内株式資産の売上高当たり水強度（Water Intensity）分析・開示[19]

アセットマネジメント One（株） は、TNFD フレームワークによる開示の対応の第一歩として、外部専門家の協力も得ながら、ENCORE などの自然関連リスク分析ツールを利用し、当社の国内株式資産について自然関連リスクと機会を評価する TNFD フレームワークの「LEAP－FI アプローチ」を利用した分析を試みています。

LEAP－FI アプローチの「Locate」に関して、「森林」分野においては、グローバルのサプライチェーンにおける森林伐採リスクを分析できるツール Trase を活用しています。加えて、「水」分野おいては、国内上場企業の入手可能なデータからセクター毎の売上高当たり水強度（Water Intensity）を算出し、淡水の水強度が高いセクターを特定のうえ、水強度の大きいセクターＡの主要５社についてグローバルの水ストレスリスクを分析できる WRI Aqueduct – Water Risk Atlas を利用した分析を実施しています。

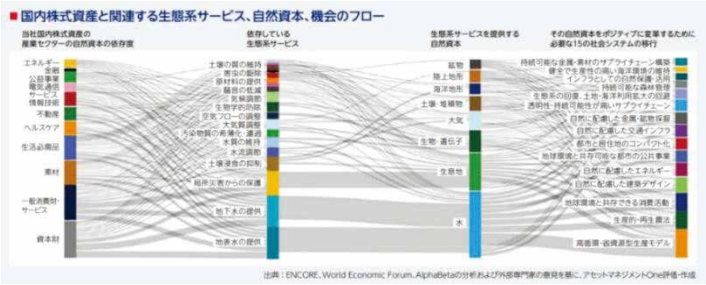

ENCORE 等による、国内株式資産と関連する生態系サービス、自然資本、機会のフロー

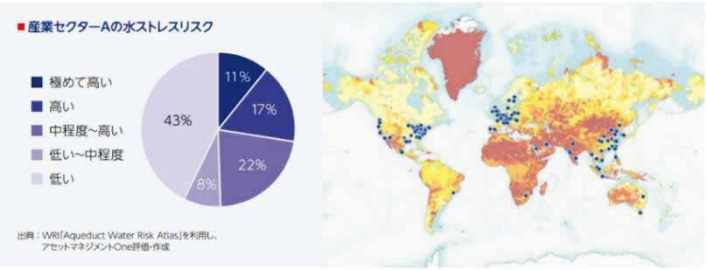

WRI Aqueduct – Water Risk Atlas による、産業セクターA の水ストレスリスク

[19] 出典：アセットマネジメント ONE 株式会社サステナビリティレポート（2022 年、アセットマネジメント ONE 株式会社）

（事例紹介）エルメス・インターナショナル
GLOBIO 等によるバリューチェーン全体での生物多様性への影響診断[20]

エルメス・インターナショナルは、経済活動の様々な構成要素が生態系に与える影響を、GLOBIO をはじめとする各種ツールを用いて分析しています。GLOBIO では、８種類の自然への影響の観点で診断を進めています（土地利用（land use）、生息地分断化（fragmentation）、大気中の窒素沈降（atmospheric nitrogen deposition）、気候変動（climate change）、海洋等への介入（hydrological disturbance）、湿地の利用（wetland conversion）、栄養素の排出（nutrient emissions）、流域の利用（land use change in the watershed））

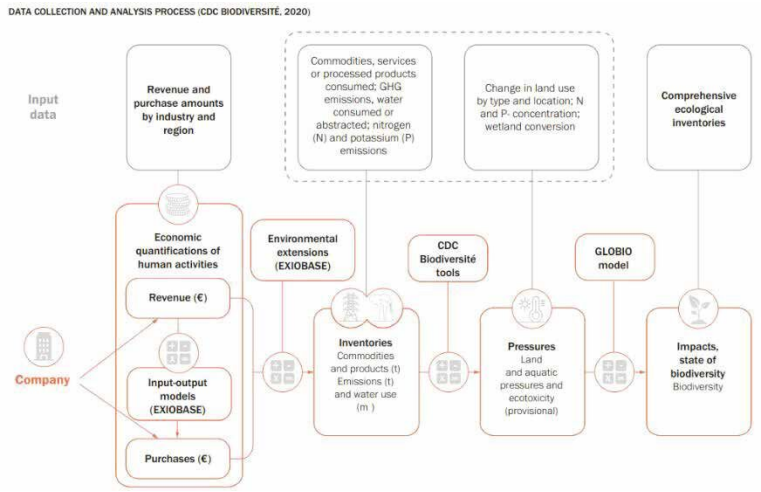

事業活動と生物多様性の関係性に関するデータ収集・分析のプロセス

（事例紹介）株式会社ロッテ
IBAT による自社生産拠点の生物多様性リスク評価・開示[21]

（株）ロッテは、自社及び子会社の生産拠点（国内 8 拠点、海外 4 拠点）について、IBAT を用いて、半径 10km 以内を（世界遺産、ラムサール条約湿地、ユネスコ人間と生物圏（Man and the Biosphere）計画、IUCN 保護管理カテゴリー（Ⅰ～Ⅴ）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（Key Biodiversity Area）、IUCN レッドリスト）調査し、生物多様性リスク評価をしています。

→ 生物多様性リスク評価　　2022年3月末時点

		国内拠点	海外拠点	合計
世界遺産		0	0	0
ラムサール条約湿地		2	0	2
ユネスコMAB		0	0	0
IUCN カテゴリー	Ia	0	0	0
	Ib	0	0	0
	II	0	0	0
	III	0	0	0
	IV	8	1	9
	V	5	1	6
KBA		3	1	4
IUCNレッドリスト		3	0	3

IBAT による、生産拠点における生物多様性リスク評価

[20] 出典：HERMÈS INTERNATIONAL UNIVERSAL REGISTRATION (2021 年、HERMÈS INTERNATIONAL)
[21] 出典：株式会社ロッテ サステナビリティデータブック 2022（2022 年、株式会社ロッテ）

（事例紹介）株式会社ブリヂストン

自然共生を目指す環境宣言に基づき、2050 年を見据えた環境長期目標として「生物多様性ノーネットロス」を提示[22]

（株）ブリヂストンの「環境宣言」には「未来のすべての子どもたちが『安心』して暮らしていくために…」という変わらない思いが込められており、「自然と共生する」ために、「資源を大切に使う」技術を開発・活用し、喫緊の課題である地球温暖化に対して「CO2 を減らす」ことに誠実に取り組んでいます。

2050 年を見据えた環境長期目標として「生物多様性ノーネットロス*」を掲げ、事業活動による生物多様性への影響を最小化しながら貢献を最大化することで、自然と共生し続けることを目指しています。

*事業活動が与える生物多様性への影響を最小化しながら、生物多様性の復元などの貢献活動を行うことによって、生態系全体での損失を相殺するという考え方

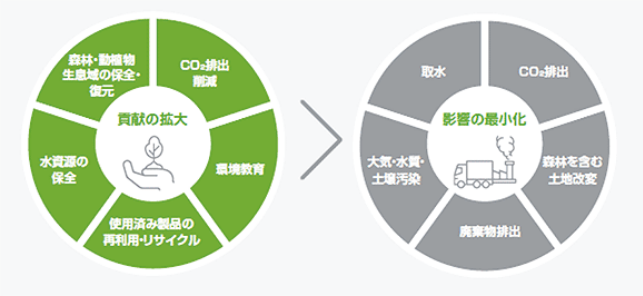

（左図）ブリヂストンの環境宣言（2011 年リファイン）
（右図）「生物多様性ノーネットロス」の概念図

（事例紹介）ミシュラン・グループ

2030 年までの生物多様性に関するコミットメントを公表[23]

ミシュラン・グループは、2030 年までの生物多様性に関するコミットメントを公表しています。コミットメントの中で、2030 年に「生物多様性に関する観点も含めた LCA 評価を 100%実施」「天然ゴムの 80%が「持続可能な天然ゴム政策」 の環境基準を満たしている」ことを設定しています。

2030 年までの生物多様性に関するコミットメント

[22] 出典：株式会社ブリヂストンウェブサイト
[23] 出典：ミシュラン・グループ ウェブサイト

（事例紹介）大成建設グループ

長期環境目標 TAISEI Green Target 2050 を掲げ、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現・深化に向けた取組を推進[24]

大成建設グループは、持続可能な環境配慮型社会を実現するために、2050 年に向けた長期環境目標「TAISEI Green Target 2050」を定め、「3 つの社会（脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会）」の実現と、「２つの個別課題（森林資源・森林環境、水資源・水環境）」の解決を目指しています。このうち、自然共生社会については、ネイチャーポジティブの実現・深化を目標とし、建設事業に伴う負の影響の最小化、自然と共生する事業による正の影響の最大化を図っています。

長期環境目標 TAISEI Green Target 2050

（事例紹介）花王株式会社

自然資本（パーム油）の持続可能な調達[25] [26]

昨今、生物多様性に関する活動において、人権に配慮した活動が益々重要になっています。花王（株）は、最も重要な自然資本のひとつであるパーム油の調達において、人権に十分配慮した持続可能な調達を目指しています。そして、生物多様性に深くかかわる森林破壊の本質的な解決には、人権問題が発生しやすい独立小規模農園への支援が不可欠と考えています。

一例として、アピカルグループ（油脂サプライヤー）及びアジアンアグリ（油脂生産会社）と共に、インドネシアの小規模パーム農園の生産性向上と、持続可能なパーム油の認証（RSPO 認証）の取得を支援する「SMILE*」プログラムを実施しています。また、「SMILE」プログラムで支援する小規模パーム農園を対象に、グリーバンスメカニズム（直接対話の仕組み）の運用を開始しました。

「SMILE」プログラム概要

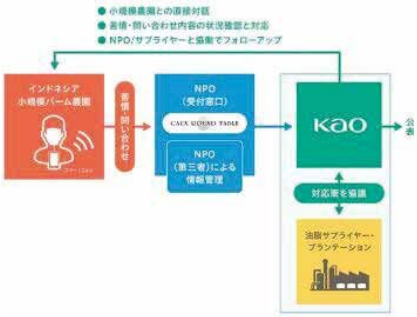

小規模パーム農園グリーバンスメカニズム

＊「SMILE」：Smallholder Inclusion for Better Livelihood & Empowerment program

[24] 出典：大成建設株式会社ウェブサイト
[25] 出典：インドネシア小規模パーム農園支援進捗について（2022 年、花王株式会社）
[26] 出典：花王、インドネシアの小規模パーム農園を対象にグリーバンスメカニズムの運用を開始（2022 年、花王株式会社）

（事例紹介）ケリング・グループ

中長期戦略における環境領域の戦略として、気候変動・生物多様性・サーキュラーエコノミーの３分野を並列[27]、EP&L（環境損益計算）手法でサプライチェーン全体について計測[28]

ケリング・グループは、中長期戦略“2025 Strategy”における環境領域の戦略として、気候変動・生物多様性・サーキュラーエコノミーの３分野を並列して提示しています。

生物多様性の分野に関しては、2020 年に、生物多様性の損失を食い止め、生態系を再構築し、種を再生させるとともに、サプライチェーン全体及びそれ以外の組織的な変化を促すことを目的とした企業の生物多様性戦略を発表しています。

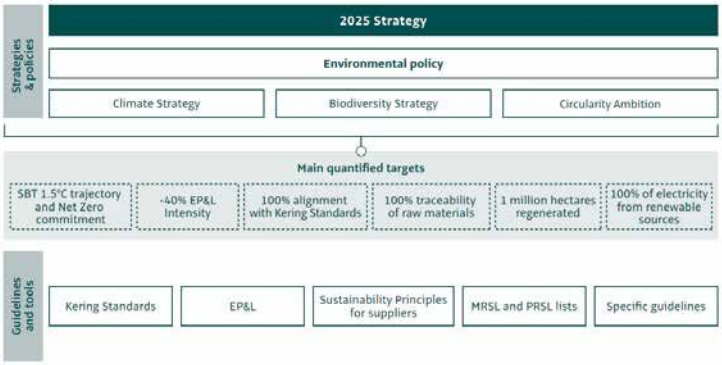

中長期戦略　“2025 Strategy”における環境領域の戦略・制度

天然資源の保全と事業発展の両立を目的に、EP&L（環境損益計算）手法によって、サプライチェーン全体での計測を行い、環境フットプリントを測定し、貨幣価値を算出しています。フットプリント把握のための測定項目は、CO2 排出量、水使用量、水質汚染、土地利用、大気汚染、廃棄物の６種です。

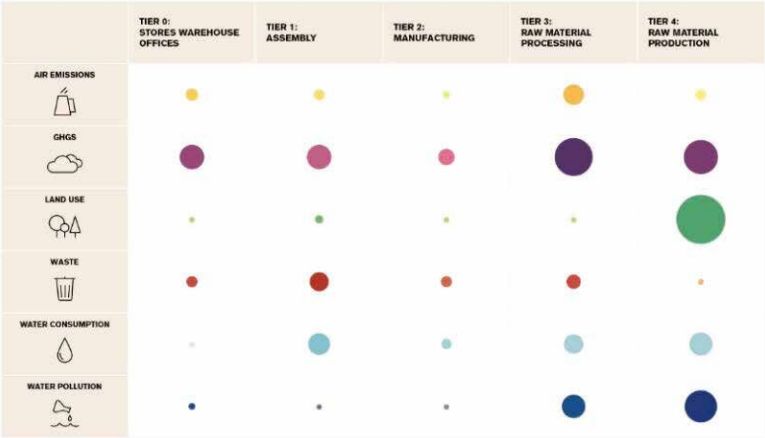

EP&L（環境損益計算）結果

[27] 出典：2021 Universal Registration Document Annual Financial Report - Integrated Report（2021 年、Kering）

[28] 出典：ケリング・グループウェブサイト

（事例紹介）エネル SpA

自社のマテリアリティ分析を「財務的マテリアリティ（該当イシューによる自社への影響）」と「インパクトマテリアリティ（自社による該当イシューへの影響）」の両面で実施[29]

エネル SpA は、地球（planet）・人（people）・経済活動（prosperity）・ガバナンス（principles of governance）の４領域における各イシューに対して、財務的マテリアリティ（該当イシューによる自社への影響）」と「インパクトマテリアリティ（自社による該当イシューへの影響）」の両面でマテリアリティ分析し、結果を提示しています。

例えば、地球（planet）領域の２つ目のイシューは「生態系の保全と環境マネジメント」であり、生物多様性の損失による事業活動への影響度合いと、事業活動による生物多様性への影響度合いを提示しています。

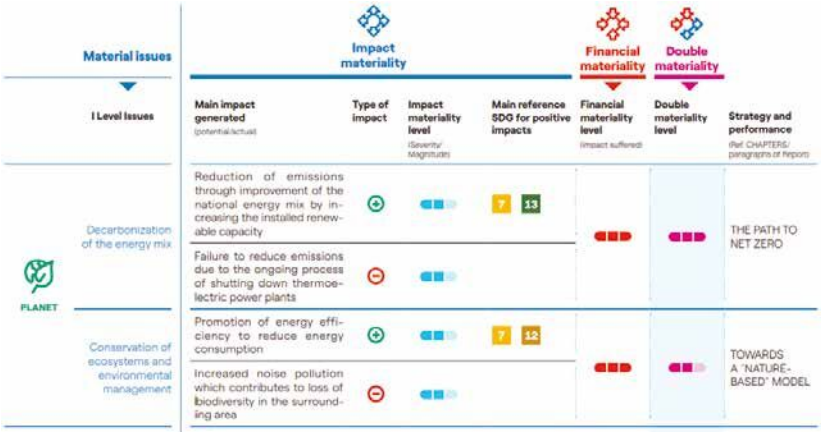

中長期戦略　“2025 Strategy”における環境領域の戦略・制度

（事例紹介）ユナイテッド・ユーティリティーズ・グループ

TNFD フレームワークの４本柱（ガバナンス、戦略、リスクと影響の管理、指標と目標）に沿った開示[30]

ユナイテッド・ユーティリティーズ・グループはアニュアルレポート内で、TNFD フレームワークに沿って、ガバナンス、戦略、リスクと影響の管理、指標と目標について報告しています。

例えば「ガバナンス」として、環境アドバイザリーグループを設置しています。本グループは、（土地、流域、きれいな空気、プラスチック、廃棄物、水質、水資源、自然資本等のテーマを含む）自然関連戦略の公約を確実に実行することを任務としています。

Governance

Our interactions with the natural environment are broad and complex. Overall accountability rests with executive management who strive to comply with the legal and regulatory requirements as set out in our environmental policy. Matters are regularly reviewed at the board's corporate responsibility committee. The environmental advisory group is a management group with a remit to ensure the delivery of the environmental policy commitments including nature-related strategies (e.g. land, catchment, clean air, plastics, waste, water quality, water resources, and natural capital). Governance for these strategies is through cross-departmental working groups comprised of subject matter experts and decision makers to drive implementation. Governance around investment in nature-related risks and opportunities is applied as part of our Internal Control Manual.

TNFD フレームワーク「ガバナンス」パートの開示情報

[29] 出典：ENEL SPA SUSTAINABILITY REPORT 2021（2021 年、ENEL SPA）
[30] 出典：UNITED UTILITIES ANNUAL REPORT AND FINANCIAL STATEMENTS(2022 年、UNITED UTILITIES)

第４編　Q&A集

ここでは、実際に事業活動において生物多様性に関する取組を進めるに当たって、企業の実務担当者からいただくことの多い質問と、それに対する回答をお示ししています。組織内部での説明にもご活用いただければ幸いです。

「第１章　実務担当者のための Q&A」では、いずれの企業の担当者も、経営者層から受けるであろう質問に対する回答案を記載しています。

「第２章　実務担当者（中小企業）のための Q&A」では、主に中小企業の担当者が、経営者層から受けるであろう質問に対する回答案を記載しています。

「第３章　金融機関のための Q&A」では、金融機関の担当者等が、経営者層から受けるであろう質問に対する回答案を記載しています。

第１章　実務担当者のための Q&A

Q1-1. なぜ我が社が生物多様性に取り組まなければならないのでしょうか。

A1-1. 何もしないことが経営上の大きなリスクとなる可能性があるためです。

（解説）

・気候変動問題に端を発し、企業価値の評価基準は短期的な利益のみならず、長期的な企業の持続可能性にも広がっています（≒ステークホルダー資本主義の拡大）。日本政府においても、財務情報のみならず、非財務情報の開示の重要性を謳っています。このため、例えば金融機関が投融資を行う際、判断基準の一つとして、財務・非財務の両方の観点から、企業が生物多様性・自然資本をどのように捉え、対応を検討し、持続可能性を担保するかといった視点が含まれるようになりつつあります。

・そのため、事業活動において、生物多様性に対してどのような配慮を行っているかが投融資やレピュテーションの上で重要となり、その不作為は今後事業活動において大きなリスクとなる可能性があります。

・そもそも原材料の調達を（そうとは知らない場合も含めて）生態系を破壊しながら行うことは、持続可能な経営とは言えません。

・一方で、世界全体における生物多様性の保全について、自社の本業である技術や製品サービスで貢献できる機会を考えることも重要であり、これらに的確に対応することで、成長機会や競争力を得られます。

Q1-2. 我が社の事業と生物多様性はあまり関係がないと思うが、それでも取り組まなければならないのでしょうか。

A1-2. 分析・評価すらしないことは説明責任の放棄と見なされる恐れがあります。

（解説）

・（不作為のリスクについては Q1-1 のとおりですが）実際に生物多様性が事業活動に影響を与えているか（あるいは事業活動が生物多様性や自然資本に影響を与えているか）を判断する前に、生物多様性と事業活動の関係を分析・評価することが重要です。分析や評価なしに「自社は生物多様性とは関係がない」と主張すれば、仮に本当に関係がなかったとしても、説明責任を果たしていないと評価されます。

・そもそも、サービス業などのように生物多様性との関係性が弱いと考えられる業種であっても、土地や水、資源、エネルギー等を全く利用していないことは考えにくく、程度の差はあれ、生物多様性・自然資本と無関係の事業はあり得ないとも言えます。

・従って、まずは自社の事業活動を洗い出し、生物多様性の関係性の把握から着手していただくのが良いでしょう。

Q1-3. 仮に取り組まなかった場合、何かペナルティがあるのでしょうか。
A1-3. 将来的に、特に国際的なサプライチェーンや投融資でのペナルティが想定されます。

（解説）

・2022 年度現在、日本において、「取り組まないこと」に対する法令上の罰則規定等はありません[1]。

・一方で、欧州を中心に、生物多様性保全・自然資本の内部化（外部不経済の内部化）を図るための各種規制、例えば、森林デュー・ディリジェンスといった、森林破壊を伴って作られた原材料の使用を禁ずる政策が打ち出されており、今後、そうした規制を有する国々への輸出等が困難となるリスクがあります。

・加えて、欧州タクソノミー規則等において生物多様性や自然資本に配慮した事業活動の定義が進んでいった場合、生物多様性・自然資本に配慮しない事業活動は世界の投融資から弾かれる可能性があります。

・したがって、こうした将来的な移行リスクに備えるためにも、先行して自社の企業活動と生物多様性保全・自然資本に関するリスク・機会の洗い出しと対応方針を検討することが望ましいと言えます。

Q1-4. 現状で生物多様性については目標や指標が明確でなく、データも限られ、パリ協定や GHG プロトコルがある気候変動対策と比べて、取組が難しいのではないでしょうか。
A1-4. 気候変動対策と比べて整備は遅れていますが、現状でも一定の対応は可能です。また、現状では、詳細な目標や指標よりも、説得力のあるストーリーの方が重要です。

（解説）

・確かに気候変動対策と比較して、生物多様性は目標や指標が明確でなく、また、地域に応じて、同じ行為でも自然資本や生物多様性に対する影響が大きく変わるという難しさがあります。

・一方で、（本ガイドラインでも解説している）「自然資本プロトコル」、「エコロジカルフットプリント」、「LIME」などにおいて、完全ではないにしても一定の方法論が示されています。加えて、「TNFD フレームワーク」や「SBTs for Nature」などの検討において、より参考となる指標やデータベースが順次整備されつつあります。

・生物多様性・自然資本のデータや方法論は発展途上であり、長期に亘って徐々に進化していくことになると予想されます。目標の精度も大切ですが、より重要なのは、中長期的な視点で、生物多様性に取り組むことがなぜ重要か、それがどう事業活動と繋がっていくかを組織の腑に落とすことです。

Q1-5. サプライチェーン全体の把握は不可能ではないか。
A1-5. 段階的な把握が重要です。その際、他社と連携した取組の推進や、気候変動や人権、経済安全保障などの他分野とセットで取り組むことが考えられます。

（解説）

・海外の自然資本に依存する我が国の産業において、サプライチェーン全体の把握は相当程度の労力を要すると考えられます。よって、自社にとってマテリアルな領域、自然との関係性を把握した上で、そこから段階的に把握することが重要となります。

・サプライチェーンの課題は、気候変動対策や、人権対応、経済安全保障などの他分野においても挙げられており、特に気候変動対策におけるスコープ３への対応等は既に一定程度進んでいます。

・サプライチェーンの情報の把握は、まず自社として把握している内容や把握できる内容をもとに検討を進め、必要に応じて、上流や下流に広げていくことが必要です。

---

[1] 日本の場合、自然公園法（国立公園内での無許可植栽など）や種の保存法（法指定種の捕獲・譲渡等）、外来法（特定外来生物の飼養等禁止）のように、生物多様性を直接毀損する内容については罰則規定を有する法令があります。特に近年は法改正によって規制や罰則の強化が図られており、法的リスクも高まりつつあります。他方で、日本や原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・その製品の流通及び利用を促進することを目的として、2017 年に施行された、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称：クリーンウッド法）のように、生物多様性保全を促進するような法律もあります。

・そのため、生物多様性のためだけにサプライチェーン全体の情報の把握を図るのではなく、既に進めようとしている脱炭素などの取組とセットで、生物多様性と事業活動に係る情報を収集することが現実的と考えられます。

・また、先行している気候変動等、既にトレーサビリティを確保している部分から、生物多様性関連上の取得を進めることも現実的と思われます。

・ただし、気候変動対策において求められるサプライチェーン上のデータと、生物多様性で求められるサプライチェーン上のデータは、必ずしも同じではありません（例えば、事業活動が行われている地域や、供給される財・サービス量のデータは両方で必要ですが、生物多様性の場合は、事業活動が行われる地域ごとの生物多様性の状況も重要です）。また、そうしたデータを個社単位で入手することは難しい場合もあることから、業界団体や政府、国際 NPO などと連携して取り組んでいくことが良いでしょう。

Q1-6. 気候変動対策で手一杯であり、当面生物多様性まで手が回らない。まずは気候変動対策を優先して対応すべきではないでしょうか。

A1-6. むしろ気候変動対策の観点からも、生物多様性に対応することが重要です。

（解説）

・気候変動分野においても、気候変動対策と生態系保全は不可分一体であるといった認識が広がりつつあります（※例えば気候変動枠組条約における COP26 のグラスゴー気候合意やIPCC 第６次報告書など）。また、欧州のタクソノミー規則には「DNSH」（Do No Significant Harm：（気候変動、生物多様性等の６つの環境目標の）いずれにも著しい害を及ぼさない）条件などもあります。

・さらに、近年はカーボンクレジットやグリーンファイナンスにおいて、グリーンウォッシュへの懸念が高まっており、気候変動対策だけに着目した取組は、その質に疑義を呈されるリスクが高まっています。

・また、いずれ生物多様性における配慮を求められることを想定すれば、気候変動と生物多様性を別々に検討するのではなく、今から統合して検討していくことが、企業にとってより創造的で、費用対効果の高い取組にも繋がっていくと考えられます。

Q1-7. 投資家との対話に向けて何をすれば良いのでしょうか。

A1-7. TNFD フレームワークに沿った情報開示のための内容の準備が基本ですが、事業活動と生物多様性の関わりに関するストーリーも重要です。また、CDP 等の評価格付け機関への対応も投資家との対話に向けた重要なステップと思われます。

（解説）

・基本的には、TNFD のフレームワークに沿った内容（ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標）の準備が求められると考えられます。

・一方で、Q1-4　のとおり、詳細なリスク管理や指標・目標の方法論やデータセット、シナリオ分析等はこれから徐々に整備が進んでいくものと考えられ、その説明や開示には限界があります。そのため、むしろ、中長期的な観点から、将来的に生物多様性・自然資本が事業活動とどう関わり、どうリスクを低減し、機会に繋げていくのかというストーリー作りが重要と考えられます。

Q1-8. ネイチャーポジティブ（自然再興）の定義を教えてください。

A1-8. 日本政府では、生物多様性国家戦略等において、「生物多様性の損失を止め、反転させる」意味として用いています。

（解説）

・ネイチャーポジティブのポジティブの定義について国際的に合意されたものはありません。ですがその重要性については、例えば日本政府も含めた G7 諸国は、2021 年のコーンウォールサミットの首脳コミュニケの附属文書である「G7 2030 自然協約」で合意しています。

Q2-1. なぜ我が社が生物多様性への配慮に取り組まなければならないのでしょうか。
A2-1. 今後サプライヤーや、地域企業としての責任が求められる可能性があるためです。

（解説）

・サプライヤーの場合、今後 TNFD フレームワーク等の国際的な影響力が増すにつれ、サプライチェーン全体での管理強化が求められ、自社自身は TNFD への賛同等を表明しない場合でも、取引先から対応を要請されるケースが増えると考えられます。

・また、生物多様性への関心が高まることで、地域の自然資本（土地や水など）を使う主体として、あるいは 30by30 など、地域での生物多様性等の保全を担う主体として、地域から、より一層の責任を果たすことが求められる可能性があると考えられます。

・これらは、ビジネス上のリスクでもありますが、差別化を図ることで、ビジネス上の機会に転換することができます。

Q2-2. 人員も資金もないが、どこから取り組めば良いのでしょうか。
A2-2. まずは事業活動と自然や水資源などの関係を評価します。その上で、30by30 など比較的取り組みやすいところから始めることが考えられます。

（解説）

・まずは自社の事業活動と、自然や水・土地が、どう関わっているかを評価することになります。関わりを評価するに当たっては、自社のあるエリアが、自然が豊かな地域なのか否か、水資源などで逼迫しているものはないか、といった地域の状況を、自治体などに問い合わせることなどから始め、その上で、事業活動にとって特に重要なものがあるかどうかを抽出します。

・重要な事業活動を抽出した後、いかにリスクを減らし、機会を生み出せるかを検討することになります。

・例えば 30by30 実現に向けた地域の OECM 登録推進や支援などは、水資源の確保や防災・減災など、事業活動にとってのリスク低減に繋がりやすいと考えられます。

Q3-1. なぜ投融資において生物多様性への配慮が必要なのでしょうか。

A3-1. 生物多様性への対応が投融資先のセクター単位で大きな財務上のリスクとなり得るためです。

（解説）

・生物多様性や自然資本そのものは、投融資先の事業に大きく影響を与えている可能性があるため、金融機関にとってもリスクや機会になることが考えられます。

・そのようななか、昨今、グリーンファイナンスや ESG 投融資は国際的に拡大していることから、投融資による事業活動への波及効果が大きくなることが考えられます。

・金融機関による対応の重要性は国際的に認識されていることは、昆明・モントリオール生物多様性枠組における言及等[2]からも見て取れます。

Q3-2. 金融機関自身としてどのように生物多様性への配慮を行えばよいのでしょうか。

A3-2. 事業会社との対話（エンゲージメント）を通じた、事業会社の取組支援等が重要です。事業会社との対話と投融資先のセクター別のリスク評価結果を踏まえたポートフォリオの見直しの流れが想定されます。

（解説）

・金融機関は、投融資先の事業活動による自然への影響・依存・リスク・機会に対して定性的に説明するともに、可能な範囲で定量的な情報も提供すべきです。

・ただし、定性的情報についても定量的情報についても、事業会社からの開示に依存しているため、開示可能な情報には限界があると認識されています。

・TNFD は金融機関向けの自然関連リスクと機会に関する統合評価プロセスとして LEAP-FI の開発を進めており、一部公開しています。

・今後、投融資先の分析に活用な可能なツール・指標の開発は進むと考えられ、TNFD は上記の LEAP-FI に加えて、2023 年中に金融機関向けの例示的な開示を含む、ユースケース、ケーススタディ等を公表予定です。

Q3-3. 事業会社との対話はどのように行うべきでしょうか。

A3-3. 事業会社における生物多様性への取組が、中長期的に、どのように事業活動におけるリスクの低減や機会の増大に繋がっていくかを議論します。

（解説）

・TNFD 等の検討状況を踏まえ、事業会社との対話（エンゲージメント）を通じて、生物多様性に配慮した事業活動を促進するような投融資を行うことが重要です。

・エンゲージメントの際には、事業会社における生物多様性への取組が、中長期的に、どのように事業活動におけるリスクの低減や機会の増大に繋がっていくかを議論することが重要です。

---

[2] 昆明・モントリオール生物多様性枠組 ターゲット 15「生物多様性への負の影響を徐々に 低減し、ビジネス及び金融機関への生物多様性関連リスクを減らすとともに、持続可能な生産様式を確保するための行動を推進するために、ビジネスに対し以下の事項を奨励してできるようにしつつ、特に大企業や多国籍 企業、金融機関については確実に行わせるために、法律上、行政上、又は政策上の措置を講じる（以下略）」

Q3-4. 金融機関は、まず事業会社のどこを見るべきでしょうか、また、どう働きかけるべきでしょうか。

A3-4. まずは、事業会社が情報開示している内容に関して分析することが考えられるでしょう。また、公開情報だけで無く、必要に応じて対話の機会を設け、透明性や内容について精査することも必要になるかもしれません。

（解説）

・企業による情報開示の中で特に投資家に向けた開示に焦点を置いた、「「環境サステナブル企業」についての評価軸と評価の視点」（環境省、2018）を参考にすると、生物多様性に関する情報開示に関する重要な項目の例は、下記のとおりです。

- 生物多様性等が企業の事業上の重要な課題である場合、妥当と考えられる理由と共に示されているか？
- 生物多様性等に関連する事業上のリスク・機会が、企業のビジネスモデル全体や時間軸（時期）を考慮して、特定されているか？
- 生物多様性等の課題に対応するための戦略、指針、コミットメント等が策定されているか？
- 生物多様性等に関連するリスクを関する管理活動、サプライチェーン／バリューチェーンマネジメント等が示されているか？
- 生物多様性等に関連するリスク・機会を評価・管理するための重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicator）及び目標が設定され、その実績が示されているか？
- 生物多様性等関連のリスク・機会に関する企業のガバナンスが示されているか？

・また、第３編で例示するような既存のツールを用いて、自社の投資ポートフォリオから特に生物多様性・自然資本に関する重大なリスクが想定される業種・企業を特定し、それらについて重点的に情報提供を求めることも考えられます。

生物多様性民間参画ガイドライン

～ネイチャーポジティブ経営に向けて～

第３版

（令和５年４月７日公表）

編集　環境省自然環境局

〒100-8975　千代田区霞が関 1-2-2

電話　03-3581-3351（代表）

環境省

Ministry of the Environment

ネイチャーポジティブキャラクター

だいだらポジー

環境省